

# 海幹校戦略研究

---

JAPAN MARITIME SELF-DEFENSE FORCE COMMAND AND STAFF COLLEGE REVIEW

第6巻第1号(通巻第11号) 2016年7月

---

戦略的コミュニケーションとFDO

—対外コミュニケーションにおける整合性と課題— 石原 敬浩 2

## 【判例紹介】

フィリピン対中国事件：南シナ海問題をめぐる仲裁

〔国連海洋法条約付属書Ⅶ仲裁裁判所／  
管轄権及び受理可能性判決〕(2015年10月29日) 吉田 靖之 27

南シナ海をめぐるベトナムの「対中攻勢」の正体

—対中関係安定を重視せざるを得ない理由— 一柳 公大 69

日本軍の渡洋上陸作戦

—水陸両用戦争の視点からの再評価— 二宮 充史 97

英文要旨 126

執筆者・翻訳者紹介 131

編集委員会よりお知らせ 132

---

表紙：2016年インドネシア海軍国際観艦式

## 戦略的コミュニケーションとFDO

### ー対外コミュニケーションにおける整合性と課題ー

石原 敬浩

#### はじめに

2015年4月に策定された日米ガイドラインに、これまであまり馴染みのないFDO(flexible deterrent options : 柔軟抑止選択肢)という用語が盛り込まれた<sup>1</sup>。

日米両政府は、・・・、次の目的のために政府全体にわたる同盟調整メカニズムを活用する。・・・

柔軟に選択される抑止措置(flexible deterrent options)及び事態の緩和を目的とした行動を含む同盟としての適切な対応を実施するための方法を立案すること・・・適切な経路を通じた戦略的な情報発信(strategic messaging)を調整する。

日米で新設される調整メカニズムにより、自衛隊と米軍の運用の一体化を促進し、日米でFDOを共有、実施する。その際には戦略的な情報発信を日米調整で実施する、というのである。

FDOとは、危機発生時に部隊の展開等を通じ、相手側に当方の意図と決意を伝え、抑止を図るものである。一例を挙げれば、1996年に中国が台湾の総統選挙を妨害するために台湾海峡でミサイル演習を行った事に対し、アメリカが空母2隻を台湾海峡近海に派遣し、事態の沈静化に成功した。この時は米海軍のみが展開したが、今後は日米共同で同様の対処が可能となるのである<sup>2</sup>。

一方、戦略的な情報発信とは如何なるものであろうか。こちらは、国家安全保障戦略に以下の様な表現がある<sup>3</sup>。

---

<sup>1</sup> 防衛省 HP、「日米防衛協力のための指針」、2015年4月27日、3-4頁、英語表記は同HP “The Guidelines for U.S.-Japan Defense Cooperation ,April 27 , 2015,”

<sup>2</sup> 小谷哲男「新日米防衛ガイドラインで中国の「挑戦」に有効に対処せよ」Wedge Infinity、2015年5月1日

<sup>3</sup> 『国家安全保障戦略』、平成25年12月17日、国家安全保障会議/閣議決定、31

国家安全保障政策の推進に当たっては、その考え方について、内外に積極的かつ効果的に発信し、・・・官邸を司令塔として、政府一体なった統一的かつ戦略的な情報発信を行うこととし、各種情報技術を最大限に活用しつつ、多様なメディアを通じ、外国語による発信の強化等を行う。

近年日本でも使われるようになった「戦略的コミュニケーション(Strategic Communication : SC)」あるいは「戦略的情報発信」という用語であるが、この用語も米国において盛んに使用されてきた<sup>4</sup>。

国家間の緊張が高まる場面において、言語及び軍事力を含む非言語手段によるコミュニケーションを統一的かつ戦略的に実施するというのは、至極当然な事であるが、実際には、意図しないメッセージが伝達される事や結果的に逆効果となる事もあり、実行となると困難が伴うのである<sup>5</sup>。

中国は、軍事や戦争に関して、物理的手段のみならず、非物理的手段も重視しているとみられ、「三戦」と呼ばれる「輿論(よろん)戦」、「心理戦」および「法律戦」を軍の政治工作の項目に加えたほか、軍事闘争を政治、外交、経済、文化、法律などの分野の闘争と密接に呼応させるとの方針も掲げている<sup>6</sup>。近年の東シナ海や南シナ海における諸活動の背後にもこういった考え方がある。

FDOやSCは、中国のこのような活動に対抗する重要な方策である。また、

頁

<sup>4</sup> 石原敬浩「米軍における“戦略的コミュニケーション”を巡る葛藤」『海幹校戦略研究』2015年6月、第5巻第1号(通巻第9号)、93-94頁

<sup>5</sup> 例えばキューバ危機における米ソの活動とそれに対する解釈の相違、ドン・マントン、デイビッド・A・ウェルチ、田所昌幸、林晟一訳『キューバ危機 ミラー・イメージングの罟』、中央公論新社、2015年

<sup>6</sup> 中国は2003年、「中国人民解放軍政治工作条例」を改正し、「輿論戦」、「心理戦」および「法律戦」の展開を政治工作に追加した。米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」(2011年8月)は次のように説明している。

- ・「輿論戦」は、中国の軍事行動に対する大衆および国際社会の支持を築くとともに、敵が中国の利益に反するとみられる政策を追求することのないよう、国内および国際世論に影響を及ぼすことを目的とするもの

- ・「心理戦」は、敵の軍人およびそれを支援する文民に対する抑止・衝撃・士気低下を目的とする心理作戦を通じて、敵が戦闘作戦を遂行する能力を低下させようとするもの

- ・「法律戦」は、国際法および国内法を利用して、国際的な支持を獲得するとともに、中国の軍事行動に対する予想される反発に対処するもの：『防衛白書平成26年版』から再引用

長期化するグレーゾーン事態においては、この種活動こそが、軍事力行使の手法として重要になってくる<sup>7</sup>。このような情勢下、今後日米共同で FDO が実施されるようになるのである。

そこで、過去に実施された FDO と考えられる作戦<sup>8</sup> とそのメッセージ効果について検討するのが本稿の目的である。

そのため、先ず FDO や SC といった用語の定義、概念整理を行い、次に過去の事例を検討する。ケースとして、①1995-1996年における台湾海峡危機における米軍の対応、②2012年における尖閣諸島国有化を中心とする日本の対中メッセージ、③2013年東シナ海における中国の ADIZ 設定と米国の対応、④2015年南シナ海における中国の人工島建設と米軍の対応を分析し、FDO の実施及び戦略的情報発信における課題を整理する。

## 1 概念の整理、分析の枠組み

米軍文書で説明されている FDO とは以下のとおりである。

FDO とは、敵方の行動に対し、正しいシグナルを伝達し影響を与えるため、周到に検討された、抑止のための事前計画である。これは、危機発生以前に諫止(dissuade)する、あるいは危機発生時には更なる侵略を抑止する事を企図する。FDO は国力の各要素—外交、情報、軍事、経済—を手段として実施されるものであるが、これら諸要素を横断的に組合せて実施することが最も効果的である。また、それにより初動の戦略的意思決定を容易にするとともに、早期の緊張緩和、更に幅広い対処の道筋を提示し、危機解決へと導くものである<sup>9</sup>。

<sup>7</sup> 防衛研究所高橋杉雄による、ガイドライン見直しに関する分析によれば、「グレーゾーンの事態への対応のための法制度や既存の制度の機敏な運用のための取り組みが大きな意味を持つ。また、それを行う上では、・・・③については、事態の展開に応じて演習などを含む軍事行動を迅速に行い、相手にシグナルを送ったり抑止力を強化する「柔軟抑止選択肢」(FDO)と呼ばれる活動によって追求されたと考えられる。」とされている。防衛研究所『東アジア戦略概観 2015』53頁

<sup>8</sup> 作戦終了後に米軍から「この作戦は FDO である」といった声明が正式に発出された事は無く、逆に何らかの意思表示であると思われるにも係わらず、「通常の活動である」といった形で公表される場合がある。(ex.2015年10月の南シナ海 FON)

<sup>9</sup> Joint Publication (JP) 5-0, “Joint Operation Planning,” U.S. Joint Chief of Staff, 11 August 2011, Appendix E, Flexible Deterrent Options, pE-1 ; 原文では FDOs are preplanned, deterrence-oriented actions carefully tailored to send the right signal and influence an adversary’s actions. They can be established to dissuade actions before a crisis arises or to deter further aggression during a crisis. FDOs are developed for each instrument of national power—diplomatic, informational, military, and economic—but they are most effective when used to combine the influence across instruments of national power. FDOs facilitate

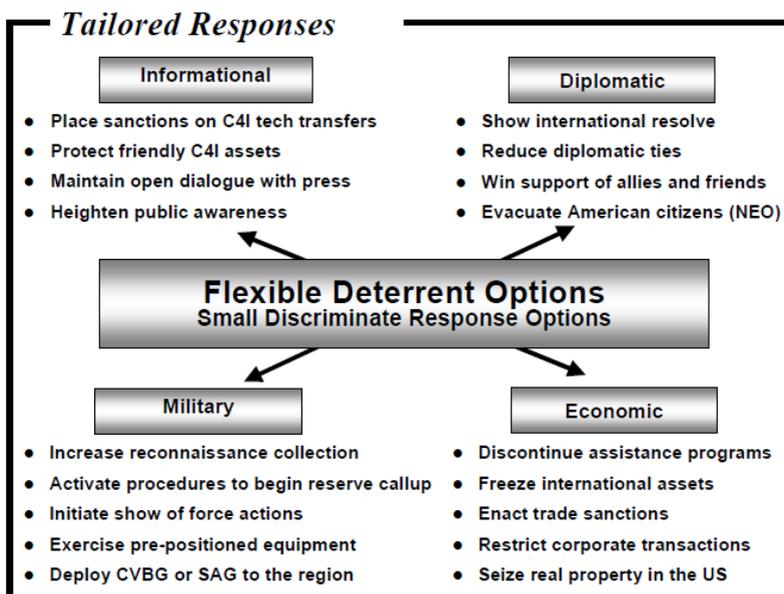


図1：FDO概念図

出所：The Joint Staff Officer's Guide 2000, JFCS Pub 1, p4-22

日米共同で実施、となればこの考え方が適用される、あるいは日米それぞれの国情に合わせて修正されるのであろうが、基本的な構造は極めて常識的なものである。相手方の侵略的行為に対し、外交的な抗議を実施すると同時に、軍事的には近傍で演習する、即応態勢を上げる、経済的関係を弱める等、国家として一つの意思の下、各種活動を整合して実施する事により、相手に「それ以上は進むな、本気だぞ」といったメッセージを、誤解されない様に伝達する事により抑止しようとする行為であり、それを事前に計画・準備するというものである<sup>10</sup>。

このうち、軍事に係わる部分では具体的にどのような作戦・軍事活動が企図されているかを確認する。

統合作戦構想における抑止作戦（Deterrence Operations Joint

---

early strategic decision making, rapid deescalation, and crisis resolution by laying out a wide range of interrelated response paths.

<sup>10</sup> FDOの具体的項目の検討については六車の研究がある。六車昌晃「危機段階における強制外交と柔軟抑止選択肢（FDO）」、『陸戦研究』1月号、第56巻・652号、（平成20年1月1日）、3-47頁

Operating Concept : DO JOC) という国防長官承認の下、統合軍として作成された文書によれば、抑止作戦の主眼は、米国の死活的国益に対する敵対行為を防止するため、敵国の意思決定過程における計算に決定的な影響を与える事である、と定義している<sup>11</sup>。

その方法としては「利得の否定 (Deny Benefits)」「コスト賦課 (Impose Costs)」「敵方の自制増進 (Encourage Adversary Restraint)」を三大柱とし、手段としては、敵方意思決定者に米国の意図、能力を理解させることが肝要であり、そのため可視的かつ敵が理解できる軍事的能力を見せることが必要とされている<sup>12</sup>。

直接的手段として「兵力投射 (Force Projection)」、「攻撃的・防衛的防衛 (Active and Passive Defenses)」、「核、通常、非力学的な全球的攻撃能力 (Global Strike (nuclear, conventional, and non-kinetic))」、「戦略的コミュニケーション (Strategic Communication)」の4つを例示している<sup>13</sup>。

また個々の作戦で効果的に抑止を發揮するには「敵方意思決定者の特定の戦略的文脈における、特定の目標達成に対し、可能な手段、方法で個別に計画・調整された (tailoring and orchestrating) 作戦の結果として抑止される。」と、ここでも整合性を重視した作戦の重要性を強調している<sup>14</sup>。

一方、SC (戦略的コミュニケーション) について米国防省用語集では、次のように定義されている<sup>15</sup>。

米国の利益、政策、目的を促進するための有利な条件を創造、強化、保持するために、主要な (key) 相手 (audience) を理解し関与するという、明確な目標を持った米国政府による努力であり、国家権力の全て的手段による行動に同期する (Synchronized) よう調整されたプログラム、計画、テーマ、メッセージ、成果を通じて実施されるもの。

---

<sup>11</sup> “Deterrence Operations Joint Operating Concept , Version 2.0, Director, Plans and Policy,” United States Strategic Command, December 2006, pp5-6

<sup>12</sup> “Deterrence Operations Joint Operating Concept , Version 2.0,” p28

<sup>13</sup> “Deterrence Operations Joint Operating Concept , Version 2.0,” pp28-44

<sup>14</sup> 原文では “deterrence results from tailoring and orchestrating available ways and means against a specific adversary’s decision-makers to achieve specific ends in a specific strategic context” , “Deterrence Operations Joint Operating Concept , Version 2.0,” p25

<sup>15</sup> ”Department of Defense Dictionary of Military and Associated Terms”

米国防省は2008年8月に「戦略的コミュニケーションの原則」を発刊し、指導者による運営(Leadership-driven)を筆頭に、信頼性(Credible)、統合された努力(Unity of Effort)等9つの原則を提示している<sup>16</sup>。

平たく言えば、「国家として、統一された意志の下、外交、軍事、経済等、国家の諸活動を実施、相手に正しい(狙ったとおりの)メッセージを伝える努力、その組み合わせ、取り組み方」とでも言えるであろう。

ただし、米国防省内ではSCという用語は部内での誤解や組織上の混乱を生じさせたため、「以後はコミュニケーション同期(Communication Synchronization:CS)という用語を使用する。」との覚書が発出されている<sup>17</sup>。用語としてのSCは変化しているが、その目指す所は情報発信を「武器」とするための方法論であり(図2参照)<sup>18</sup>、そのコンセプトは進化を遂げ、敵対勢力との国内外からの世論や支持獲得合戦の場で効果発揮を目指しているのである<sup>19</sup>。

ランド研究所のSC専門家クリストファー・パウル(Christopher Paul)はその著書及び下院軍事委員会での証言で、SCに関しては万人が納得する定義は存在せず、十人十色の解釈と実行が存在する。SCという用語に拘泥はしないが、米国は国家目標達成のため、目的に沿い横断的に調整し、熟考された上での施策に基づき外国人に情報を提供し、影響を与え、説得すべきである、と述べている<sup>20</sup>。

<sup>16</sup> 原則は第3節で詳述し分析の枠組みとする。この原則は、当時なお発展途上であったSCに関し、ドクトリンや教範が整備されるまでの基本事項として発出されたメモであるが、シンプルかつ尤もらしい原則であるので参考として使用する。U.S. Department of Defense, “Principles of Strategic Communication”, August 2008.

<sup>17</sup> George E. Little, Assistant to the Secretary of Defense for Public Affairs, “Memorandum for Commanders of the Combatant Commands,” November 28, 2012.

<sup>18</sup> 類似の概念で「パブリック・ディプロマシー(public diplomacy:PD)」という用語が頻繁に使用されるが、ランド政策研究大学院教授のクリストファー・パウルによれば、厳密な定義は難しいとしながらも、SCは情報戦(IO)や実際の行動をも含む、より包括的な概念であるとしている。Christopher Paul, *Strategic Communication, Origins, Concepts, and Current Debates*, Praeger 2011, pp40-41.

<sup>19</sup> 石原「米軍における「戦略的コミュニケーション」を巡る葛藤」、93-96頁

<sup>20</sup> Christopher Paul, “Getting Better at Strategic Communication,” Testimony presented before the House Armed Services Committee, Subcommittee on Emerging Threats and Capabilities on July 12, 2011; Christopher Paul, *Strategic Communication: Origins, Concepts, and Current Debates*, Santa Barbara, Calif. Praeger, 2011, pp17-34.

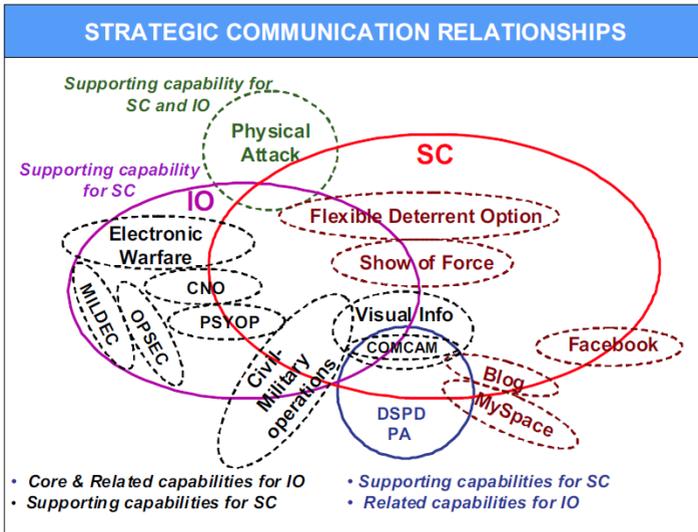


図2: SC、IO等の概念整理図(ここではFDOはSCに抱合されている)  
 出所: Commander's Handbook for SC、Figure II-2を複写<sup>21</sup>

FDOとSC、国家として対外的にメッセージを発信する、という点では類似の概念であるが、FDOは相手の出方に応じ、事前に計画・準備する政策パッケージであり、具体的な計画であるのに対し、SCはより広い概念的なものである。そこで共通するキーワードは整合性(Synchronization)である。

下世話な言い方であるが、「右手のやっている事を左手が知らず、全く別な事をやっている」のでは、緊張した場面における一国の対外活動としては不適であろう。

では、過去に実施された作戦を分析し、どのようなメッセージをどう伝えようとした作戦であったか、その効果は如何であったのか、次章以降で分析し、課題の整理を試みる。

<sup>21</sup> *Commander's Handbook for Strategic Communication and Communication Strategy Version 3.0*, (US Joint Forces Command Joint Warfighting Center, 24 June 2010), p II-7

## 2 事例分析

### (1) 台湾海峡危機

本事例は、1996年、中国が台湾の総統選挙を妨害するために台湾海峡でミサイル演習を行った事に対し、アメリカが空母2隻を台湾海峡近海に派遣し、事態を沈静化させたものである。

1988年に総統に就任した李登輝は積極的に台湾における民主化を推進してきた。1995年には台湾初となる、民衆が直接総統を選ぶ選挙の実施を決定する一方、6月には母校訪問の目的で訪米した<sup>22</sup>。これに抗議するかのように7月、中国は台湾沖60kmに弾着するミサイル演習を実施した<sup>23</sup>。これらの行動により中国と台湾・米国の間には緊張が高まっていった。

1996年2月には香港の新聞が40万人を動員する大規模軍事演習について報道した<sup>24</sup>。危機は徐々に高まっていった。

3月5日、中国軍は3月8日から15日の間、台湾の基隆沖20-40NMと高雄沖30-50NMの2か所の海域において、地対地ミサイル演習を行なうと予告した<sup>25</sup>。

3月8日、予告通り中国によるミサイル演習が開始された。同日、台湾国防部は、中国軍が台湾北東沖と南西沖にDF-15を計3発、3月13日には南西沖に4発目のDF-15を発射し、いずれも予告海面に弾着したと発表した<sup>26</sup>。

同日、ペリー(William J. Perry)国防長官は国務長官、安全保障担当大統領補佐官と共に、中国副外交部長との会談に臨み、それまでの外交的なアプローチが功を奏しておらず、誤解のない強力で明白なメッセージ(deliver a crystal-clear . . . strong and unambiguous message)を中国指導者に伝達する必要があることを痛感した。そして大統領の承認の下、インディペンデンス空母機動部隊及びニミッツ空母機動部隊の台湾周辺海域

<sup>22</sup> 野村貴之「1996年の中台危機、一当時の総統である李登輝は、中台危機の際、どのような対応を行い回避したか?」、『現代社会研究科研究報告』第7号、愛知淑徳大学大学院現代社会研究科、2011年9月30日、162-167頁

<sup>23</sup> “Taiwan Strait, 21 July 1995 to 23 March 1996” GlobalSecurity, [http://www.globalsecurity.org/military/ops/taiwan\\_strait.htm](http://www.globalsecurity.org/military/ops/taiwan_strait.htm)

<sup>24</sup> Douglas Porch, “The Taiwan Strait Crisis of 1996 - Strategic Implications for the United States Navy,” *Naval War College Review Summer 1999*, p20

<sup>25</sup> 『読売新聞』1996年3月5日。; “Taiwan Strait, 21 July 1995 to 23 March 1996” GlobalSecurity,

<sup>26</sup> 『読売新聞』1996年3月8日(夕刊); 『読売新聞』1996年3月13日(夕刊)。

への進出を命じた<sup>27</sup>。

3月11日、ペリー国防長官は空母インディペンデンスや巡洋艦が台湾周辺海域において、演習を注意深く監視しており、さらに空母ニミッツを中心とする機動部隊が台湾海域に向け航行中であることを明らかにした<sup>28</sup>。

3月15日、ミサイル演習の終了が発表されると、ホワイトハウスのマカリー(Mike McCurry)報道官は、これを「緊張の緩和に繋がる」と評価した<sup>29</sup>。

同15日、中国軍は3月18日から25日まで、福建省沖で三軍合同軍事演習を行なうと発表し、これは3月23日の台湾総統選挙を含む期間での告示であったが、3月22日に航空機による降下訓練があった他、目立った動きは見られず、3月25日、中国は三軍合同演習の終了を宣言し、事態は沈静化した<sup>30</sup>。

この一連の活動をジェームズ・E・アワー教授は「米国は・・・空母2隻を派遣して、これに応じた。中国は怒りの反応を示したが、ミサイル発射は終わり、台湾住民が李登輝氏を総統にした選挙は円滑に進んだ。中国は力を尊重するのである。」と高く評価している<sup>31</sup>。

## (2) 2012年日本の対中メッセージ、尖閣国有化他

2012年は世界的に指導者交代の年であった。米、ロ、韓、仏では大統領選挙が実施され、中国でも秋の共産党大会で国家指導者として習近平が選ばれる予定であり、年初から世界中が国際関係に注目している年であった<sup>32</sup>。我が国でも夏頃から「近いうち解散」との論調が高まり<sup>33</sup>、11月に衆院解散・総選挙、民主党から自民党へ政権交代した年であった。

日中関係全般としては、2012年は日中国交正常化40周年にあたり、前年訪中した野田総理は胡錦濤国家主席や温家宝総理との間で、2012年を

---

<sup>27</sup> Porch, “The Taiwan Strait Crisis of 1996,”p20

<sup>28</sup> Linda D. Kozaryn, “Perry Says Second Carrier Task Force Moving to Taiwan,” American Forces Press Service, 11 March 1996 ; DoD News Briefing, Secretary of Defense William J. Perry, March 8, 1996

<sup>29</sup> 『読売新聞』1996年3月16日

<sup>30</sup> 『読売新聞』1996年3月16日；浜本良一「台湾海峡危機はいかに回避されたか」井尻秀憲編著『中台危機の構造』勁草書房、1997年、221頁。

<sup>31</sup> 『産経新聞』2011年12月5日

<sup>32</sup> 櫻井よしこ「世界中の『指導者交代ラッシュ』で『日本』の正念場」、『週刊新潮』2012年1月19日号

<sup>33</sup> MSN 産経ニュース、2012年8月8日

「日中国民交流友好年～新たな出会い、心の絆～」とすることを確認し「戦略的互惠関係」を一層深化させ、日中関係を安定的に発展させ、幅広い分野での協力及び交流を進める予定であった<sup>34</sup>。

一方、尖閣諸島を巡っては、1992年に中国は領海法を制定、一方的に中国領と位置づけ、2009年には離島の管理強化等を定めた海島保護法を制定した。2010年9月には、尖閣諸島の領海内に侵入した中国漁船が、海上保安庁の巡視船に体当たりする事案が発生、海上保安庁は船長を逮捕した<sup>35</sup>。これに対し、中国側は閣僚級の往来停止、フジタ社員4人の身柄拘束、レアアースの日本向け輸出を事実上停止する等厳しい手段で対抗した。最終的には那覇地方検察庁が9月24日、「わが国民への影響や、今後の日中関係を考慮して」船長の処分保留、釈放を決定した<sup>36</sup>。これに関連し前原外相(当時)は2010年10月の国会答弁で、「こういう問題は一時棚上げしても構わないと思う。・・・これは鄧小平氏が一方的に言った言葉であって、日本側が合意したということではございません。従いまして、結論としては、棚上げ論について中国と合意したという事実はございません」<sup>37</sup>と明言した。中国側は前原外相の見解を「前原ドクトリン」と呼んで重視し、「漁船衝突事件を契機に民主党政権になって尖閣問題への政策が変更された」と嚴重に受け止めたとされる<sup>38</sup>。

この様に、尖閣諸島を巡り緊張が高まる中、日中の関係改善を模索していた2012年、どのようなメッセージが日本から中国に伝えられたのかを検証する。

2012年1月16日、藤村修官房長官は記者会見で、日本の排他的経済水域(EEZ)の基点でありながら、これまで名称のなかった沖縄・尖閣諸島などの39の離島への命名について「最優先で取り組んでいく。今年度中に決定する」と名称を決める方針を表明、中国は強く抗議した<sup>39</sup>。

<sup>34</sup> 「新華社東京支局 2012 新年会における野田内閣総理大臣挨拶」平成 24 年 1 月 27 日

首相官邸 HP、<http://www.kantei.go.jp/jp/noda/statement/2012/0127xinhua.html>

<sup>35</sup> 『産経新聞』2010年9月8日

<sup>36</sup> 川村範行「尖閣諸島領有権問題と日中関係の構造的変化に関する考察」、『名古屋外国語大学外国語学部紀要』第46号、2014年2月、35頁

<sup>37</sup> 第176回国会 安全保障委員会 第2号(平成22年10月21日(木曜日))  
[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/001517620101021002.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/001517620101021002.htm)

<sup>38</sup> 川村「尖閣諸島領有権問題と日中関係の構造的変化に関する考察」35頁

<sup>39</sup> MSN 産経ニュース 2012年1月16日

4月16日、訪米中の石原慎太郎東京都知事はワシントンで講演し、東京都が沖縄県・尖閣諸島の購入へ向け最終調整を進めていることを公表した。同諸島を個人所有する地権者と交渉をしており、年内の取得を目指すとした。一方中国の劉為民外務省報道局参事官は日本側のいかなる一方的な措置も無効であると反発した<sup>40</sup>。しかしながら、この反発は国有化に対する反発に比較すれば抑制的なものであった<sup>41</sup>。野田首相も4月26日中日友好協会の唐家セン会長と東京で会談し、「今年は日中国交正常化40周年であり、両国関係の発展にとって重要な意義を持つ。中国側と共に努力して政治的相互信頼を強化し、人的・文化交流を拡大し、互惠協力を深化し、・・・日中戦略的互惠関係の一層の前進を促したい」と述べ、一層の前進を促す意向を表明した<sup>42</sup>。

5月14日、中国から海外に逃れた亡命ウイグル人組織を束ねる「世界ウイグル会議」(ラビア・カーディル主席)の代表大会が東京都内で始まった。大会参加のためカーディル主席が来日、中国当局は、同主席が新疆ウイグル自治区の独立運動を背後で画策し「(国家)分裂活動を行ってきた」と非難しており、日本政府が今回、査証(ビザ)を発給したことに強く反発した。中国当局は、独立運動がくすぶる新疆ウイグル自治区とチベット自治区の安定を妥協の余地がない「核心的利益」と位置付けて最重要視し、ウイグル族の「民族自決権」などを求める世界ウイグル会議を敵視し、日本政府に東京での大会開催を阻止するよう求めてきており、東京での開催は、日中間の火種となる可能性もあると報じられた<sup>43</sup>。

同じく5月14日、日中韓三か国首脳会談の為訪中していた野田首相に対し、温家宝首相は「核心的利益、重大な関心事項を尊重する事が大事だ」と牽制したとされている<sup>44</sup>。

駐中国大使の丹羽宇一朗は英紙フィナンシャルタイムズのインタビューに答える形で尖閣購入に異議を唱え、玄葉外相から注意を受け、後に更迭されることとなった<sup>45</sup>。

7月7日野田総理は東京都が保有するよりは良いと判断し、尖閣国有化を表明、これに対して中国側は強烈に反発した。7月7日は盧溝橋事件勃

40 『朝日新聞』2012年4月18日

41 カロル・ザコフスキー(Karol Zakowski)「2012年尖閣諸島国有化をめぐる決定過程の一考察」、『法と政治』64巻4号(2014年2月)、123頁

42 『人民網日本語版』2012年4月27日

43 『日本経済新聞』電子版、2012年5月14日

44 川村「尖閣諸島領有権問題と日中関係の構造的変化に関する考察」、29頁

45 同上、30頁

発の日「7.7」であり、そのような刺激的な日に尖閣国有化方針を表明したことは、中国への配慮を欠いたものであると評価されている<sup>46</sup>。

中国国営新華社通信は8日夜、日本政府の尖閣諸島国有化方針について、両国関係を悪化させる「火遊びだ」と批判する論評を配信した。中国外務省の劉為民報道官は9日、中国政府が国有化の動きに反対する「厳正な申し入れ」を日本政府にしたことを明らかにした。新華社の論評は、石原慎太郎・東京都知事が提唱した尖閣諸島の購入計画を「茶番」とし、「日本政府は両国関係の大局を顧みず、この茶番劇の主役になることを決めた。釣魚島問題について両国が（解決に向けた）政策を展開できる空間を縮めるものだ」と批判した<sup>47</sup>。

7月11日には中国の漁業監視船3隻が尖閣諸島久場島沖の接続水域に侵入し、退却要求に応じなかった。中国外務省の劉為民報道官は日本の抗議に答えて、中国の法律に従って中国の管轄水域での「正常な公務」だけであると強調、8月には香港からの活動家が釣魚島に上陸、不法上陸・入国の疑いで逮捕された。中国政府は従来の方針を変えて、抗議船の出航を阻止しなかっただけでなく、中国国営中央テレビは「上陸に成功」と速報した。日本側は中国外務省による即時釈放の要求に応じて、中国人活動家を強制送還した<sup>48</sup>。

この日中緊張関係を米側も懸念していた事が、クリントン前国務長官が在任中、個人用アドレスで公務のメールを送受信した問題に絡み米国務省が公開したメールから判明している。このメールによると、カート・キャンベル国務次官補(当時)は国有化前の9月3日、米政府関係者に対して、佐々江賢一郎外務次官(同)から日本政府の尖閣国有化の方針を事前に伝えられたことを報告、キャンベル氏は日本側に、中国政府との協議を促したところ、日本側は中国が国有化の必要性を理解し、受け入れるだろうとの見方を示したという。キャンベル氏はメールの中で、日本側の見方について「確信は持てない」と伝えたとされている<sup>49</sup>。

9月9日、ロシアで開催されたAPECにおいて、胡錦濤国家主席が野田総理との立ち話で、「日本がいかなる方法で釣魚島と買おうと、それは不法であり、無効である。中国は島を購入することに断固反対する。・・・日本

<sup>46</sup> 川村「尖閣諸島領有権問題と日中関係の構造的変化に関する考察」、31頁

<sup>47</sup> 『朝日新聞』電子版、2012年7月9日

<sup>48</sup> カロル・ザコウスキー「2012年尖閣諸島国有化をめぐる決定過程の一考察」、124頁

<sup>49</sup> 『読売新聞』2016年2月1日

は事態の重大さを十分に認識し、まちがった決定を絶対にしないようにしなければならない。」と警告したとされている<sup>50</sup>。9月10日中国外務省は「領土主権の侵害は座視せず、日本が我を通すなら重大な結果は日本側が引き受けねばならない」と警告し、11日の人民日報では懸崖鞍馬（絶壁で馬の手綱を引き踏ん張っている状態）との言葉で牽制した<sup>51</sup>。

このような中、9月11日には尖閣諸島が国有化された<sup>52</sup>。その直後から9月18日にかけて中国全土100か所以上で反日デモが繰り広げられ、建物の破壊、略奪行為が行われ反日気運が一気に高まったのである<sup>53</sup>。

また、中国公船による尖閣諸島領海、接続水域における活動についても9月14日以降急激に増加し、荒天の日を除きほぼ毎日接続水域に入域するようになり、最近でも、毎月3回程度の頻度で領海侵入を繰り返している<sup>54</sup>。

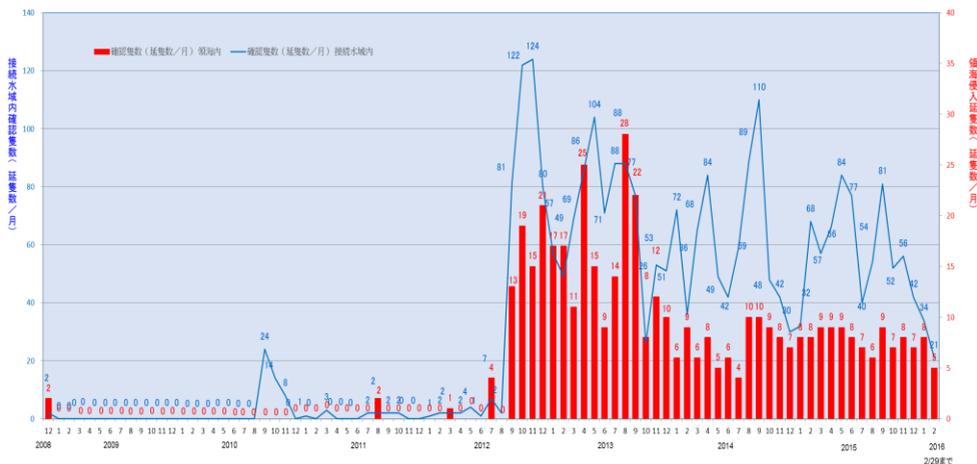


図3：中国公船等による尖閣諸島周辺の接続水域内入域及び領海侵入隻数  
出所：海上保安庁 HP<sup>55</sup>

50 遠藤蒼「発火点は野田総理と胡锦涛国家主席の「立ち話」 中国政府の決意——最大規模の反日デモの背景」、『日経ビジネス On Line』2012年9月19日

51 川村「尖閣諸島領有権問題と日中関係の構造的変化に関する考察」、33頁

52 『読売新聞』2012年9月13日

53 川村「尖閣諸島領有権問題と日中関係の構造的変化に関する考察」、33頁

54 「尖閣諸島周辺海域における中国公船等の動向と我が国の対処」

海上保安庁 HP、<http://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/senkaku/senkaku.html>

55 同上

11月13日、来日中のチベット仏教の最高指導者ダライ・ラマ14世が国会内で講演し、中国国内で相次ぐチベット族の焼身自殺について「中国政府は何が原因か調べるべきだが、地方政府は恐らく正確に報告していない」と指摘。「外国の議員団が訪問し、現状を報告すれば、中国の高官も真の姿を知ることができるだろう」と語った。ダライ・ラマが国会内で講演するのは初めての事であり、同日発足した超党派の「チベット支援国会議員連盟」は「チベット及びウイグルなどに対する中国の不当な人権弾圧について、改善を中国政府に厳しく求めていく」とのアピール文を採択した<sup>56</sup>。

2012年の日本から中国に対して発信されたメッセージとしては、「日中友好、関係改善」という野田総理の方針がある一方、中国が従来、「核心的利益」と主張してきた新疆ウイグルやチベット問題に積極的に関与する姿勢が伺える。

そのような中での尖閣諸島国有化は、東京都が保有するよりは国が保有した方が中国の反発は少なく日中関係にはベターであるとの判断であったが、結果としては逆効果であり<sup>57</sup>、全体として日本は対中強硬姿勢へ舵を切った、と理解された可能性がある。

「日本は中国の指導者交代、あるいは世界的な指導者交代の微妙な時期に、中国への対決姿勢を突き付ける強硬な姿勢に転じた、その戦術としては、中国の弱点である少数民族や人権問題も利用する意図がある。」と事実関係から分析されかねないメッセージ発信であり、野田総理の意図とは異なったものとなったと言えよう。

### (3) 2013年、東シナ海 ADIZ 設定と米国の対応

この事案は2013年11月、中国が東シナ海に防空識別区<sup>58</sup>を設定、事前の飛行計画提出を義務付け、自国の規則に従うことを要求し、従わない場

<sup>56</sup> MSN 産経ニュース、2012.11.13、「ダライ・ラマが国会内で講演 安倍氏にスカーフ 中国は案の定反発」、

<<http://sankei.jp.msn.com/world/print/121113/chn12111322320012-c.htm>>

<sup>57</sup> Karol Zakowski、「2012年尖閣諸島国有化をめぐる決定過程の一考察」、『法と政治』64巻4号(2014年2月) 129頁

<sup>58</sup> 中国の主張する東シナ海防空識別区は国際慣習法上の一般的な防空識別圏とは大きく異なり、あからさまに領有権を主張するものである。英語では両者同じく“Air Defense Identification Zone : ADIZ”と表記されるが、性質が異なるのでここでは「識別区」を使用する。永岩俊道「日本を「狙い撃ち」した「東シナ海防空識別区」—国際標準を逸脱した中国版「防空識別圏」批判」、『外交』Vol.23(2014年1月)、92-93頁

合には軍事力行使をも匂わせる防衛的緊急措置を取ることを含んだ内容で、同日から有効であると公表した<sup>59</sup>。これに対し、米国は速やかに抗議、爆撃機の飛行をもってその意思を示し、中国の宣言の無効化を図ったものである。

2013年11月23日、中国国防省が防空識別区の設定を発表し、当該空域を飛行する航空機は中国国防部の定める規則に従うように要求した。

これに対し米国側は即日異議申し立てを行った。

ケリー国務長官は「東シナ海の現状を変更しようとする試み」であると指摘し、「この一方的な行動は地域の緊張を高め、自己の危険を生じさせるものである。」と警告、中国の一方的な主張は認めないと明言し、さらには日本とも協議したことを明らかにした<sup>60</sup>。

ヘーゲル国防長官も「我々は同盟国や友好国へのコミットメントは誠実に履行する。米国は積年の日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを再確認する」とした上で、「中国の発表により米国の軍事作戦の在り方は変わらない」と中国の要求に従わない事を明言した<sup>61</sup>。

その2日後、米海軍は海上自衛隊との年次演習<sup>62</sup>に空母ジョージ・ワシントンを含め参加する事を公表<sup>63</sup>、3日後の11月26日には、2機のB-52爆撃機をもって尖閣諸島周辺上空を飛行させ、直接的な異議申し立てを実施したのである。

B-52編隊は1500マイル以上離れたグアム島のアンダーソン基地を離陸後、北西に飛行し、中国が宣言したADIZに進入した。中国は空域に進入する航空機には事前通告を義務付けるとしていたが、米軍は一切の通報な

---

<sup>59</sup> Ian E. Rinehart, Bart Elias, "China's Air Defense Identification Zone (ADIZ)," CRS Report, Congressional Research Service, R43894, January 30, 2015, Appendix. Text of ECS ADIZ Announcement.

<sup>60</sup> "Statement on the East China Sea Air Defense Identification Zone," U.S. Department of State's Press Statement, John Kerry, Secretary of State, Washington, DC, November 23, 2013

<sup>61</sup> 原文では "We remain steadfast in our commitments to our allies and partners. The United States reaffirms its longstanding policy that Article V of the U.S.-Japan Mutual Defense Treaty applies to the Senkaku Islands." "Hagel Issues Statement on East China Sea Air Defense Identification Zone," American Forces Press Service, Nov. 23, 2013

<sup>62</sup> 米軍側呼称 "Annual Exercise (AnnualEx) 2013"、海上自衛隊では海上自衛隊演習と呼称。

<sup>63</sup> Ian E. Rinehart, "China's Air Defense Identification Zone (ADIZ)," CRS Report, p15

しに空域に進出した<sup>64</sup>。中国は、指示に従わない航空機は軍事的な対応の対象になり得ると警告していたが、対応を取らなかったのである。なお、これらの爆撃機は事前に計画された訓練の一環として、爆弾を搭載せずに飛行したものであり、日本にはその計画を事前に伝え、航空自衛隊とはコンタクトしつつ飛行したとされている<sup>65</sup>。

2014年3月には日本と米国が連名でICAO(International Civil Aviation Organization: 国際民間航空機関) 理事会に対し、中国のADIZ設定はシカゴ条約に違反であり、安全を阻害するものであるとし、飛行の自由と防空識別圏との関係についてICAO事務局の専門的見解を求める書簡を提出している<sup>66</sup>。

このADIZ設定問題の場合では、米側の公式な発表や説明、明白な行動があったため、同盟国である日本や相手国中国に対しても、「中国の一方的な要求を含む防空識別区設定は認めない」というメッセージがクリアに伝わったと評価できる。

米陸軍ドクトリンコマンド所属の戦略家ダニエル・スクマン(Daniel Sukman)は、「米軍の各地域担当の指揮官は、非致命的なA2/AD脅威に対しては、同様に非致命的な手法をもって対抗する手段を準備すべきである。中国のADIZ設定に対して非武装のB-52爆撃機を飛行させたのはその典型である・・・FDOこそがその所要に応じる手法である」と評価している<sup>67</sup>。

#### (4) 2015年南シナ海における中国による人工島建設と米軍FON

近年南シナ海において、中国が岩礁を埋立て人工島の建設を進め、軍事基地化を進めており、沿岸国、特にベトナム、フィリピンから抗議の声が上がっていた。米国内でも、2013年から続く中国の埋立て工事及び一方的な現状変更に対しより強硬な態度で対処すべきという声は存在した。特に

<sup>64</sup> 原文では"We remain steadfast in our commitments to our allies and partners. The United States reaffirms its longstanding policy that Article V of the U.S.-Japan Mutual Defense Treaty applies to the Senkaku Islands."

"Hagel Issues Statement on East China Sea Air Defense Identification Zone," American Forces Press Service, Nov. 23, 2013

<sup>65</sup> Juliane Barnes, Jeremy Page, "U.S. Sends B-52s on Mission to challenge Chinese Claims," The Wall street Journal, ,27 Nov. 2013

<sup>66</sup> Roncveert Almond, "Troubled Skies Above the East China Sea," *The Diplomat*, November 24, 2014; 第186回国会 外務委員会第4号、平成26年3月12日会議録

<sup>67</sup> Daniel Sukman, "Expanding the Anti-Access Problem Set," *Small War Journal*, 16April 2014

カーター国防長官以下国防省、海軍は中国の活動に危惧の念を抱いていた<sup>68</sup>。

しかしながら、中国との関係を重視するオバマ政権は、2012年から当該海域における FON は控えていた<sup>69</sup>。数か月にわたる強硬派の議員や安全保障専門家への突き上げの結果、ついにオバマ政権は中国の人工島建設に対し、10月 FON 作戦を実施した<sup>70</sup>。

2015年5月21日、米 CNN テレビは南シナ海上空を飛行する米海軍 P8 哨戒機に同乗、中国による埋立ての様子を放映、米海軍が定期的に哨戒飛行を実施し、埋立て状況を把握していることを全世界に報道した<sup>71</sup>。

5月30日には、シンガポールで開かれたアジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアログ)において、カーター国防長官が埋立ての即時中止を要求する事態となった。なお、この際、人工的に埋立て造成された島は領海を主張する事ができず、国際法的に上空飛行を含め、何ら行動の妨げとはならない。従って、米軍は今後も FON や上空飛行の権利を行使する旨の主張もなされた<sup>72</sup>。

また6月8日の主要7カ国首脳会議(G7サミット)首脳宣言には「我々は東シナ海及び南シナ海での緊張を懸念している。」「威嚇、強制又は武力の行使、及び大規模な埋立てを含む、現状の変更を試みるいかなる一方的行動にも強く反対する。」という文言が盛り込まれ、国際社会としても厳しい反応を示すこととなった<sup>73</sup>。

ハリス米太平洋軍司令官は7月24日、安全保障に関するシンポジウムで、埋立てに触れ、クリミア半島を併合したロシアを引き合いに「狭小な私欲のために、現状を変えようとしている」と非難するとともに、ファイアリークロス礁では戦闘機用の格納庫も建設している、一連の施設は「明らかに軍事的な性質のものだ」と指摘した。3000m級の滑走路は「大型爆

<sup>68</sup> ウィリアム・ドブソン「南シナ海で始まった米中新時代」、『ニューズウィーク日本語版』2015年11月10日、26-27頁

<sup>69</sup> Michael J. Green, Bonnie S. Glaser, Gregory B. Poling  
“The U.S. Asserts Freedom of Navigation in the South China Sea,” CSIS HP, Oct 27, 2015,

<http://csis.org/publication/us-asserts-freedom-navigation-south-china-sea>  
<sup>70</sup> Helene Cooper, Jane Perlez “White House Moves to Reassure Allies With South China Sea Patrol, but Quietly,” *The New York Times*, OCT. 27, 2015

<sup>71</sup> AFPBB News、2015年5月22日

<sup>72</sup> 『読売新聞』2015年5月31日

<sup>73</sup> 外務省 HP、「2015 G7 エルマウ・サミット首脳宣言(仮訳)」、平成 27年6月8日

撃機 B-52 も利用できる長さで、ボーイング 747 型機の離陸距離より 900m も長い」と指摘。こうした人工島に監視レーダー網などが設置されれば、「対中国の戦闘シナリオにおいて、こうした施設は攻撃対象となる」などと警告した<sup>74</sup>。

9月の上院軍事委員会でもハリス司令官は同様に証言、デービッド・シアー国防次官補は2012年以来12海里以内を航行する FON が実施されていないと述べ、マケイン議長が「暗黙の認知に繋がる危険な政策」と批判した<sup>75</sup>。

ここまで、国防省や海軍が危機感を募らせる一方、オバマ大統領は9月に実施される首脳会談において、何らかの妥協が得られるのではないかと期待、それまで FON 活動は控えるように指示していた<sup>76</sup>。

しかし、米中首脳会談で、埋め立てや施設建設などの停止を要求したのに対し、習近平国家主席が「中国の領土だ」と拒否した事からオバマ大統領も次のステップへの移行に踏み切った<sup>77</sup>。

10月に入って、米国は FON 作戦のため、海軍艦艇を派遣する方針を決めた事を事前に関係各国に通報する事にした<sup>78</sup>。それまでも派遣方針は複数の米政府高官が公に示唆していたが、関係国に意向を伝える事で、支援あるいは好意的反応を期待していたと見られる。

間もなく FON が実施されるという報道に対し、中国は「領海や領空の侵犯は絶対に許さない」と事前警告を発した<sup>79</sup>。

10月15日、来日していた米海軍トップである作戦部長ジョン・リチャードソン大將 (Admiral John Richardson) は「米海軍はグローバルな海軍であり、世界中に展開している。国際法に基づく FON を実施しても、今更誰も驚きはしないだろう。南シナ海でもプレゼンスは維持しており、

<sup>74</sup> Terri Moon Cronk, "Pacom Chief: China's Land Reclamation Has Broad Consequences," *DoD News*, July 24, 2015 ; 『読売新聞』プレミアム 2015年7月25日

<sup>75</sup> David Larter, "Navy will challenge Chinese territorial claims in South China Sea," *Navy Times*, October 8, 2015

<sup>76</sup> Helene Cooper, Jane Perlez "White House Moves to Reassure Allies With South China Sea Patrol, but Quietly," *The New York Times*, OCT. 27, 2015 ; ウィリアム・ドブソン「南シナ海で始まった米中新時代」、27頁

<sup>77</sup> ジョナサン・プローダー「遅すぎた決断が禍根を残す」、『ニューズウィーク日本語版』、2015年11月10日、28頁

<sup>78</sup> Jane erlez, Javier Hernandez, "U.S. Tells Asian Allies That Navy Will Patrol Near Islands in South China Sea," *The New York Times*, OCT. 12, 2015

<sup>79</sup> Adam Rose, David Brunnstrom, "China warns U.S. it will not allow violations of its waters," *Reuters*, Oct 9, 2015

日常的に活動を実施中である。」と過剰な期待、FONを特別視する報道に対し、冷静になるよう促す発言をしつつ、予告した<sup>80</sup>。

中国解放軍側の反応として、范長龍・中央軍事委員会副主席は、17日の国際会議での演説で「争いは平和的に解決し、軽々しく武力に訴えることはしない」と訴えたが、軍内では「軍幹部としてふさわしくない」と強い反発が出たと報道されている<sup>81</sup>。この発言はよほどの事が無い限り、武力行使はしない、という中国側からの貴重なメッセージである。

同盟国への情報提供として、日本へは、米国家安全保障会議(NSC)のクリテンブリック・アジア上級部長が10月20日、人工島周辺で米艦船を航行させる方針を日本側に説明したと、河井克行首相補佐官がワシントンで記者団に明らかにした<sup>82</sup>。

そして、10月26日、米海軍イージス駆逐艦ラッセンはフィリピン西方、スビ礁周辺海域でのFONを実施した。

しかしながら、この件に関する公式発表は無かった<sup>83</sup>。ホワイトハウスは作戦実施に関する話を公にしないように国防省に指示し、ラッセンが海域を出るまで、メディアに対する公式の発表を禁じ、さらに記者に問われた場合の対応として、公式の記録に残る形での行動に関し話さないように指示したとされている<sup>84</sup>。

27日、サリバン上院議員は米上院軍事委員会の公聴会でカーター国防長官に「海軍艦艇が12海里以内に入ったという情報があるが、それは事実か、実施したのか。」と質問した。はっきりと認めない長官に対し、マケイン上院議員は「何故、明確に認める、あるいは否定しないのか。」と詰め寄り、「個別の軍事作戦に関しお話しすることは好ましくないが、貴方が新聞で読んだ事は事実だ。」と認めた<sup>85</sup>。

米国の行動を受けて、中国外交部報道官は抗議したが、その際の発言内容が微妙である。米船は「不法に」南シナ海の関係の「周辺水域」、「近くの水域」、「隣接する水域」に入ったとは言ったが、「領海」とは言わなかった。また「中国の主権と安全保障權益に脅威を与えた」と述べたが、以前

<sup>80</sup> David Larter, "CNO: South China Sea patrols are not provocative," *Navy Times*, October 15, 2015

<sup>81</sup> 『日本経済新聞』電子版、2015年10月29日

<sup>82</sup> 「米艦派遣方針を日本側に説明 米オバマ政権高官」、産経ニュース、2015.10.21

<sup>83</sup> Sam LaGrone, *USNI NEWS*, October 27, 2015

<sup>84</sup> Helene Cooper, Jane Perlez "White House Moves to Reassure Allies With South China Sea Patrol, but Quietly," *The New York Times*, OCT. 27, 2015

<sup>85</sup> Helene Cooper, Jane Perlez "White House Moves to Reassure Allies With South China Sea Patrol, but Quietly," *The New York Times*, OCT. 27, 2015

のような主権「侵犯」とは言わなかった。中国は「中国の主権と安全保障権益を…害する」と述べ、「中国の主権と安全保障に有害な」行動は慎むべきだと述べたのである<sup>86</sup>。

12海里という数字は領海の幅を示す数字である。そこに入るということは、領海内を通過すると言う事であるが、ここで問題なのはスビ礁の地位である。

スビ礁は、元々高潮時には水面下に没する暗礁であり、中国の埋立てにより人為的に作られた島である。国連海洋法条約では「島とは、自然に形成された陸地で、水に囲まれ、高潮時でも水面上にあるものをいう。」<sup>87</sup>と定義されており、領海を主張する基点とは成りえないからである<sup>88</sup>。

そこで、報道官はスビ礁に領海があるかどうか、米海軍が中国の主権を侵犯したかどうか、海域のどこまでに中国が主権を主張するのかなどについて立場を述べることを避けたのである<sup>89</sup>。逆に、米国の何を主張したかったのかについても、公式な声明等が無いため、詳細は不明である。

11月に実施された東南アジア諸国連合(ASEAN)の首脳会議の議長声明では、南シナ海の現状について「増加する軍事資産の存在と前哨基地のさらなる軍事化の可能性について、複数の首脳から示された懸念を共有した」と述べられ、周辺国間による危機意識の共有が表明された<sup>90</sup>。

しかし東アジアサミットで中国の李克強首相は、中国が南シナ海で進める人工島造成や施設建設に関し、『軍事化』とは言えない」と反発し<sup>91</sup>、その後も工事を進め、2016年1月2日人工島に建設した飛行場を完成させ航空機を着陸させる試験実施を公表した<sup>92</sup>。

2016年3月海軍作戦部長リチャードソン大將は、中国がスカボロー礁でも新たな埋立てへの動きを見せている事実を指摘し、南シナ海でも防空識

<sup>86</sup> 「知的戦場と化する南シナ海 曖昧戦略で主権狙う中国」、*Wedge Infinity*;2015年12月7日;Graham Webster, 'How China Maintains Strategic Ambiguity in the South China Sea,' *The Diplomat*, October 29, 2015

<sup>87</sup> 国連海洋法条約第121条

<sup>88</sup> カール・セイヤー「それは「埋立て」ではない 国際法に照らせば、中国が行っているのは人工島の建設。あり得ない領有権を主張する法的錬金術が加速する」『ニューズウェーク 日本版』2015年7月7日、30頁

<sup>89</sup> 「知的戦場と化する南シナ海 曖昧戦略で主権狙う中国」、*Wedge Infinity*;2015年12月7日;Graham Webster, 'How China Maintains Strategic Ambiguity in the South China Sea,' *The Diplomat*, October 29, 2015

<sup>90</sup> 『朝日新聞』デジタル、2015年11月23日

<sup>91</sup> 『時事ドットコム』2015年11月24日

<sup>92</sup> 『読売新聞』2016年1月3日

別圏(ADIZ)を設定する可能性について、「重大な関心事項だ」と述べた<sup>93</sup>。

では、米国はどのようなメッセージを伝えるべく、駆逐艦を南シナ海に派遣したのであろうか。

中国が南シナ海のほぼ全域にわたって歴史的な権利を主張する9段線<sup>94</sup>に対する否定行為であらうか。仮にそうであれば今回の行動に限らず、南シナ海で活動している中国以外の全ての軍艦は、中国の主張に対する、異議申し立て行動となろう。これでは、海上自衛隊の護衛艦が、インド洋派遣の往復で通航する事も、中国にとっては問題となるはずである。従って、今回のFONが、この主張に関する異議申し立てであるとは考えられない。

では、伝統的なFONの持つ意義として、「領海内での軍艦の無害通航権」を主張しようとしたのであろうか。

それも考えにくい。何故ならばスビ礁は、前述したとおり、領海の基点とは成りえないからである。米議会や報道でも12海里内を航行したかどうか、という話題が目立ったが、これでは逆に中国の人工島があたかも領海を主張できている、という印象を与える事となり、国際的な世論により島が認知されると、中国が拡大解釈しかねない。従って、このような主張も難しくなる。

では、「人工島は領海の基点としての主張は無効である」、という活動だったのであろうか。それならば、12海里内の海域で、無害でない活動(航空機の発着艦や演習の実施)を実施すべきであったが、どのような行動をしたかが公表されていないので、明確にはなっていない。

米国議会の米中経済安全保障調査委員会報告書では、今回のFONの目的に関し、「米国政府として、スビ礁が領海を有しない事、低調高地を埋立てた人工島がそのような権利を有しない事の証明である。さらにシャングリラ・ダイアローグでの発言にあったとおり、人工島は上空飛行や航海を制限する権利を有するもので無く、米国は如何なるところでも国際法の許

---

<sup>93</sup> David Brunstrom and Andrea Shalal, Exclusive: U.S. sees new Chinese activity around South China Sea shoal,” *Reuters*, Mar 19, 2016; 『読売新聞 プレミアム』2016年3月19日

<sup>94</sup> “Limits in the Seas, No. 143 China: Maritime Claims in the South China Sea,” United States Department of State, Bureau of Oceans and International, Environmental and Scientific Affairs, December 5, 2014

す限り、飛行し、航海する、を实践したのである。」と分析している<sup>95</sup>。しかしながら、前述のとおりこの目的のためには行動が不十分であると考えられる。

読売新聞の大木聖馬は、このように煮え切らない状況に陥った背景には、米政権内で対中関係悪化を懸念するホワイトハウスと、活動の早期実施を求める国防省の間で確執があった事が原因であると分析している<sup>96</sup>。

本節で分析した4つのケースをまとめると「台湾海峡危機」及び「東シナ海 ADIZ」では成功、「尖閣国有化等での対中メッセージ」は逆効果、「南シナ海 FON」は効果低い、と総括できよう。

### 3 分析、評価

前節で論述した諸活動に関し、「戦略的コミュニケーションの原則」で示された9原則を参考に分析し、問題点や課題を明らかにしてみたい。

まず、9原則は以下のとおりである<sup>97</sup>。

- ①指揮官による運営 (Leadership-driven) : 指揮官は戦略的コミュニケーションを指揮する。
- ②信頼性 (Credible) : 真実であるということと尊敬できるという認識を相手に与える。
- ③理解 (understanding) : 態度、文化、アイデンティティ、慣習、歴史、認識や社会システムを深く理解する事。我々が語り、見せ、行う事柄に関し錯誤を与えない事。
- ④対話 (Dialogue) : 多方面との意見交換、相互理解。
- ⑤普及性 (pervasive) : 行動、イメージ、語る言葉全てがメッセージとなる。
- ⑥統合された努力 (Unity of Effort) : 水平・垂直、各関係者との統合及び調和。
- ⑦結果本位 (result-based) : 明確な目標を設定し、達成する事。
- ⑧共鳴性・好反応 (responsive) : 適切な聴衆に、正しいメッセージを、適時に、適当な場所、長期的目標、エンドステートを意識し、聴衆に適した

---

<sup>95</sup> “U.S. Freedom of Navigation Patrol in the South China Sea: What Happened, What it Means, and What’s Next,” U.S.-China Economic and Security Review Commission, Issue Brief, November 5, 2015

<sup>96</sup> 大木聖馬「南シナ海巡視 米内部で駆け引き…ホワイトハウスVS国防総省」『読売新聞』2015年11月2日

<sup>97</sup> “Principles of Strategic Communication”, August 2008

行動。迅速かつ適時な行動、イメージ等の組合せでメッセージを送信。相手側の意思決定サイクルを考慮したテンポ。特定の聴衆に、特定のメッセージを送る柔軟性。

⑨継続性 (continuous) : 研究・分析・計画立案・実行・評価、フィードバックを継続的に実施すること。

「台湾海峡危機」及び「東シナ海 ADIZ 設定問題」においては、明確なメッセージを適時送ることにより、それ以後の危機の深刻化を抑止する事ができており、これらの原則を概ね履行できていたと判断できる。

「尖閣国有化等での対中メッセージ」では日中関係を安定的に発展させるという目標に対し、実行では逆方向の行為が継続する事となった。これはまず②「信頼性」の原則に反した活動が重なることで、野田総理の発言の信頼度が低下する。また、⑧「共鳴性」の観点からは不適切なタイミングでのメッセージ発信やエンドステートに対する認識誤り、といった面からも不十分であろう。

「南シナ海 FON」では何のための FON か不明確であり、公式な声明も無かった。これは⑦「結果本位」の原則である、どのような特定の結果を求めるのか、明白であるべき、という項目から逸脱している。また埋立開始から FON 実施までの期間の長さ、適時性にも欠ける行動と評価されている<sup>98</sup>。これらは⑧「共鳴性」の原則に合わない、逆に ADIZ のケースではこの点が迅速かつ適時に実施されていた。

「尖閣国有化等での対中メッセージ」「南シナ海 FON」に共通する問題点は、全般として中国との友好関係の維持あるいは増進を根底に、それに反する行為を実施するという時、複雑な意味を考える中でのメッセージ発信の困難さであろう。あれもこれも伝えたいが、怒らせたくもない、というようにトップリーダーの意思が複雑では明確なメッセージ発信は困難である。

一方、成功と目される二つのケースでは、「他はさておき、現に目前にある相手方の行動を抑止する。」という、その一点に焦点を絞り、明白な声明で示した上、タイムリーかつ短時間で、実際の行動をもって示した点に秘訣がありそうである。

これは9原則の⑧共鳴性・好反応 (responsive) : 「適切な聴衆に、正しいメッセージを、適時に、適当な場所で」、そのものであろう。

<sup>98</sup> プローダー「遅すぎた決断が禍根を残す」、28頁

今後も様々な場面で FDO や同種の行為を実施する事態が予想される。そこではこれらの原則は尊重すべきものであり、指針として参考にすべきであると言える。

## おわりに

戦略家エドワード・ルトワック(Edward N. Luttwak)は、その近著『中国 4.0』において、日本が中国に対処する方法として、「封じ込め」を提唱している。突然尖閣諸島を占領してくるような場合に、有事に自動的に発動される迅速な対応策を、予め全ての政府組織で検討・準備しておくべきであり、その見本はアルカイダ・マグレブのマリ占領に直面したフランスのケースであるとする。2013年フランスのオランド大統領はマリでの軍事的敗北を防ぐため、自ら電話をかけセルヴァル作戦開始の指示をフランス軍に与えた例である<sup>99</sup>。

日本も政治決断で“Go.”が下令されれば、陸海空自衛隊、海上保安庁のみならず外務省<sup>100</sup>も含め各省庁毎に、即応できる選択肢を準備すべきであり、それを「多元的な能力」構築と呼ぶ。戦略的には日本側からは積極的に仕掛けず、対応はすべて「反応的(リアクティブ)」であるべきであり、そのためには事前の準備・計画が最も重要である、というのがルトワックの結論である<sup>101</sup>。

これは本論文でテーマとしてきた FDO の考え方と極めて近いものであり、改めてガイドラインでの日米共同での準備の重要性を再認識させる論考である。

現在でも南シナ海では中国の海洋進出に伴い、スカボロー礁における新たな埋立の徴候や<sup>102</sup>、違反操業中の中国漁船を摘発したインドネシアの監視船が中国海警局の公船に体当たりされ、漁船を奪取される等<sup>103</sup>、様々な軋轢が続発している。

<sup>99</sup> エドワード・ルトワック『中国4.0 <sup>チャイナ</sup> 暴発する中華帝国』奥山真司訳、文春新書(文芸春秋、2016年)30頁。

<sup>100</sup> 例えば、EUに依頼して中国からの貨物処理の手続きのスピードを遅らせるような手配を外務省が事前に準備する事を例示している。同上、171頁

<sup>101</sup> 同上、168-174頁

<sup>102</sup> 「中国、新たな埋め立て兆候 南シナ海、米海軍高官が指摘」、『読売新聞 プレミアム』2016年3月19日

<sup>103</sup> 『読売新聞』2016年3月22日

三戦を活用して現状変更を挑んでくる相手に対しては、**SC**を意識した**FDO**等に対応し、相手国のみならず、第三国や国際世論といった場でも正統性を確保し、説得力を向上させ、抑止する算段が不可欠である。新たな事象が発生した場合に、適時かつ効果的に対処できるように**FDO**を計画・準備し、実施に際しては、**SC**の概念、特に明白な目標設定、迅速かつ適時な対応、適切な聴衆への意図の伝達等々、**SC**の諸原則を踏まえる事が肝要である。

## 【判例紹介】

フィリピン対中国事件：南シナ海問題をめぐる仲裁  
〔国連海洋法条約付属書Ⅶ仲裁裁判所／管轄権及び受理可能性判決〕  
(2015年10月29日)

吉田 靖之

### はじめに

2015年10月29日、国連海洋法条約（以下「UNCLOS」）<sup>1</sup>付属書Ⅶにより組織された仲裁裁判所は、フィリピンが付託した同国と中華人民共和国（以下「中国」）との間での南シナ海をめぐる紛争に関し、フィリピンが申し立てた15項目の事項のうち7項目に対して管轄権を設定し、受理可能性を認定する判決（以下「本判決」）を下した<sup>2</sup>。本件は、南シナ海情勢をめぐり、沿岸国が中国を相手として仲裁を付託した最初の事例である。中国は、東アジア及び東南アジア地域において強引な海洋政策を展開しており、それを率直に批判する論調は、域内においては多数派であるとは言いがたい。かかる現状に鑑みた場合、フィリピンの行動は極めて果敢かつ果断であり、この事実そのものがまずは大変に興味深い事例である。

本仲裁は、早くから国際法研究者の注目を集め、国内の学界においても、例えばUNCLOS 付属書Ⅶに基づく仲裁手続に関する論説等において、本仲裁への言及が見られる<sup>3</sup>。また、海外の研究に目を転じると、主として中

---

\* \* 筆者は、本稿執筆中の2016年2月13日に開催された国際法研究会（京都大学）において、玉田大神戸大学大学院法学研究科教授による「フィリピン対中国事件—国連海洋法条約付属書Ⅶ仲裁裁判所管轄権及び受理可能性判決（2015年10月29日）—」と題する優れた報告を拝聴し、また、それに引き続き研究会会員間の活発な議論と併せて、本論執筆のための多くの有意義な示唆を得た。ここに付記し、謹んで感謝の意を表す。

<sup>1</sup>United Nations Conventions on the Law of the Sea, signed at Montego Bay, 10 December, 1982, entered into force 16 November 1992, 1833 UNTS 3.

<sup>2</sup>PCA Case No.2013-19, *In the Matter of an Arbitration before An Arbitral Tribunal Constituted under Annex VII to the 1982 United Nations Conventions on the Law of the Sea between the Republic of the Philippines and the People Republic of China, Award on Jurisdiction and Admissibility (hereinafter PCA Jurisdiction and Admissibility)* (29 October 2015), p.1.

<sup>3</sup>例えば、田中則夫「国連海洋法条約付属書Ⅶに基づく仲裁手続—フィリピン v. 中国仲裁手続を中心に—」浅田正彦、加藤信行、酒井啓亘編『国際裁判と現代国際法の展開』（三省堂、2014年）、196-212頁。

国寄りの視点から、本仲裁について裁判所の管轄権及び受理可能性に関する問題点を論じたアンソロジーも存在する<sup>4</sup>。他方で、国際司法裁判所（以下「ICJ」）及び国際海洋法裁判所（以下「ITLOS」）における国際裁判とは異なり、仲裁裁判所においては、審理の過程の細部は原則として公開の対象とはされない。したがって、これまで発表された本件を取り扱った業績のなかには、不正確とまでは言えないものの、不十分な資料に基づいて考察を行ったものや<sup>5</sup>、本件の推移についてやや安易に予測するようなジャーナリスティックな論調<sup>6</sup>が存在していることは否めない。

さらに、本件は、中国が主張する南シナ海における九段線（nine-dash line）<sup>7</sup>との連関を有する。九段線には海洋法条約規則を中心とする実定国際法と抵触する部分が存在することが一般的に指摘されているものの、中国政府は、九段線の法的性格につきこれまで説得力ある説明を一切行っていない。他方で、本仲裁の本案判決においては、仲裁裁判所が九段線について何らかの判断を示すものと推察されている。以上のような事由により、本件については、本案判決はもとより、管轄権設定及び受理可能性に関し仲裁裁判所が下した判断についても、国際法関係学界における最新の議論を踏まえ、海上自衛隊の機関の刊行物において紹介して吟味する意義は十分に認められるものと思料される。なお、以下第1章の本文中において引

<sup>4</sup>Stefan Talmon and Bing Bing Jia eds., *The South China Sea Arbitration: A Chinese Perspective* (Hart Publishing, 2014), xxiv+249pp.

<sup>5</sup>例えば、張詩昇「海洋法条約第十五部と南シナ海仲裁裁判—仲裁裁判所の管轄権及び受理可能性について—」『国際公共政策研究』第20巻第1号（2015年）、33-47頁。本論は、本仲裁をUNCLOS第一五部の紛争解決制度の実験的意義と捉え、同制度の南シナ海問題への適用そのものの法的妥当性を問うという野心的な目標掲げる。張「海洋法条約第十五部と南シナ海仲裁裁判」34頁。しかしながら、本論は、本仲裁の関連文書が未発表であることを理由として、検討の主題であるフィリピンの申立について、フィリピン政府が2013年1月22日にロザリオ（Albert Del Rosario）外務長官のステートメントとして発表したNotification and Statement of Claim on West Philippine Sea ([http://www.dfa.gov.ph/index.php/2013-06-27-21-50-36/unclos, as of 31 November 2015](http://www.dfa.gov.ph/index.php/2013-06-27-21-50-36/unclos_as_of_31_November_2015))という二次資料に基づき考察を展開している。このフィリピン政府の発表は、同国の申立に関し、本論文が執筆された時点においては入手できる恐らくは唯一のものであったであろうことは想像に難くないが、フィリピン政府が最終的に仲裁裁判所に提出した申立とは異なる。したがって、本論文における法的検討及び結論は、実際に出された本判決と大きく乖離している。張「海洋法条約第十五部と南シナ海仲裁裁判」38-42頁。

<sup>6</sup>例えば、河原昌一郎「南シナ海問題におけるフィリピンの対中国提訴に関する一考察」『国際安全保障』第42巻第2号（2014年）、95-101頁。

<sup>7</sup>国際法、とりわけ海洋法との連関において九段線が内包する問題については、さしあたり、吉田靖之「南シナ海における中国の『九段線』と国際法—歴史的水域及び歴史の権利を中心に—」『海幹校戦略研究』第5巻第1号（2015年）、2-32頁を参照。

用するパラグラフ番号は、本判決におけるものである。

## 1 判決の要旨

### I. 導入部 (paras.1-25.)

本仲裁の射程及び範囲は、歴史的権利の役割、南シナ海における海洋権原 (maritime entitlement) の取得、南シナ海における特定の海洋地形の性質と地位及び南シナ海において中国が実施している特定の活動の合法性である (paras.4-6.)。なお、フィリピンは、UNCLOS 第一五部の下での紛争解決制度の趣旨に鑑み、本仲裁は南シナ海における領有権及び比中両国の海洋境界界定にかかわる事項についての裁定を求めるものでない旨を強調する (para.8.)。さらに、フィリピンは、南シナ海において中国が一方的に設定している九段線は国際法と合致せず、無効であると主張する (para.4.)。

これに対して中国は、フィリピンにより一方的に付託された本仲裁は受け入れ難く、また、以後も本仲裁手続には一切参加しない旨を一貫して主張する (paras.7-16.)。その上で、中国外交部は、左記の主張を外部に対して発信する *Position Paper*<sup>8</sup> を発表した (para.10.)。

### II. 仲裁裁定にかかわる手続的経緯 (paras.26-98.)

本仲裁裁定にかかわる手続的経緯 (paras.26-98.) は、以下のとおり要約される。

- ・ 2013年1月22日

フィリピン政府、南シナ海をめぐる中国との紛争に関し、中国との間で政治的及び外交的解決努力を尽くしたとして、UNCLOS に基づく仲裁手続を開始し、中国側にその旨を通告。

- ・ 2013年7月8日

UNCLOS 附属書VII II よる仲裁裁判所が組織。

- ・ 2013年7月11日

仲裁裁判所、本仲裁裁定手続規則 (Rules of Procedure) (以下「手続規則」)<sup>9</sup>の草案を比中両国に提示し、第1回会合を開催。

<sup>8</sup>Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China, *Position Paper of the Government of the Republic of China on the Matter of Jurisdiction in the South China Sea Arbitration Initiated by the Republic of the Philippines (hereinafter Position Paper)* (7 December 2014).

<sup>9</sup>PCA Case No 2013-19, *In the Matter of an Arbitration before An Arbitral Tribunal Constituted under Annex VII to the 1982 United Nations Conventions*

- ・ 2013年8月27日  
仲裁裁判所、フィリピン政府からの申述書(memorial)の提出期限を、2014年3月31日に定める手続命令を発出したことを公表。
- ・ 2014年3月30日  
フィリピン政府、申述書を仲裁裁判所に提出<sup>10</sup>。
- ・ 2014年5月14日～5月15日  
仲裁裁判所、第2回会合を開催。
- ・ 2014年5月21日  
中国政府、仲裁裁判所に口上書(note verbale)を提出し、仲裁手続を拒否する旨を伝達。
- ・ 2014年6月3日  
仲裁裁判所、同年12月15日を期限として、中国に対して答弁書(counter-memorial)を提出する旨を要求。
- ・ 2014年6月4日  
フィリピン外務省、「仲裁手続に応じないという決定を見直すよう、中国に働きかけてゆく」旨の声明を発表。
- ・ 2014年12月7日  
中国外交部、南シナ海問題に対する同国のスタンスを示す *Position Paper* を発表。
- ・ 2015年7月7日～13日  
仲裁裁判所、フィリピンが申し立てた南シナ海をめぐる紛争に関し、管轄権設定及び受理可能性についての公聴審理を実施するとともに、仲裁手続に参加していない中国に対しても、同年8月17日を期限にフィリピンの主張に対する書面による反論を受け付けることを決定。
- ・ 2015年7月14日  
中国外交部、公聴審理の終了に際し、「本仲裁手続を受け入れず、また、参加もしない」との立場を重ねて強調。

### Ⅲ. フィリピンの申立 (paras.99-105.)

フィリピンは、最終申立 (final submissions) において以下に記す 15 項目を申立てている (para.101.)。なお、これらの申立のうち、第1項から第7項は南シナ海における海洋権原の取得について、第8項から第15

---

*on the Law of the Sea between the Republic of the Philippines and the People Republic of China, Rules of Procedure (hereinafter Rules of Procedure)* (27 August 2013).

<sup>10</sup>Statement of Secretary Albert F. Del Rosario on the Submission of the Philippines' Memorial to the Arbitral Tribunal (30 March 2014).

項は南シナ海における中国の活動についてである。

申立1: 中国の海洋権益は、UNCLOSによって取得が許可された権原の範囲を超えてはならない。

申立2: いわゆる九段線で囲まれた海域における中国の主権、管轄権及び歴史的権利の主張はUNCLOSに反しており、条約上の権原取得を超える部分は法的効力を有さない。

申立3: スカボロー礁(Scarborough Shoal)は、排他的経済水域(以下「EEZ」)または大陸棚に関する権原取得を生じせしめない。

申立4: ミスチーフ礁(Mischief Reef)、セカンド・トーマス礁(Second Thomas Shoal)及びスビ礁(Subi Reef)は、領海、EEZ又は大陸棚に関する権原取得を生じせしめない低潮高地であり、占有による取得は認められない。

申立5: ミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁は、フィリピンのEEZ及び大陸棚の一部である。

申立6: ガベン礁(Gaven Reef)及びマッケナン礁(McKenna Reef)(ヒューズ礁(Hughes Reef)を含む)は、領海、EEZまたは大陸棚にかかわる権原取得を生じせしめない低潮高地であるが、その低潮線はNamyit及びSin Coweの領海幅を計測する基線を決定するために使用され得る。

申立7: ジョンソン礁(Johnson Reef)、クアテロン礁(Cuarteron Reef)及びファイアークロス礁(Fiery Cross Reef)は、EEZ及び大陸棚に関する権原取得を生じせしめない。

申立8: 中国は、不法にも、フィリピンが自国のEEZ及び大陸棚の生物及び非生物資源に対する主権的権利の享受及び行使を妨害している。

申立9: 中国は、不法にも、フィリピンのEEZにおける自国の国民及び船舶による生物資源の搾取の防止していない。

申立10: 中国は、不法にも、フィリピン漁民がスカボロー礁において伝統的な漁獲を行うことに介入し、フィリピン漁民が生計を立てることを妨害している。

申立11: 中国は、スカボロー礁及びセカンド・トーマス礁において海洋環境の保護にかかわるUNCLOS上の義務に違背している。

申立12: ミスチーフ礁における中国による占拠及び建設活動は、  
(a) 人工島、施設及び構築物にかかわるUNCLOSの規定に違反する。

(b) UNCLOS の下での海洋環境の保護及び保全にかかわる義務に違反する。

(c) UNCLOS に抵触する不法な占有行為を構成する。

申立 13: 中国は、スカボロー礁付近海域を航行するフィリピン船舶に対し、衝突を引き起こすような深刻かつ危険な態様で法執行船舶を運用することで、UNCLOS の義務に違反する。

申立 14: 2013 年の仲裁手続開始以来、中国は、違法にも以下の行為により紛争のさらなる悪化を助長する。

(a) セカンド・トーマス礁及びその周辺海域において、フィリピンの航行権に干渉している。

(b) 同礁に駐留するフィリピン要員の交代及びそれらへの補給を妨害している。

(c) 同礁に駐留するフィリピン要員の健康及び福利厚生を危険に晒している。

申立 15: 中国は、さらなる不法な主張及び活動を中止すべきである。

なお、フィリピンは、上記の最終申立はいずれも仲裁裁判所の管轄権の射程内に位置すると強調している (para.102.)。他方で、中国は、*Position Paper* において、「フィリピンの申立は、UNCLOS 第 288 条第 1 項に規定されている『同条約の解釈または適用に関する紛争』には該当しないことからそもそも無効であり、また、同国の仲裁裁判所への一方的付託は、UNCLOS の関連条項の濫用に該当する」と反論した (para.102.)。さらに中国は、仲裁裁判所の管轄権についても、「本仲裁には、海洋境界画定 (maritime delimitation) に関する判断が含まれる。中国は、UNCLOS 批准時において同第 298 条第 1 項柱書及び同条第 1 項 (a) (i) に記される『大陸又は島の領土に対する主権その他の権利に関する未解決の紛争についての検討が必要となる紛争については調停に付さない』旨の選択的適用除外宣言を 2006 年に行っていることから<sup>11</sup>、仲裁裁判所は本件に関する管轄権を有さない」と主張し、本件に関する仲裁裁判所の管轄権を改めて否定した (para.103.)。

#### IV. 先決的事項 (paras.106-129.)

先決的事項<sup>12</sup>の検討に際し、仲裁裁判所は、まず、フィリピン及び中国

---

<sup>11</sup>United Nations Division for Ocean Affairs and Law of the Sea Declaration and Statements, [http://www.un.org/Depts/los/convention\\_agreements/convention\\_declarations.html](http://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/convention_declarations.html), visited 27 February 2016.

<sup>12</sup>Ref., UNCLOS 第 294 条。

はともに UNCLOS の締約国であり、両国は UNCLOS 第一五条の紛争解決制度に拘束されること (para.106)、及び仲裁手続を含む紛争解決に関する UNCLOS の手続法規則は、同条約の実定法規則と一体化した義務的紛争解決制度であることを確認する (para.107.)。なお、UNCLOS は、本条約の解釈または適用に関する紛争の主題 (subject matter) の自動的除外 (297 条) 及び選択的除外 (298 条) を明示的に規定する (para.110.)。他方で、UNCLOS は、第 281 条及び第 282 条に規定される場合を除き、締約国が本条約の解釈または適用に関する紛争を UNCLOS の枠外で解決すること、及び紛争解決にあたり同条約の下での紛争解決制度を恣意的に除外することを許容しない (para.108.)。

つぎに、仲裁裁判所は、中国の本仲裁への不参加について、裁判への欠席にかかわる UNCLOS 附属書 VII 第 9 条の「いずれかの紛争当事者が欠席又は弁護を行わないことは (仲裁) 手続の進行を妨げるものではない」という条文を直接引用し、中国の不参加が仲裁手続の進行を妨げるものではないことを明示的にする (para.113.)。その上で、中国の欠席とは無関係に、UNCLOS 附属書 VII の関連条項にしたがい仲裁裁判所は適切に組織されたこと (para.114.)、2015 年 7 月に管轄権設定及び受理可能性にかかわる公聴審理が開催されたこと (para.119, foot note 24.)、並びに中国の不参加にもかかわらず、其々の段階における議事録等の情報の提供等によって、(紛争の一方当時国たる) 中国が享有する手続上の権利を保障する措置が仲裁裁判所により講じられていること (para.117.) 等の事由により、中国の本仲裁への不参加がフィリピンに不利に働くことはないことを、仲裁裁判所は確認する (para.117.)。

さらに、仲裁裁判所は、UNCLOS 第 294 条との連関において、中国外交部が公表した *Position Paper* を十分に検討した。*Position Paper* は、中国がフィリピンの仲裁申立を契機として、南シナ海問題に対する同国のスタンスを一方向的に申し述べたものであり、また、その公表も中国外交部のホームページへの掲載という方法により実施された。つまり、中国は、仲裁裁判所が要請した答弁書及びその他訴訟手続上での正式な書面による反論は一切行っていない。このような手続上の不備にもかかわらず、仲裁裁判所は、中国は紛争の当事者であると判断した<sup>13</sup>。さらに、仲裁裁判所は、中国の仲裁への不参加とは無関係に<sup>14</sup>、*Position Paper* は本件に関する管轄権設定及び受理可能性にかかわる先決的抗弁と同一であると判断したの

<sup>13</sup> *PCA Jurisdiction and Admissibility*, para.12.

<sup>14</sup> Procedural Order No.4, cited in *PCA Jurisdiction and Admissibility*, para.68.

である (para.128.)<sup>15</sup>。この結果、中国が主張する「フィリピンによる紛争の仲裁裁判所への一方的付託は UNCLOS の関連条項の濫用である」という主張は退けられることとなった (para.128.)。

#### V. 紛争の所在及び性質の特定 (paras.130-178.)

つぎに、仲裁裁判所は、UNCLOS の解釈または適用に関する紛争の所在及び性質の特定 (UNCLOS 第 288 条) について検討する (para.130)。仲裁裁判所が注目したのは、*Position Paper* における、①「フィリピンの申し立ては南シナ海の島嶼への主権 (sovereignty) をめぐるものであり、UNCLOS の解釈または適用に関するものではない」<sup>16</sup>、及び②「今回フィリピンが主張する紛争は、二国間の海洋境界画定をめぐる紛争に不可欠な部分 (integral part of maritime delimitation) であり、UNCLOS 第 298 条の選択的適用除外宣言の範囲に含まれる」という主張である (para.133.)<sup>17</sup>。

仲裁裁判所は、フィリピンが仲裁手続を開始した 2013 年 1 月 22 日において紛争は存在しているのか、及び紛争が存在するのであれば、それは UNCLOS の解釈または適用に関するものであるのかという点について確認する (para.151.)。その過程において仲裁裁判所は、争点となっている事項は国家の実行に端を発した客観的な判断が必要とされるものであり、その結果、フィリピンにより申し立てられた事項は、UNCLOS とそのほかの権利 (訳注：中国がいう歴史的権利) との関係についての解釈をめぐるものであると判断する (para.151.)<sup>18</sup>。

これらの手順を踏襲したのち、まず上記①について仲裁裁判所は、南シナ海において島嶼に対する領域主権をめぐる紛争が存在することを確認し (para.152.)、かかる紛争は当事国の間で解決が図られることを希望しつつも、フィリピンの申立は島嶼に対する領域主権及び海洋境界画定に関するものではないと明示的に宣言した (para.153.)。つぎに、上記②につい

<sup>15</sup>なお、ICJ によると、先決的抗弁が認められる基準とは、当該主張が排他的に先決的性格 (exclusively preliminary character) を帯びることであり、具体的には、①裁判所が先決的抗弁の審理において可能となるすべての事実を検討することが可能であるのか、及び②先決的抗弁が紛争あるいは紛争の本案判決の一部に予断をもたらし得るのかという点である。Territorial and Maritime Dispute (Nicaragua v. Colombia), Preliminary Objections, Judgment, ICJ Reports 2007, p.850, para.46.

<sup>16</sup>Position Paper, para.4.

<sup>17</sup>Ibid., para.3.

<sup>18</sup>ちなみに、中国が九段線の (法的) 意味及び歴史的権利との関係を明示的にしていないという事実は、二国間における紛争の存在に影響を及ぼすものではないと、仲裁裁判所は付言している。PCA Jurisdiction and Admissibility, para.167.

て仲裁裁判所は、海洋境界画定のためには多角的な要因が考慮される必要があるとしつつも、フィリピンの申立は海洋境界画定のために検討されるべき事項には該当しないとした。その結果、仲裁裁判所は、中国が *Position Paper* において主張する UNCLOS 第 298 条の選択的適用除外宣言との抵触は本仲裁においては問題とはならないと判断した (paras.155-156.)。また、フィリピンが海洋権原の取得をあくまで UNCLOS で規定されている海洋地形の性質に求めているのに対し、中国は海洋権原の取得を(慣習国際法上の)歴史的権利に依拠している。しかしながら、中国は、歴史的権利に依拠すると主張する九段線の意味及びその歴史的権利との連関を明示的にしていないと、仲裁裁判所は判断する (para.167.)。

フィリピンの申立てによると、中国は自国が享有する海洋権原の取得は歴史的権利に基づくものであり、それは UNCLOS とは別個に独立して存在すると主張している。このような中国の主張は、比中二国間の紛争は UNCLOS の解釈または適用に関する紛争であるというフィリピンの主張と正面から対立する (para.168)。フィリピンは、UNCLOS はそれが発効する以前に存在していた歴史的権利に代替したと主張する (para.168)。そして、この主張は、本件はあくまで UNCLOS の枠内の所在する紛争であることへと帰結する。そして、UNCLOS に反しない国際法の他の規則と UNCLOS との関係に関する紛争は、UNCLOS の解釈または適用に関する紛争であることには聊かも疑う余地はないことから (para.168.)、仲裁裁判所は、比中二国間関係において UNCLOS 第 288 条に意味における紛争が存在すると判断する (para.178.)。

#### VI. 第三国の仲裁参加の不可欠性 (paras.179-188.)

南シナ海における問題については、例えばヴェトナム等、同じく南シナ海における島嶼に対する主権を主張する国が複数存在しており、この点から、第三国の仲裁参加の不可欠性という論点が想起される。しかしながら、前項においても言及したように、本件は島嶼の帰属または海洋境界画定をめぐる紛争ではないと判断されることから (para.180.)、過去の仲裁裁定とは異なり、紛争当事国以外に主権を主張する国の本仲裁への参加は不可欠であるとはされない。さらに、本仲裁においてフィリピンは、ヴェトナム等その他の沿岸国による島嶼に対する領域主権にかかわる主張を問題とはしていない (para.181.)。なお、このことは、正当な理由があるとされる場合、以後の段階における第三国の参加を排除するものではない (para.187.)。

つまり、南シナ海を巡る問題においてヴェトナムは重要な国のひとつで

はあるが、同国をはじめとする他の南シナ海沿岸国の領有権にかかわる主張は、本仲裁手続には無関係であると、仲裁裁判所は判断する( para.188.)。ただし、仲裁裁判所は、2014年12月にヴェトナム政府が発表した「同国は仲裁裁判所が本件に対する管轄権を有することにいささかの疑いも有さない」という見解は留意されるべきであると付言する( para.185.)。

#### Ⅶ. 管轄権設定のための前提条件 (paras.189-353.)

UNCLOS は、第一五部において同条約の解釈または適用に関して生じた紛争の解決のための手段を設定しており、これは、条約中の実体法的規則が第一五部の手続法的規則により具現化される制度である。そして、紛争解決のために各裁判所が設定する管轄権には、以下に記すような前提条件が付されている( paras.189-190.)。

まず、UNCLOS は、紛争当事国の自由な選択により、「国連憲章第2条第3項にしたがい、締約国は、この条約の解釈または適用に関する締約国間の紛争を平和的手段によって解決する」ものとする(UNCLOS 第279条)( para.191.)。具体的には、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的取極またはその他当事者が選ぶ平和的手段による解決が挙げられる。ちなみに、UNCLOS 第279条における国連憲章への言及は条文構成上の一種の便法であり、紛争当事国が国連加盟国であるか否かによって解決手段の法的意義が異なるというわけではない( para.191.)。また、UNCLOS 第281条及び第282条は、紛争の当事国である締約国がUNCLOS 第一五部の規定以外の平和的解決手段によって紛争の解決を合意している場合には、そのような手段による解決を排除していない( para.192.)。さらに、UNCLOS 第283条は、交渉その他の平和的手段による紛争の解決について速やかに意見交換を行うことを規定している( para.192.)。

#### A. UNCLOS 第281条の適用 (paras.193-289.)

UNCLOS 第281条は、紛争当事者によって解決が得られない場合の手続について規定する( para.193.)。UNCLOS 第281条の適用の条件は、この条約の解釈または適用に関する紛争が存在することであり<sup>19</sup>、そして、既に第V節において検討したとおり、本件においてはかかる文脈における紛争の存在が確認される( para.194.)。

このように考えると、次に仲裁裁判所が検討すべきは、紛争当事国がUNCLOS 第281条に規定される平和的紛争解決手段にかかわる合意をな

---

<sup>19</sup>UNCLOS 第281条第1項。

していたかという点であり (para.195.)、かかる合意がなされていない場合、UNCLOS 第 281 条の適用には何らの障害も存在しない。他方で、そのような合意が存在する場合、UNCLOS 第一五部の紛争解決制度は、①当該合意に基づく紛争解決がなされていない場合、②当該合意がさらなる手続きを排除していない場合、及び③紛争解決のための時間が徒過した場合にのみ適用されることとなる (para.195.)。

なお、この点について、中国は、外国との間で存在する如何なる紛争も二国間交渉により解決されるべき旨を一貫して主張している (para.196.)。そして、本件についても、UNCLOS 第 281 条及び第 282 条が規定するような紛争当事者間での交渉による解決が図られるべきであり、UNCLOS 附属書Ⅶの下で組織される仲裁裁判所及びその他の義務的紛争解決制度によるべきではない旨を、中国はことさらに強調する (para.196.)<sup>20</sup>。

UNCLOS 第 281 条及び第 282 条の適用可能性の検討に際して、まず仲裁裁判所が対象としたのは、2002 年 11 月 2 日に中国と ASEAN により開催された第 8 回 ASEAN サミット (プノンペン) において採択された南シナ海行動宣言 (Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea: 以下「DOC」) である。続いて仲裁裁判所は、*Position Paper* において引用されている本仲裁をめぐるやりとりにおいて比中両国の間でなされた各種の二国間声明、東南アジア友好協力条約 (Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia: 以下「TAC」) (1976 年) 及び生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity: 以下「CBD」) (1992 年) についても検討を加える。

### (1) 南シナ海行動宣言 (DOC) への適用 (paras.198-229.)

DOC は、「当事国は平和な国際関係を規律する UNCLOS 等の国際法を確認し、領土及び境界画定にかかわる紛争を平和的手段により解決することを確証する」 (para.198.)。それでは、このような宣言を行っている DOC は、UNCLOS 第 281 条が規定する意味における紛争当事者間の合意に該当するのか、また、該当するとすれば、それは、紛争を平和的に解決する手段であるのか (para.201.)。

まず、中国は、DOC のパラグラフ 4 における「当事国は、領土及び管轄に関する紛争を平和的手段により解決することを確証する」という文言は、DOC の当事国に同文書の枠組みにおける紛争解決義務を課していると解釈する立場を選択する (para.203.)。その上で中国は、上記の領土及

<sup>20</sup>*Position Paper*, paras.41, 44.

び管轄権に関する紛争は、関係する主権国家間の交渉により解決されるべき旨<sup>21</sup>を強く主張する( para.204.)。対して、フィリピンは、DOC は仲裁裁判所による管轄権設定について何らの制限も課していないと主張し、その理由として以下に記される事由を挙げる。第一に、DOC は UNCLOS 第 281 条の意味における法的拘束力を有する当事者間の合意ではなく、政治的文書にとどまる。第二に、仮に DOC が紛争解決を目的とする法的拘束力を有する文書として起草されたとしても、DOC の枠組みにおける紛争解決のための交渉は現実には行われていない( para.209.)。第三に、仮に DOC が法的拘束力を有する文書として起草されたとしても、そのことは直ちに UNCLOS 第一五部第二節の紛争解決制度が排除されることまでは意味しない( para.210.)。第四に、仮に DOC が UNCLOS 第 281 条の意味における法的拘束力を有する合意に該当し、それ以外の紛争解決手続を排除するとしても、中国は DOC パラグラフ 4 及び 5 に違背する行動をとっている( para.211.)。

このように、DOC を巡る論点は、本文書が UNCLOS 第 281 条の意味における法的拘束力を有する合意に該当するのか、及び本文書は同条でいう他の手続による紛争解決を排除しているのかと整理される( para.212.)。まず、最初の論点について仲裁裁判所は、DOC は政治的宣言に過ぎず、UNCLOS 第 281 条及び第 282 条の文脈における法的拘束力を有する文書ではなく( para.217)、専ら政策的文書にとどまると判断する( para.218)。つぎに、第二の論点について仲裁裁判所は、DOC の文理解釈からは、同文書が UNCLOS 第一五部の紛争解決制度を排除しているとまでは読みとれず、単に当事国は平和的手段による紛争解決を確認すると表記するにとどまるとする( para.222.)。仲裁裁判所によると、UNCLOS 第 281 条に規定されているように、当事者間の合意以外による紛争解決手段が排除されているならば、当該関連文書にその旨の表記が明示的になされていなければならないと解されるところ、当該関連文書である DOC にはかかる記述はなされていない( para.223.)。以上のような理由により、仲裁裁判所は、DOC に UNCLOS 第 281 条及び第 282 条の適用はなく、DOC は同裁判所の管轄権設定を妨げるものではないと判断する( para.229)。

## (2) その他の比中二国間声明への適用 (paras.230-251.)

次に、DOC 採択以前の時期において比中両国間で交わされた各種の外交文書が、UNCLOS 第 281 条の意味における合意に該当するのかという

---

<sup>21</sup> *Position Paper*, para.40.

論点が検討される。検討の対象とされるのは、南シナ海を巡る問題について比中間で最初に協議された1995年8月10日の共同声明、両国間の信頼醸成の構築を目的とした専門家会同の結果をまとめた1999年3月12日の共同声明、21世紀における比中二国間協力枠組に関する2000年5月16日の共同声明、比中両国間における信頼醸成の構築を目的とした第三回専門家会同の結果をまとめた2001年4月4日の共同声明、アロヨ（Gloria Macapagal Arroyo）比大統領の訪中に際して発表された2004年9月3日の共同記者会見声明及びアキノ（Benigno S. Aquino III）比大統領の訪中に際して発表された2011年9月1日の共同記者会見声明である（paras.213-232.）

これらのいずれの声明においても、領有権問題を含む南シナ海を巡る各種問題は平和的手段により解決されることに言及されていることから、この点に注目して、中国は、一連の外交文書はUNCLOS第281条の意味における法的拘束力を有すると主張する（paras.234-237.）。他方で、フィリピンは、これらの共同声明の一部においては、紛争の解決に際してはUNCLOS及びその他の国際の法規慣例に従う旨の言及がなされてはいるものの（例：2000年5月16日の共同声明）、これらの共同声明は、DOCと同様にあくまで政治的な声明にとどまり、法的拘束力を有するものではないと反論する（paras.238-240.）。

仲裁裁判所は、先に引用した各種の共同声明は、特定の事項についての比中両国政府の公式合意としての形式をとるものではなく、それらはトラック2における会同の成果を発表するものや、両国首脳により発表されたものであっても共同記者会見資料とどまると判断する（paras.241-242.）。その上で仲裁裁判所は、右の各種共同声明は政治的文書であり、それ自体が法的拘束力を有するとは判断しがたいとした（para.244.）。さらに仲裁裁判所は、DOCに関する検討と同様の理由により、上記の各種共同声明はUNCLOS第281条の意味におけるその他の紛争解決手段を排除していないとし、これらの文書によって仲裁裁判所の管轄権が否定されることはないとは判断する（para.248.）。

### （3）東南アジア友好協力条約（TAC）への適用（paras.252-269.）

次に仲裁裁判所が検討したのは、UNCLOS第281条のTACへの適用の有無である。*Position Paper*において中国は、仲裁裁判所の管轄権との関連という文脈におけるTACに対する言及を行っていない。他方で、フィリピンは、TACは条約であり、締約国である比中両国を法的に拘束するとしたうえで（para.259.）、例えばTAC第15条及び第16条には紛争解決

についての言及がなされてはいるものの、同条約には紛争解決のための具体的な制度は存在しないと指摘する( para.260.)。さらに、フィリピンは、TAC 第 17 条が紛争の平和的解決のために有効的な交渉を推奨していること、及び本条文は国連憲章第 33 条第 1 項に明示的に言及していることから( para.262.)、UNCLOS 第 VII 章の下で組織される仲裁裁判所を利用した紛争解決手続は排除されていないと主張する( para.264.)。

仲裁裁判所は、まず、TAC は拘束力を有する合意であり、紛争の平和的解決について当事国が選択すべき手段を一般的に提示していることを確認する( para.265.)。然るに、仲裁裁判所は、本条約は紛争解決のための特段の手続を定めたものではなく、また、UNCLOS の紛争解決制度を排除するものではないと判断した( para.265.)。TAC 第四章は紛争の平和的解決について定めるものであり、紛争の平和的解決(第 13 条)、地域的な手続による紛争解決のための理事会の設置(14 条)及び理事会による紛争解決(15 条)の規定がそれぞれ設けられている。他方で、TAC 第 16 条は、第 13 条から第 15 条までの手続は「すべての紛争の当事国が当該紛争についてこれらの規定を適応することに合意しないかぎり適用しない」としている。したがって、TAC は、(中国が主張するような)当事国の交渉により紛争解決を図るための拘束力ある合意であるとはいえず、その結果、それは UNCLOS 第 281 条の意味における合意には該当しないと、仲裁裁判所は判断する( para.266.)。

#### (4) 生物多様性条約(CBD)への適用( paras.270-289.)

TAC の場合と同様に、*Position Paper*において中国は、仲裁裁判所の管轄権との連関という文脈における CBD に対する言及を行っていない。他方で、フィリピンは、CBD には紛争の解決に関する条項が設けられているが(CBD 第 27 条)、それはあくまで CBD に関連する紛争にのみ排他的に適用されると主張する( para.277.)。そして、フィリピンによると、CBD 第 27 条の文言は、UNCLOS の下での紛争解決制度を排除していないと解される( para.278.)。

フィリピンは、申立の第 11 項及び第 12 項 (b)において、中国はスカボロー礁、セカンド・トーマス礁及びミスチーフ礁において海洋環境の保護にかかわる UNCLOS 上の義務に違背していると主張する。他方で、比中両国とも CBD の締約国であることから、CBD と UNCLOS との関係について整理する必要がある( paras.281-283.)。UNCLOS 第 192 条は海洋環境の保護及び保全に関する一般的義務について規定し、また、同第 194 条は、海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための措置について

包括的に規定する。したがって、CBD には、UNCLOS と重複する部分が相当程度存在することが指摘される (para.285.)。

このように、これらの条約は、海洋環境の保護及び保全のために並列的に存在しているが、UNCLOS は海洋環境の保護全般を目的としているのに対し、CBD の目的は、生物の多様性の保護に特化している。したがって、UNCLOS 第 192 条及び 194 条の違反が直ちに CBD 第 27 条の違反を構成するとまではいえず (para.285.)、また、そうなると、CBD 第 27 条が UNCLOS 第一五部の紛争解決制度を排除しているとは考えられないと、仲裁裁判所は判断する (para.289.)。

#### B. UNCLOS 第 282 条の適用 (paras.290-353.)

UNCLOS 第 282 条は、同条約の解釈または適用に関する紛争の当事者である締約国が、一般的な、地域的なまたは二国間の協定その他の方法によって、いずれかの紛争当事者の要請により拘束力を有する決定を伴う手続に合意した場合には、特段の別途の合意なきかぎり、当該手続は UNCLOS 第一五部に定められる手続に代わり適用されるとする (paras.290, 291.)。

##### (1) 南シナ海行動宣言 (DOC) 及びその他の比中二国間声明への適用 (paras.292-302.)

*Position Paper* において中国は、UNCLOS 第 282 条に対する言及を行っていない。他方で、仲裁裁判所は、2014 年 12 月 16 日にフィリピンに対し、DOC が UNCLOS 第 282 条の意味における合意を構成するかという問題について同国の見解を求め (para.292.)、フィリピンは、DOC が UNCLOS 第 282 条の意味における合意を構成しない旨を回答した。フィリピンによると、DOC は UNCLOS の解釈または適用に関する紛争の解決のための交渉が決裂した場合には、以後の手続は UNCLOS の紛争解決制度に委ねられることとなることから、DOC の下での紛争解決手続が代替して (in lieu of) 適用されることはないとする (para.297.)。

UNCLOS 第 281 条に関する検討と同様に、仲裁裁判所は、DOC が規定する「友好的な協議及び交渉」は、UNCLOS 第 282 条の意味における拘束力を有する合意であるとは判断しない (paras.299, 300.)。また、かかる事由はその他の比中二国間声明についても同様であると、仲裁裁判所は判断する (paras.301-302.)。

##### (2) 東南アジア友好協力条約 (TAC) への適用 (paras.303-310.)

DOC の場合と同様、*Position Paper* において中国は、UNCLOS 第 282 条に対する言及を行っておらず、また、TAC についても参照程度の言及に

とどまる(para.303.)。他方で、TACに関しては、UNCLOS第282条に定める「一般的な、地域的なまたは二国間協定その他の方法による合意」との連関が一般的に想起されることから、仲裁裁判所は、TACがUNCLOS第282条に及ぼす影響についてフィリピンの見解をただした(para.304.)。

フィリピンは、TACはUNCLOSの紛争解決制度を適用するための具体的手続を規定していないことから、UNCLOS第282条に影響を及ぼすものではないとする(paras.305-306.)。このフィリピンの見解を踏まえ、仲裁裁判所は、以下に記すような理由により、TACはUNCLOS第282条の意味における紛争解決制度には該当しないと判断する。第一に、TACの紛争解決メカニズム(TAC第13条、第14条及び第15条)は、すべての紛争当事者が合意しなければ機能しないものであること(para.308)、第二に、TACの紛争解決メカニズムは、交渉、斡旋、調停及び和解を目的とするものであり、これらは義務的手段であるとはいえないこと(para.309.)、第三に、TAC第17条の規定は、国連憲章第33条第1項に規定する紛争の平和的解決手段に訴えることを妨げるものではなく、かかる手段にはUNCLOS第一五部の手続も含まれるものと判断される(para.310)。

### (3) 生物多様性条約(CBD)への適用(paras.311-321.)

既に引用したように、*Position Paper*において中国は、CBD並びにUNCLOS第192条及び第194条に関連するフィリピンの申立に対する言及を行っていない(para.311.)。他方で、フィリピンの申述書においては、中国がUNCLOS第192条及び第194条に違反している旨の申立がなされている。比中両国はともにUNCLOS及びCBDの締約国であり、また、両条約は海洋環境の保護及び保全に係る規則を定めていることから、紛争解決に関するCBD第27条とUNCLOS第282条との関係が問題となる(para.312.)。

この点につきフィリピンは、まず、中国がUNCLOS第192条及び第194条に違反しているという事実こそが重要なのであり、CBDへの言及はあくまで参照にとどまり、また、CBDの違反に対する措置を求めることが本件における申立の趣旨ではないことから、CBD第27条の規定は本件との連関を有しないと主張する(paras.314-315.)。つぎに、フィリピンは、仮にCBD第27条がUNCLOSの解釈または適用に関する紛争の解決に適用が可能であったとしても、同条はUNCLOS第282条下のその他の要件を充足しないと主張する(para.316.)。

このように、本論点は、CBD第27条がUNCLOS第282条の射程内に位置するのかと整理される(para.317.)。仲裁裁判所は、まず、UNCLOS

と CBD には紛争解決の範囲について重複する部分が存在することを確認する (para.320.)。その上で、仲裁裁判所は、これらの条約は相互に排他的ではなく (para.319.)、また、フィリピンの海洋環境に関する申立は、生物の多様性という特定の事項に関する CBD ではなく、海洋に関する一般的な事項に関する UNCLOS が参照されることを排除していないと解されるべきであると判断する (para.320.)。さらに、CBD 第 27 条は、紛争当事国に交渉による解決を努めるよう規定しているが、これは法的な強制力を有するものであるとまではいえないと、仲裁裁判所は判断する (para.320.)。以上の理由により、仲裁裁判所は、CBD が UNCLOS 第 282 条の意味における合意には該当しないと判断する (para.320.)。

### C. UNCLOS 第 283 条の適用 (paras.322-353.)

つぎに、UNCLOS 第 283 条の意見を交換する義務についての検討がなされる。まずは一般論として、UNCLOS 第 283 条が規定するのは紛争解決のための意見交換であり、紛争の主題及びその中身についてのもではない (para.332.)。つまり、当事国は、意見交換において紛争の主題に立ち入る必要はなく、何らかの意見交換を行ったという事実が存在すれば、UNCLOS 第 283 条の要件は充足され得る<sup>22</sup> (para.333.)。

南シナ海を巡る問題に関する比中両国間の一連のやり取りにおいて、フィリピンは本問題を ASEAN 等の多国間枠組みにおける解決を主張しているのに対し、中国はあくまで二国間交渉における問題解決を一貫して主張する。仲裁裁判所は、ASEAN における南シナ海を巡る問題についての意見交換は十分になされ、その成果が DOC として結実していることから、DOC は UNCLOS 第 283 条の意味における意見交換に該当すると判断する (para.335.)。なお、UNCLOS 第 283 条とは別の論点として、仲裁手続に訴える以前の段階において、フィリピンは中国との間で一般的な意味における交渉を行う義務を帯びることが別途指摘されるが、そのような意味においても比中両国との間では既に十分な意見交換がなされていたと判断される (para. 343.)。

以上のことから、仲裁裁判所は、フィリピンは中国との交渉の実施及び継続に努力したものの、中国の非協力的態度によりかかる努力は効を奏さなかったものと評価する (para.347.)。そして、仲裁裁判所は、UNCLOS 第一五部第一節のいずれの規定も、フィリピンにより提出された申立を妨げるものではないと判断する (para.353.)。

---

<sup>22</sup> *Chagos Maritime Protected Area (Mauritius v. United Kingdom), Award on the Merits*, 18 March 2015, paras.382-383.

## Ⅷ. 仲裁裁判所の管轄権に対する制限及び除外 (paras.354-412.)

### A. UNCLOS 第 297 条と仲裁裁判所の管轄権に対する自動的制限 (paras.356-363.)

つぎに、仲裁裁判所は、管轄権に対する UNCLOS 第一五第二節の手續の適用への自動的及び選択的制限つき検討する。この点について、まず、UNCLOS 第 297 条は、海洋の科学調査及び EEZ における生物資源に関する紛争については UNCLOS 第一五部第二節に挙げられる裁判所が管轄することから、締約国の紛争解決制度の選択は自動的に制限されることを、仲裁裁判所は確認する (paras.354-356.)。

*Position Paper* において中国は、UNCLOS 第 297 条の下における仲裁裁判所の管轄権に対する自動的制限について言及していない (para.357.)。他方で、中国は、「UNCLOS 締約国として、中国は、同条約第一五部第二節の拘束力を有する決定を伴う義務的を受容しているが、そのことは、同条約第 297 条により除外されている紛争に同条約第一五部第二節の手續が適用されることは意味しない。また、フィリピンによる仲裁の申立に関し中国は、UNCLOS 第一五部第二節の拘束力を有する決定を伴う義務的を受入れない」<sup>23</sup>と主張する (para.357.)。

既に言及したように、仲裁裁判所は、中国の仲裁手續への不参加は仲裁手續の進行を妨げるものではないと明示的に宣言している (paras.106-123.)。したがって、UNCLOS 附属書Ⅶ第 9 条が規定するように、仲裁裁判所が本件についての管轄権を有することを確認する必要があることから (para.358.)、仲裁裁判所は、UNCLOS 第 297 条と仲裁裁判所の管轄権に対する自動的制限について以下のような論点を提示する。第一に、UNCLOS 第 288 条及び第 297 条と仲裁裁判所の管轄権との関連、第二に、UNCLOS 第 297 条第 1 項 (c) の海洋環境に関するフィリピンの申立及び申立への適用、第三に、UNCLOS 第 297 条第 3 項の漁獲に関するフィリピンの申立への適用である (para.360.)。

これらの論点について、フィリピンは以下のとおり申述する。まず、UNCLOS 第 297 条第 1 項は、仲裁裁判所の管轄権から同項(a)から (c) に列挙されているもの以外の沿岸国の主権の権利及び管轄権の行使にかかわる紛争を除外していると解釈される。この解釈論を裏付けるものとして、フィリピンは、チャゴス諸島海洋保護区に関する仲裁裁判 (2015 年) において判示された「UNCLOS 第 297 条第 1 項は環境に係る紛争に関する仲

<sup>23</sup>*Position Paper*, para.79.

仲裁裁判所の管轄権を拡大したが、その拡大は無制限というわけではない」という仲裁裁判所の見解を引用する (para.361.)。そのうえでフィリピンは、スカボロー礁周辺海域は領海、すなわち、UNCLOS 第 297 条の制限が適用されない海域であることから、仲裁裁判所は本海域に関する比中二国間の紛争に関する管轄権を有すると主張する (para.362.)<sup>24</sup>。

加えて、フィリピンは、セカンド・トーマス礁周辺海域における海洋環境の保護に関する紛争についても、仲裁裁判所は管轄権を有すると主張する (para.362.)。フィリピンによると、セカンド・トーマス礁周辺海域の EEZ に関する権原を取得するのは同国のみであり、したがって、同海域における中国の活動は同国の主権または管轄権のいずれの行使によるものではなく、その結果、UNCLOS 第 297 条の自動的制限は適用されない (para.362.)。そして、フィリピンは、「UNCLOS 第 297 条は領海及び大陸棚における海洋環境の保護に係る紛争に関する仲裁裁判所の管轄権を支持しており、またこのことは、仮に中国が係争の対象となっている海域の沿岸国であった場合においても同様に当てはまる」と主張する (para.362.)。

つぎに、フィリピンは、UNCLOS 第 297 条第 3 項は、スカボロー礁周辺のフィリピンの EEZ における生物資源に関する同国の申立第 8 項、第 9 項及び第 10 項を阻害するものではないと主張する (para.363.)。ちなみに、フィリピンは、UNCLOS 第 293 条第 3 項は同国の申立第 8 項及び第 9 項で言及されている海域が中国の EEZ であった場合にのみ、仲裁裁判所の管轄権を制限する可能性を示唆する (para.363.)。しかしながら、フィリピンは、南シナ海の南部海域が中国の EEZ を構成することを担保する確たる証拠は何ら存在していないことから、UNCLOS 第 297 条第 3 項の自動的制限は適用されないと、重ねて主張する (para.363.)。つまり、フィリピンによれば、UNCLOS 第 297 条第 3 項はフィリピンの漁民によるスカボロー礁における伝統的な漁獲には適用されないとし、その理由として、フィリピンは、かかる伝統的な漁獲は基線から 12 海里の領海においてのみ実施されているという事実を挙げる (para.363.)<sup>25</sup>。

---

<sup>24</sup>なお、そのようにフィリピンが主張する理由について判例は明示的にしていないが、スカボロー礁周辺海域はフィリピン領海であり、UNCLOS 第 297 条第 1 項 (a) がいうところの「国際的な海洋の利用」がなされていない海域であることから、本海域を巡る紛争は仲裁裁判所の管轄権の自動的除外紛争には該当しないという整理によるものと推認される。

<sup>25</sup>このようなフィリピンの主張は、フィリピンの漁民による伝統的漁獲が行われているのはフィリピン領海においてであり、当該海域は UNCLOS 第 297 条第 1 項 (a) がいうところの「国際的な海洋の利用」に供される海域ではないという理由による

## B. UNCLOS 第 298 条と仲裁裁判所の管轄権に対する選択的制限 (paras.364-378.)

つぎに、仲裁裁判所は、仲裁裁判所の管轄権に対する選択的制限について検討する。UNCLOS 第 298 条は、締約国は海洋の境界画定、歴史的湾及び歴史的権原、法執行活動及び軍事的活動をめぐる紛争を同第一五部第二節に定められる紛争解決制度から除外する旨の宣言（選択的適用除外宣言）を行うことができるとする (para.364.)。なお、既に引用したとおり、中国は、2006 年に UNCLOS 第 298 条第 1 項 (a) (b) 及び (c) に関する選択的適用除外宣言を行っている (para.365.)。

まず中国は、パラグラフ 138 から 139 において既に記されているとおり、フィリピンが付託した本仲裁における争点は、比中二国間に存在する海洋境界画定に関する紛争全体を構成するために不可欠な部分に該当すると主張する (para.366.)。そして、中国は、比中二国間に存在する海洋境界画定に関する紛争については、比中両国の間では見解の一致がなされていないが、少なくとも中国は、フィリピンは仲裁裁判に訴える以前にまず中国と協議すべきであると主張する (para.366.)。

このような中国の主張について仲裁裁判所は、パラグラフ 155 から 157 で既に検討したように、本仲裁は海洋境界画定にかかわる紛争は含まれていないと判断し、上述した中国の「本仲裁における争点は、は比中二国間に存在する海洋境界画定に関する紛争全体を構成するために必要な部分に該当する」という主張を否定した (para.366.)。他方で、仲裁裁判所は、中国が 2006 年に UNCLOS 第 298 条の選択的適用除外宣言を行っていることを確認する (para.369.)。つまり、仲裁裁判所は、比中間の紛争が UNCLOS 第 121 条の意味における島の領土に関するものである場合、歴史的湾若しくは歴史的権原に関するものである場合並びに海洋の科学調査に関する法執行であり、第 297 条第 1 項 (i) 及び (ii) に記される要件を満たすもの及び同条第 3 項 (a) に規定される漁獲に関するもので同項但書の要件を満たし、かつ、EEZ における沿岸国の主権的権利及び管轄権の行使に関する法執行に関するものである場合には、仲裁裁判所の管轄権は除外されるとの確認を行った (paras.369-371.)。

他方で、仲裁裁判所の判断と同様に、フィリピンも、先に引用した「本仲裁における争点は、比中二国間に存在する海洋境界画定に関する紛争全体を構成するために必要な部分に該当する」との中国の主張を否定し、本

---

ものと推認される。

仲裁で争点となっているのは、UNCLOS 第 15 条、第 74 条及び第 83 条に規定される領海、EEZ 及び大陸棚を巡るものであり、それらは UNCLOS の解釈または適用に関する個別具体的な争点である旨を改めて強調した (para.374)。フィリピンによると、UNCLOS 第 298 条が仲裁裁判所の管轄権を除外するのは沿岸国の権原が重複する場合における紛争<sup>26</sup>についてのみであり、そもそも中国は南シナ海南部において何らの権原も有していないことから、仲裁裁判所の管轄権の適用除外を巡る問題も存在し得ないこととなる (para.375.) (下線強調筆者追加)。また、フィリピンは、歴史的湾及び権原については、そもそも中国は南シナ海においてそのような事項についての主張を国家として公式に行っていないと指摘する (para.376.)。加えて、軍事的活動についてフィリピンは、本仲裁裁定における同国の申立において言及されている中国の政府船舶による活動が軍事的活動に該当するとは認識しないと断言する (para.377.)。さらに、法執行活動についてフィリピンは、ある種の法執行活動は UNCLOS 第 298 条第 1 項 (b) により仲裁裁判所の管轄権からの選択的除外の対象たり得るが、そのためには、当該法執行活動が海洋の科学調査に関する法執行であり、UNCLOS 第 297 条第 1 項 (i) 及び (ii) に記される要件を満たすものであること、及び同条第 3 項 (a) に規定される漁獲に関するもので同項但書の要件を満たすものであり、かつ、EEZ における沿岸国の主権的権利及び管轄権の行使に関する法執行に関するものに限定される旨を強調する。そのうえでフィリピンは、UNCLOS 第 297 条第 2 項及び第 3 項はフィリピンの申立とは何らの関係を有さないことから、法執行活動に係る UNCLOS 第 298 条の選択的適用除外の適用は問題とはならないと重ねて強調する (para.378.)。

### C. UNCLOS 第 297 条及び第 298 条の適用並びに管轄権の範囲にかかわる判断 (paras.379-412.)

以上に引用した UNCLOS の関連条項に関する紛争当事国の認識を踏まえ、仲裁裁判所は、これらの本仲裁への適用について検討する。他方で、その検討に先立ち仲裁裁判所は、フィリピンの申立の何れの事項が本仲裁における管轄権設定のこの段階において先決的に検討されるべきなのか、または、フィリピンの申立した事項にはむしろ本案の審理の段階における検討が望ましいものが存在するのかという点につき整理する必要があると

<sup>26</sup>Cf., *Case Concerning Maritime Delimitation in the Area between Greenland and Jan Mayen (Denmark v. Norway)*, Judgment of 14 June 1993, ICJ Reports 1993, p.38. para.59.

する (para.379.)。

(1) 管轄権に関する論点は排他的に先決性を有するか (paras.380-396.)

手続規則第20条第3項は、「仲裁裁判所の管轄権に対する抗弁が排他的に先決性 (exclusively preliminary character) を有しないと仲裁裁判所が判断しないとかぎり、仲裁裁判所は管轄権に関する如何なる反論も先決的事項として取り扱うこととする」と規定する。先に紹介したとおり、仲裁裁判所は、*Position Paper* は本件に関する管轄権設定及び受理可能性にかかわる中国による先決的抗弁に該当すると判断した (para.128.)。そして、この判断について記した手続命令第4において仲裁裁判所は、排他的に先決性を有さない事項については管轄権設定の段階ではなく、以後の本案審理において検討することが適当であると判断する (para.380.)。

手続規則第20条第3項は、先決的抗弁に関する ICJ 規則第79条第9項をモデルとする。ICJによると、原則として、ICJが提出された質問または先決的抗弁への回答が紛争の本案の全部またはその一部分にあたるのかを決定するために必要なすべての事実を検討していない限り、先決的抗弁をなした紛争当事者は、先決性に関する審理段階において当該抗弁に対して回答を得る権限を有するとされる<sup>27</sup>。これは ICJ が提示する先決性の容認及び否認にかかわる判断基準であり、それは、裁判所が先決的抗弁を取り扱うために必要なすべての事実を判断するための機会を有しているか、及び先決的抗弁が本案の全部または一部を先取的に決定するのかまたはしないのかと再整理される (para.382.)。

フィリピンは、全ての申立が先決性を有しており、また、それらは管轄権設定の段階における審理の対象たり得ることから、本案へ併合される事項はないと主張する (para.388.)。他方で、仲裁裁判所は、先決性否認の理由を明示的に述べてはいないものの (para.389.)、専ら先決性を有するもの以外は本案において判断すると決定した (paras.390-391)<sup>28</sup>。その結果、以下に記す①から④の事項については、本案における審理に併合されることになった。

- ①中国が主張する南シナ海における歴史的権利の法的性格、及びかかる権利は歴史的湾及び歴史的権原とは別個に存在しているのか (para.393.)。
- ②南シナ海における特定の海洋地形(海域及び陸地/低潮高地を含む)は、

<sup>27</sup> ICJ Reports 2007, para.51.

<sup>28</sup> なお、ここでいわれている「本案において判断する」とは、本案へ併合することを意味する。Rules of Procedure, 20 (3).

大陸棚、EEZ、島、礁のいずれに該当するのか、及び比中両国は重複した海域における権原を南シナ海において有しているのか (para.394.)。

③中国の法執行活動が実施されている海域はどこなのか (para.395.)。

④中国が行っている活動は、軍事的活動に該当するのか (para.396.)。

## (2) 管轄権に関する仲裁裁判所の結論 (paras.397-412.)。

以上の整理を踏まえ、仲裁裁判所はフィリピンの 15 項目の申立に関する管轄権設定について、以下のとおり判断する。

申立 1 : 本申立において提起されているのは、南シナ海における海洋権原の取得の淵源及び UNCLOS の役割である。本申立は主権及び海洋境界画定に関するものではないが、本申立を検討するためには、仲裁裁判所は中国の主張する歴史的権利の効果を検討する必要がある。また、中国が主張する歴史的権利の性質及びそれが UNCLOS 第 298 条の選択的除外に該当するか否かについても同様に検討される必要がある。かかる事項は本案における審理事項であることから、仲裁裁判所は先決性を否認する (para.398.)。

申立 2 : 本申立において提起されているのは、申立 1 と同様、南シナ海における権原の取得の淵源及び UNCLOS の役割であり、主権及び海洋境界画定に関するものではない。本申立は、仲裁裁判所に対して中国が主張する南シナ海における歴史的権利の法的妥当性にかかわる判断を直接的に問うものである。しかしながら、そのためには、中国が主張する歴史的権利の性質（特に九段線維で囲まれる海域）、及びそれが UNCLOS 第 298 条の選択的除外の対象となるのかについても同様に検討される必要がある。かかる事項は本案における審理事項であることから、仲裁裁判所は先決性を否認する (para.399.)。

申立 3 : 本申立において提起されているのは、スカボロー礁が UNCLOS 第 121 条の意味における島に該当するのことであり、主権及び海洋境界画定に関するものではない。また、スカボロー礁は、EEZ 及び大陸棚を生じせしめるような如何なる国に帰属する海洋地形からも 200 海里以上離れていることから、仲裁裁判所による同礁の地位決定以前の海洋境界画定に関する判断は不要である。したがって、仲裁裁判所は本申立について管轄権を設定する (para.400.)。

申立 4 : 本申立において提起されているのは、ミスターフ礁、セカンド・

トーマス礁及びスピ礁は、UNCLOS 第 13 条の意味における低潮高地の地位及び占有によりそれらの取得は認められないという問題であり、主権及び海洋境界画定に関するものではない。上記の各礁において中国が EEZ または大陸棚に関する海洋権原を有するならば、比中間において海洋権原の重複が生じ、その結果、技術的な考慮 (practical consideration) が必要となることから、仲裁裁判所は本申立について管轄権を設定する (para.401.)。

申立 5: 本申立において提起されているのは、南シナ海における海洋権原の取得の淵源及び重複する海洋権原の存在であり、主権及び海洋境界画定に関するものではない。フィリピンは、海洋権原の重複は存在しないと主張するが、他方で、仮にミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁から 200 海里以内の海域において中国が主張する海洋地形が UNCLOS 第 121 条の意味における島に該当する場合には、比中間において海洋権原の重複が存在し、UNCLOS 第 298 条の選択的適用除外の対象となる。したがって、本申立は本案に依拠することから<sup>29</sup>、仲裁裁判所は先決性を否認する (para.402.)。

申立 6: 本申立において提起されているのは、ガベン礁及びマッケナン礁 (ヒューズ礁を含む) が UNCLOS 第 13 条の意味における低潮高地に該当するのであり、主権及び海洋境界画定に関するものではない。他方で、中国が上記の礁が所在する海域において EEZ 及び大陸棚に関する海洋権益を有するならば、比中間において海洋権原の重複が生じ、その結果、技術的な考慮が必要となることから、仲裁裁判所は本申立について管轄権を設定する (para.403.)。

申立 7: 本申立において提起されているのは、ジョンソン礁、クアテロン礁及びファイアリークロス礁は UNCLOS 第 121 条の意味における島に該当するののである。本紛争は、UNCLOS 第 297 条及び第 298 条の何れの条項の下における制限も問題とはならないことから、仲裁裁判所は本申立について管轄権を設定する (para.404.)。

---

<sup>29</sup> 「本案に依拠する (in conjunction with the merits)」とは、本案審理においてのみ判断可能であるということの意味する。

申立8: 本申立において提起されているのは、フィリピンの自国 EEZ 及び大陸棚の生物及び非生物に対する主権的権利の享受及び行使に対する中国の妨害であり、主権及び海洋境界画定に関するものではない。フィリピンの申立は、比中間において EEZ に関する海洋権原の重複が存在しないことを前提とするが、これらの海域の 200 海里以内に存在する中国により主張されている海洋地形が UNCLOS 第 121 条の意味における島に該当する場合には、比中両国の EEZ が重複する。そして、その結果、海洋境界画定の問題が生じるならば、それは UNCLOS 第 298 条により仲裁裁判所の選択的適用除外の対象となる。この点については本案に依拠することから、仲裁裁判所は先決性を否認する (para.405.)。

申立9: 本申立において提起されているのは、中国がフィリピンの EEZ における自国の国民及び船舶による生物資源の搾取を防止しておらず違法というものであり、主権及び海洋境界画定に関するものではない。然るに、関連海域が中国の EEZ である場合、UNCLOS 第 298 条は漁業取締を目的とした法執行活動に関する紛争に対する仲裁裁判所の管轄権を除外する。フィリピンの申立は比中間には EEZ に関する海洋権原の重複が存在しないことを前提とするが、これらの海域の 200 海里以内に存在する中国により主張されている海洋地形が UNCLOS 第 121 条の意味における島に該当する場合には、比中両国の EEZ は重複することとなる。そして、その結果、海洋境界画定の問題が生じるならば、それは、UNCLOS 第 298 条により仲裁裁判所の選択的適用除外の対象となる。この点については本案に依拠することから、仲裁裁判所は先決性を否認する (para.406.)。

申立10: 本申立において提起されているのは、中国がフィリピン漁民がスカボロー礁において伝統的な漁獲を行うことに介入し、フィリピン漁民が生計を立てることを妨害しており違法であるというものであり、主権及び海洋境界画定に関するものではない。スカボロー礁が島または岩であるのかに拘わらず、伝統的な漁獲は(基線から)12 海里以内の領海において実施されており、そのような漁獲はフィリピン以外の国の領海内においても存在する。上記紛争に対する管轄はスカボロー礁に対する主権を事前に決定することに依拠しないことから、仲裁裁判所は本申立に

ついて管轄権を設定する(para.407.)。

申立 11: 本申立において提起されているのは、中国はスカボロー礁及びセカンド・トーマス礁において海洋環境の保護にかかわる UNCLOS 第 192 条及び第 194 条の義務に違反しているというものであり、主権及び海洋境界画定に関するものではない。本件に関する仲裁裁判所の最終的判断は、スカボロー礁及びセカンド・トーマス礁の地位により異なる。(a) 中国の活動がスカボロー礁周辺またはセカンド・トーマス礁が生じせしめる領海内における行為である場合、UNCLOS は中国に対し領海内における条約上の義務を課すことから、UNCLOS 第 297 条及び第 298 条の適用はない。(b) 他方で、当該行為が(比中のいずれかの)EEZ 内におけるものである場合、UNCLOS 第 297 条第 1 項(c)により仲裁裁判所の管轄権が認められる。これら(a)及び(b)の何れの場合においても仲裁裁判所の管轄権は除外されないことから、仲裁裁判所は本申立について管轄権を設定する(para.408.)。

申立 12: 本申立において提起されているのは、ミスチーフ礁における中国による占拠及び建設活動は、(a) 人工島、施設及び構築物にかかわる UNCLOS の規定に違反する、(b) UNCLOS の下での海洋環境保護及び保全にかかわる義務に違反する、(c) UNCLOS に抵触する不法な占有行為を構成するというものであり、主権及び海洋境界画定に関するものではない。然るに、本件に関する仲裁裁判所の管轄権は、ミスチーフ礁の地位(訳注: 島、岩及び低潮高地の何れであるのか)に依拠する。ミスチーフ礁が島または岩である場合には、何れにしても地上領域に該当することから、仲裁裁判所は、中国の建設行為にかかわる合法性を審査する管轄権を有しない<sup>30</sup>。ミスチーフ礁の地位は本案における審理事項である。また、ミスチーフ礁における中国の活動が軍事的性格を帯びるのかについても本案における審理が適当であると思料されることから、仲裁裁判所は先決性を否認する(para.409.)。

申立 13: 本申立において提起されているのは、中国はスカボロー礁付近

---

<sup>30</sup>つまり、ミスチーフ礁が中国に帰属する島または岩である場合には、中国がその上に何らかの構造物を建設しても、少なくとも国際法上は問題はない旨を、仲裁裁判所は示唆している。

海域を航行するフィリピン船舶に対して衝突を引き起こすような深刻かつ危険な態様で法執行船舶を運用することで UNCLOS の義務に違反するというものであり、主権及び海洋境界画定に関するものではない。仲裁裁判所は、上記の問題はスカボロー礁周辺の領海において生じた事案に関連しており、UNCLOS 第 298 条第 1 項 (b) は領海に対しては適用されない。さらに、仲裁裁判所は、フィリピンにより援用された UNCLOS の条項は、沿岸国及び無害通航を行う船舶 (の旗国) の双方に義務を課していることに留意する。したがって、仲裁裁判所の管轄権はスカボロー礁の主権に関する決定に依拠しないことから、仲裁裁判所は本申立について管轄権を設定する (para.410.)。

申立 14 : 本申立において提起されているのは、2013 年の仲裁手続開始以来、中国は (a) セカンド・トーマス礁及びその周辺海域においてフィリピンの航行権に干渉し、(b) 同礁に駐留するフィリピン要員の交代及びそれらへの補給を妨害し、(c) 同礁に駐留するフィリピン要員の健康及び福利厚生を危険に晒していることにより、違法にも紛争の更なる悪化を助長していることであり、主権及び海洋境界画定に関するものではない。然るに、本件に関する仲裁裁判所の管轄権は、セカンド・トーマス礁の地位 (訳注: 島、岩及び低潮高地の何れであるのか) に依拠し、それは本案における審理事項である。加えて、中国の行為が軍事的活動に該当するののかについても本案における審理が適当であると思料されることから、仲裁裁判所は先決性を否認する (para.411.)。

申立 15 : 本申立において提起されているのは、中国はさらなる不法な主張及び活動を中止すべきとの宣言の実施である。本件について仲裁裁判所は、フィリピンの請求内容はやや明確性を欠くと判断することから、フィリピンに対し本申立の内容をより明確化し、その範囲を絞ることを指示する (para.412.)。

## IX. 決定 (para.413.)

以上のような理由により、仲裁裁判所は全会一致により以下のとおり判示する。

- A. 仲裁裁判所は、UNCLOS 附属書第 VII によって適切に組織される。
- B. 中国の本件審理への不参加は、仲裁裁判所の管轄権を剥奪するものではない。

- C. 本件仲裁を付託したフィリピンの行為は、手続の濫用を構成しない。
- D. その不在が仲裁裁判所の管轄権を剥奪するような第三国は存在しない。
- E. DOC、パラグラフ 231-232 で引用されている当事国による共同声明、TAC 及び CBD は、UNCLOS 第 281 条または 282 条の下で UNCLOS 第一五部第二節において利用可能な紛争解決手続に訴えることを排除しない。
- F. 紛争当事国は、UNCLOS 第 283 条が規定する意見交換を実施している。
- G. 仲裁裁判所は、本判決パラグラフ 400、401、403、404、407、408、410 で提示された条件にしたがい、フィリピンの申立第 3 項、第 4 項、第 6 項、第 7 項、第 10 項、第 11 項、第 13 項を検討するための管轄権を有する。
- H. 仲裁裁判所がフィリピンの申立第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 8 項、第 9 項、第 12 項、第 14 項を検討するための管轄権を有するのにかんづいての決定は、専ら先決性を有するものではない争点の検討を含むものであることから、上述の申立について判断するための管轄権の検討を本案審理に留保する。
- I. フィリピンに対し、申立 15 の内容を明確化してその範囲を絞るよう指示し、当該申立について判断するための管轄権にかかわる検討を本案審理に留保する。
- J. 本仲裁判決で決定されていないあらゆる争点については、さらなる検討及び命令を留保する。

## 2 若干の考察

### I. 国連海洋法条約の下での紛争解決制度の概要と限界

#### A. 制度の概要

##### (1) 総則規定

1958年のジュネーヴ海洋法4条約<sup>31</sup>は、海洋に関する諸規則類を集成した法典であった。しかしながら、其々の条約規則は国際紛争にかかわる内容を有するものの、条約規則を適用する手続きは条約外の制度に委ねられ

---

<sup>31</sup>公海に関する条約、領海及び接続水域に関する条約、大陸棚に関する条約、漁業及び公海の資源の保有に関する条約。

おり、独自の紛争解決制度を有していないことから、条約の実効性についての疑問が指摘されていた<sup>32</sup>。対して、UNCLOSは、第一五部において同条約の解釈または適用に関する紛争解決手続を「条約内包型紛争解決制度」<sup>33</sup>として整備しており、これはUNCLOSの重要な特色の一つとして挙げられる。なお、対象となる紛争は、UNCLOSの解釈または適用に関する紛争に限定されてはいるものの、海洋法に関係する条約の解釈または適用に関する紛争であって、当該条約の規定にしたがって付託されたものについても適用される。

UNCLOSにおける紛争解決制度の趣旨は、上記の締約国間の紛争を国連憲章第33条第18項において示されている平和的手段により解決するものとされる（UNCLOS第279条）。つまり、UNCLOS第一五部における紛争解決制度は、UNCLOSの条約としての統一性及び一体性を確保しつつ、客観的立場からそれを効果的に実施することを目的とする海洋法の一部門であると同時に<sup>34</sup>、国際紛争の平和的解決手続というより大きな枠組みにも位置づけられる制度である。他方で、UNCLOS自体が長期間に亘り各国の利害を調整したうえで成立した妥協の産物という側面を有し、その結果、詳細な選択肢や条件などの規定が多数設けられていることから、右の紛争解決制度は相当に複雑な構造となっている<sup>35</sup>。

UNCLOS第一五部の紛争解決制度は、以下を基本とする。UNCLOSの締約国間で同条約の解釈または適用に関する紛争が生じた場合、まずは紛争当事国が合意により選択する自主的な方法で解決を図るべきものとされており、これには調停が含まれる（UNCLOS第一五部第一節）。紛争当事国間で右の合意がなされていない場合のみ、一方の紛争当事国の要請により拘束力を伴う義務的紛争解決手続である裁判に付託される（UNCLOS同第二節）。つぎに、紛争当事国には、紛争解決手続の選択において最大限の可能な選択が許容されている（同）<sup>36</sup>。そして、裁判に付託される事項に関し、義務的手続から自動的または紛争当事国の選択により除外される事項が相当程度存在する（UNCLOS同第三節）。

紛争当事国間で選択的適用除外宣言や、裁判条約及び裁判条項に基づ

<sup>32</sup>島田征夫、林司宜編『国際海洋法』（有信堂、2010年）、172頁。

<sup>33</sup>小松一郎『実践国際法第2版』（信山社、2015年）、384頁。

<sup>34</sup>河西直也「第XV部 紛争の解決」日本海洋協会編『国連海洋法条約の研究』（日本海洋協会、1990年）、447頁。

<sup>35</sup>青木隆「国連海洋法条約における海洋境界画定紛争の解決手続」村瀬信也、江藤淳一共編『海洋境界画定の国際法』（東信堂、2008年）、184頁。

<sup>36</sup>水上千之『海洋法—展開と現在—』（有信堂、2005年）、273頁。

き紛争解決のための合意がなされている場合には、その合意の下での手続が優先される。つまり、UNCLOS の解釈または適用に関する紛争を平和的手段によって解決を図ることについて紛争当事国間で合意がなされている場合には、第一五部に定められる紛争解決制度は、右の平和的手段による解決が得られず、かつ、紛争当事者間の合意が紛争解決のための他の手段を排除していない場合に限り適用され（UNCLOS 第 281 条第 1 項）、あくまで二義的な手段とされているのである（後述）<sup>37</sup>。なお、みなみまぐろ事件仲裁裁判（2000年8月4日）においては、UNCLOS 第一五部の紛争解決制度が排除され、紛争当事者間の合意による紛争解決が優先されるためには、当該合意においてその旨が明確な表現によって明示的にされていることが要件とされるという見解が裁判所により示されている<sup>38</sup>。また、紛争当事国が、一般的な、地域的なまたは二国間の協定その他の方法によって、いずれかの紛争当事国の要請により拘束力を有する決定を伴う手続に紛争を付託することに合意した場合には、紛争当事国が別段の合意をしないかぎり、その手続が UNCLOS 第一五部に代替して（in lieu of）適用される（UNCLOS 第 282 条）<sup>39</sup>。

<sup>37</sup>Robin Rolf Churchill and Alan Vaughan Lowe, *The Law of the Sea*, 3rd ed. (Manchester University Press, 1999), pp.453-454.

<sup>38</sup>*Sothorn Bluefin Tuna Case (New Zealand-Japan, Australia-Japan), Award on Jurisdiction and Admissibility, Decision of 4 August 2000, Separate Opinion of Judge Sir Kenneth Keith*, para.19. 本事件は、みなみまぐろ資源の評価をめぐるオーストラリア（以下「豪」）、ニューージーランド（以下「NZ」）及び日本の対立に端を発する事例であり、みなみまぐろ保存条約（以下「CCSBT」）の下で設けられたみなみまぐろ保存委員会における資源量及び調査漁獲に関する意見の相違が原因となった。*Sothorn Bluefin Tuna Case (New Zealand-Japan, Australia-Japan), Award on Jurisdiction and Admissibility, Decision of 4 August 2000, Reports of International Arbitral Awards*, Vol.13 (2006), pp8-17, paras.21-34. 豪及び NZ は、日本のみなみまぐろ資源の調査委漁獲計画に基づく漁獲は資源状況を危機に晒しているとして、UNCLOS 第一五部第二節に基づき同附属書VIIの仲裁裁判所に提訴するとともに、日本の漁獲差止めにかかわる暫定措置を ITLOS に求めた。*Ibid.*, pp.1-2, paras.1-5. 暫定措置においては豪及び NZ の主張が認められたが（International Tribunal for the Law of the Sea, *Sothorn Bluefin Tuna Case (New Zealand v. Japan; Australia v. Japan), Requests for Provisional Measures, Order of 27 August 1999*, para.90.）、仲裁裁判所での本案審理においては、CCSBT 第 16 条は UNCLOS 第 281 条における紛争当事者間の合意が他の紛争解決手続の可能性を排除している場合に該当するとして、仲裁裁判所には管轄権はないとの判断が下された。*Sothorn Bluefin Tuna Case, Award on Jurisdiction and Admissibility, Decision of 4 August 2000*, pp.42-44, paras.53-59.

<sup>39</sup>MOX プラント事件暫定措置命令（ITLOS）（2001年12月3日）においては、UNCLOS 第 282 条の適用の条件である「この条約の解釈または適用」という紛争の性質が問題となり、結果、紛争解決手続において同条項の適用は排除された。*ITLOS, The MOX Plant Case (Ireland v. United Kingdom), Request for*

UNCLOS 締約国の間で、この条約の解釈または適用に関する紛争が生じた場合、紛争当事国は、交渉その他の平和的手段により速やかに意見の交換を行うこととされる（UNCLOS 第 283 条）。この意見交換の形態及び意見交換を実施する者に関する事項については、条約上明示的に規定されていない<sup>40</sup>。また、MOX プラント事件暫定措置命令（2001 年 12 月 3 日）においては、一方の紛争当事国が、意見交換が十分に尽くされたにもかかわらず合意に達する可能性がないと判断する場合には、以後の意見交換を継続する義務はもはや負わないとする旨が、ITLOS により判示されている<sup>41</sup>。さらに、一方の紛争当事国は、他の紛争当事国に対し、UNCLOS 附属書 V 第一節に規定される調停手続またはその他の調停手続に紛争を付託することができる（UNCLOS 第 284 条）。然るに、これらの調停手続はあくまで任意調停であることから、それらには義務的管轄権は存在せず、また調停結果の報告も拘束力を有さない<sup>42</sup>。

## （2）義務的手続

以上に引用した紛争当事国による自主的な紛争解決努力が成功しなかった場合には、拘束力を有する決定を行う義務的紛争解決手続に移行する。義務的紛争解決手続は、いずれかの紛争当事国の一方的要請によって相手国に対しても紛争解決手続が開始されることを顕著な特徴としており<sup>43</sup>、それを定めるのが UNCLOS 第一五部第二節である。第二部の下での義務

---

*Provisional Measures, Order, 3 December 2001*, paras.49-52. ちなみに、有力な論者によると、ICJ 規則第 36 条第 2 項の下で ICJ の管轄を義務的なものとして受諾している国が UNCLOS 第一五部第二節の下での紛争解決手続として仲裁裁判所を選択した場合、右の義務的管轄権の受託にもかかわらず、当該国が UNCLOS の解釈または適用の範囲に属する海洋の殆ど全てに関する事項については ICJ の管轄に服さないことということが理論上想定されることから、当該国は ICJ の管轄権を義務的に受諾する場合において、海洋法に関する紛争は ICJ の管轄権に服さない旨の留保を付しておく必要が生じることとなる。河西「第 X V 部 紛争の解決」、455 頁。このような事態を回避するために、右の論者は、第 282 条の「手続きに代替して」の趣旨は、UNCLOS 第 287 条に列挙される 4 つの裁判所（後述）にかわり、既存の一般的な協定等に基づき管轄を有する裁判所が UNCLOS の下で有する管轄権の事項的限界の範囲内において紛争解決機能を代替することと解釈する。同上。

<sup>40</sup>Bernard H. Oxman, “Courts and Tribunals: The ICJ, ITLOS, and Arbitral Tribunals,” in Donald Rothwell, Alex G. Oude Elferink, Karen N. Scott and Tim Stephens eds., *The Oxford Handbook of the Law of the Sea* (Oxford University Press, 2015), p.397.

<sup>41</sup>*The MOX Plant Case, Request for Provisional Measures, Order*, para.60.

<sup>42</sup>杉原高嶺『国際法講義』（有斐閣、2008 年）、341-342 頁。

<sup>43</sup>河野真理子「管轄権判決と暫定措置命令から見た国連海洋法条約の下での強制的紛争解決制度の意義と限界」柳井俊二、村瀬信也編『国際法の実践—小松一郎大使追悼—』（信山社、2015 年）、129 頁。

的紛争解決手続は4とおりの裁判手続（フォーラム）が選択制となっており、それぞれに義務的管轄権が付与されている。

条文上、いずれの国も、この条約に署名し、これを批准し若しくは加入するときにまたはその後いつでも、書面による宣言を行うことにより、この条約の解釈または適用に関する紛争の解決のために、つぎの手段のうち一または二以上の手段を自由に選択することができる（UNCLOS 第 287 条第 1 項前段）。「つぎの手段のうち一または二以上の手段」とは、①ITLOS、②ICJ、③紛争が生起する都度 UNCLOS 附属書Ⅶの定めるところによって組織される仲裁裁判所<sup>44</sup>、④UNCLOS 附属書Ⅷの定めるところによって組織され、漁業及び海洋環境の保護といった特定の範疇に属する紛争を対象として紛争が生起する都度組織される特別仲裁裁判所である（UNCLOS 第 287 条第 1 項（a）～（d））。ちなみに、深海底における活動に関する紛争は、原則として ITLOS の海底紛争裁判部に付託される（UNCLOS 第 187 条）。

なお、その時において効力を有する宣言の対象とはならない紛争の当事者である締約国は、UNCLOS 附属書Ⅶの仲裁手続きを受諾していると見なされる（UNCLOS 第 287 条第 3 項）。また、紛争当事国が紛争解決のために同一の手続を受け入れることに合意している場合には、紛争当事国が別段の合意をなさない限り、当該手続にのみ紛争を付託することができる（第 287 条第 4 項）。他方で、紛争解決のために同一の手続が受け入れられていない場合及び選択そのものがなされていない場合には、UNCLOS 附属書Ⅶにしたがって上記に引用した③の仲裁裁判所にのみ紛争を付託することができる（UNCLOS 第 287 条第 5 項）。このように、UNCLOS の紛争解決制度においては、仲裁裁判所が相当程度に重要視されている。

## B. 紛争解決制度の限界

ところで、UNCLOS 第一五部第二節に規定される義務的裁判制度では、締約国は宣言により、一定の事項をめぐる紛争につきその全部または一部を第二節の手続から除外することができる（UNCLOS 第 297 条）とされる。この除外には、自動的除外（UNCLOS 第 297 条）と選択的除外（同第 298 条）が存在する。

自動的除外の対象とされるのは、沿岸国の主権の権利または管轄権の行

<sup>44</sup>UNCLOS 附属書Ⅶの定めるところによって組織される仲裁裁判所における仲裁では、投資紛争解決センター（International Centre for Settlement of Investment Disputes: ICSID）を利用したみなみまぐる事件（前出）を除き、常設仲裁裁判所（Permanent Court of Arbitration: PCA）が国際事務局による業務提供等により関与して手続きが進められている。青木隆「国連海洋法条約付属書Ⅶによる仲裁裁判の手続規則」『清和法学研究』第 16 巻第 2 号（2009 年）、126 頁。

使にかかわる特定の紛争であり、これには、EEZ及び大陸棚における海洋の科学調査に関する沿岸国の権利及び裁量にかかわる紛争（UNCLOS 第297条第2項）並びにEEZにおける生物資源に関する沿岸国の主権的権利（漁獲可能量、漁獲能力及び他の国に対する余剰分の割当てを決定するための裁量権並びに保存、管理のための自国の法令に定める条件を決定するための裁量権等）またはその行使に係る紛争（同条第3項）である。これらの紛争は義務的裁判手続から除外されるが、その一方で、EEZにおける生物資源の維持を確保する義務が明らかに遵守されなかった場合には、いずれかの紛争当事国の要請により、UNCLOS 附属書第V第二節の義務的調停に付されるべきものとされる（同）。

次に、選択的除外とは、締約国の意思による裁判義務の排除を容認するものであり、UNCLOS 締約国が特定の紛争について本条約の署名、批准、加盟の際またはその後いつでも文書による宣言で、強制管轄の除外を行い得るものとされる。これには、UNCLOS 第15条（領海）、第74条（EEZ）及び第84条（大陸棚）の解釈または適用に関する紛争、歴史的湾及び歴史的権原に関する紛争（UNCLOS 第298条第1項（a）前段）<sup>45</sup>、軍事的活動に関する紛争、UNCLOS 第297条第2項及び第3項によって裁判所の管轄権から除外された主権的権利に管轄権の行使に係る法執行活動に関する紛争（同第1項（b））並びに国連安保理事会が国連憲章によって委託した任務の遂行に関する紛争がある（同第1項（c））。

なお、これらUNCLOS 第一五部の下での裁判から除外される紛争については、海洋境界画定をめぐる紛争を除き、調停のような手続すら締約国には義務付けられていない。ちなみに、海洋境界画定をめぐる紛争は、それを除外する旨の宣言を行った締約国は一定の紛争をUNCLOS 第284条に規定される義務的調停手続に付託することとされている（UNCLOS 第298条第1項（a）（iii））。

このように、義務的な裁判制度が導入されたとはいえ、UNCLOS の下での紛争解決制度の下における義務的管轄権受諾の事項的範囲は、各締約

---

<sup>45</sup>ただし、これらの類型の紛争がUNCLOS 発効後に生じ、当事国間での交渉によって合理的期間内に合意が得られない場合については、領土主権その他の未解決の紛争についての検討を要する紛争でない限り、UNCLOS 附属書VII第二節に規定された義務的調停が定められている（UNCLOS 第298条第1項（a）（i）後段）。調停が行われた場合には、紛争当事国は、調停委員会の報告に基づき、合意の達成のために交渉する。交渉によって合意に達しない場合には、紛争当事国は、別段の合意をしない限り、この問題を裁判に合意提訴するものとされている（第298条第1項（a）（ii））。青木「国連海洋法条約における海洋境界画定紛争の解決手続」、185頁。

国の裁量により相当程度限定されている。そして、このことは、UNCLOSの適用及び解釈をめぐる紛争の解決は第一義的には紛争当事国の自主的解決に委ねられており、条約上の紛争解決制度はかかる自主的な解決を補完するものに過ぎないと評価される所以である<sup>46</sup>。

## II. 本判決の意義及び注目点

### A. 仲裁に付託したフィリピンの目的と戦術

国際関係において紛争と称される多くの事例は、実際にはある特定の利益を巡る政治的または経済的な対立を本質としており、これらは、国際裁判よりもむしろ当事国間での外交交渉や調停による解決が適当である<sup>47</sup>。したがって、UNCLOSの解釈または適用に関する紛争は、条約の適用という条約法上の論点を含んではいるが、それが裁判所に対する紛争受理可能性を帯びるためには、二国間関係において存在する法的観点または法益にかかわる不一致<sup>48</sup>が存在していなければならない。このように整理すると、中国が二国間交渉による南シナ海を巡る紛争解決を一貫して主張してきたという事実は、南シナ海においては法的な意味での紛争は存在していないという中国の認識の一端を示唆しているものと考えらなくてはならない。

他方で、国際裁判所による判決とは、国際法を基準とした決定に他ならない。したがって、本仲裁に紛争を付託したフィリピンの目的は、南シナ海を巡り中国との間に上述したような法的な意味における紛争が現に存在していること、及びそれについての国際法を基準とした判断を仲裁裁判所に実施せしめることであったと推認される。ただし、UNCLOSの下での紛争解決制度には強制執行に関する規則は存在しないことから、仮にフィリピンにとって有利な判決が仲裁裁判所により下されたとしても、中国にその履行を強制するような枠組は存在しない。また、九段線をはじめとする南シナ海を巡る中国との問題には、領域主権に関するものや境界画定に

---

<sup>46</sup>河西「第XV部 紛争の解決」、450頁。なお、みなみまぐろ事件においても、一般論としてではあるが、仲裁裁判所は判決において以下のように指摘している。まず、UNCLOS 第一五部第三節において同第二節の例外規定が設けられていることから、UNCLOS は法的拘束力のある包括的な紛争解決制度を構築したとはいえない。*Sothorn Bluefin Tuna Case, Award on Jurisdiction and Admissibility, Decision of 4 August 2000*, paras.45, 62. 次に、UNCLOS 採択後に発行した多くの海洋法関連条約において紛争を義務的な裁判手続へ付託する制度が除外されている国家実行から、国家は合意により UNCLOS の紛争解決手続を除外し得ることが確認される。*Ibid.*, para.63.

<sup>47</sup>古賀衛「紛争解決—海洋法の手続的發展—」『世界法年報』第17号(1998年)、104頁。

<sup>48</sup>*The Mavrommatis Palestine Concessions, Jurisdiction, Judgment of 30 August 1924, PCIJ Series A, No.2*, p.11.

関するものが含まれる可能性が、従前から指摘されていたところである<sup>49</sup>。

比中両国間には領域主権及び重複する海洋境界に関する紛争が現に存在していることは仲裁裁判所も認識しており、また、かかる紛争は、中国が実施している UNCLOS 第 298 条第 1 項下の選択的適用除外宣言の対象となる。したがって、フィリピンとしては、この中国による UNCLOS 第 298 条第 1 項の選択的適用除外宣言を回避し、比中間には海洋境界に関する紛争に付属しない独立したものとして海洋権原の取得に関する紛争が現に存在し、しかも、それは UNCLOS の解釈または適用に関する紛争として受理可能であることを仲裁裁判所に判断させる必要があった。

島または岩という海洋地形がいずれの国に帰属するのかが主権の問題であり、そのために、当事国は海洋境界画定を行う必要があるが、海洋法条約規則上、当事国の協議による海洋境界画定は排除されていない。例えば UNCLOS 第 74 条及び同第 83 条は、EEZ 及び大陸棚の境界画定を巡る紛争の衡平な解決 (equitable solution) を達成するために、国際法の基礎の上に立ち合意により (by agreement on the basis of ) なされることを要求するにとどまり、国際法の適用のみによる解決が当然に衡平な解決であるとは推定していない。つまり、海洋境界画定について何が国際法の実定規則の具体的な内容であるのかは必ずしも明白ではなく、それ故に最終的には当事国間の合意に問題解決が委ねられていると判断できる余地が存在するのである<sup>50</sup>。他方で、海洋地形の性質は EEZ 及び大陸棚の基となる海洋権原そのものに直接かかわる事項であることから、ある海洋地形が島に該当するのか、または岩及び低潮高地にとどまるのかという判断は、当事国の協議により実施して良い行為ではない。

従前から、ICJ の判例においては、「海洋境界画定請求とは、重複する海洋権原が存在する海域、すなわち、それぞれの国が他国の存在がなければ請求し得たであろう海域が重複しているという意味において海洋権原の重複があるという点で特別の意味を有する」<sup>51</sup>とされていた (下線強調筆者追加)。他方で、今回の判決において仲裁裁判所は、例えば問題となっている海域が他国により公海であると認識されているような場合には、海洋権原の取得に関する請求 (claim) は、海洋権原の重複がなくとも存在し得るとした<sup>52</sup>。つまり、仲裁裁判所は、比中二国間関係においては、海

<sup>49</sup>Cf., 田中「国連海洋法条約付属書Ⅶに基づく仲裁手続」、211頁。

<sup>50</sup>河西「第XV部 紛争の解決」、490頁。

<sup>51</sup>ICJ Reports 1993, p.38. para.59.

<sup>52</sup>PCA Jurisdiction and Admissibility, para.156.

洋境界画定とは独立した存在として、ある特定の海域における海洋権原の取得という国際社会全体の共同利益である海洋秩序の適正な維持に直接影響を及ぼす問題を巡り、当該海域において比中いずれかの国が管轄権を行使し得るのかという紛争が存在すると判示したのであり<sup>53</sup>、このことは特に注目に値すると思料される。このように、比中二国間関係における海洋権原の取得に関する紛争の存在を仲裁裁判所(及び国際社会)に認識させ、そのうえで、中国による UNCLOS 第 298 条第 1 項下の海洋境界にかかわる紛争に関する選択的適用除外宣言を回避して、仲裁裁判所に上記紛争に関する管轄権を設定させるというフィリピンの戦術は、一定の成果を収めたものと評価される<sup>54</sup>。

## B. 九段線の取扱い

次に、九段線との連関においては、中国が主張する歴史的権利が論点として指摘される。中国が国際的な場において九段線を正式に主張したのは、2009年5月にマレーシア及びヴェトナムが UNCLOS 第 76 条第 4 項、第 5 項及び第 8 項に依拠し、国連大陸棚限界委員会 (Commission on the Limits of the Continental Shelf: 以下「CLCS」) に対して、南シナ海における両国の 200 海里以遠の大陸棚限界延長にかかわる共同申請<sup>55</sup>を実施した時点である。中国は、2009年5月7日に国連事務総長に宛てた口上書を提出し、「中国は、南シナ海の島嶼及び近隣する海域並びに海底部分に対して争いのない主権を有しており、また、このことは中国政府の一貫した態度であり、国際社会にも広く周知せしめられている」と主張した<sup>56</sup>。そのうえで中国は、マレーシアとヴェトナムによる南シナ海における大陸棚限界延長申請は、同国が南シナ海において主張する主権、主権的権利及び管轄権を深刻に侵害するものであるとし、CLCS 手続規則附属書 I 第 5 条

<sup>53</sup> *Ibid.*, para.178.

<sup>54</sup> Cf., *PCA Jurisdiction and Admissibility*, para.373. 他方で、海洋権原の取得は、必然的効果として、海洋境界画定の問題を生じせしめることが有力な論者により主張されている。奥脇直也「境界未画定海域の管轄権」村瀬、江藤共編「海洋境界画定の国際法」、165頁。

<sup>55</sup> Joint Submission to the Commission on the Limits of the Continental Shelf pursuant to Article 76, paragraph 8 of the United Nations Convention on the Law of the Sea 1982 in respect of the southern part of the south China Sea, Part I; Executive Summary, MYS\_VNM\_ES\_DOC-01\_240409, 6 May 2009; See also UN DOC CLCS/64 (1 October 2009), Statement by the Chairman of the Commission on the Limits of the Continental Shelf on the progress of work in the Commission, item 21.

<sup>56</sup> Note Verbale CML/17/2009, dated 7 May 2009 from the Permanent Mission of the People's Republic of China.

(a) 項<sup>57</sup>に基づき、当該共同申請を評価検討しないよう強く要求した<sup>58</sup>。なお、本口上書には九段線が描かれた地図が添付されていたが、これと同一のものが、「Memorial, Figure 1.1」として本判決5頁に掲載されている。

九段線に関して中国が正式に主張したのは、上記の口上書においてのみである。ただし、本口上書において中国は、九段線の法的性格またはその実定国際法上の根拠について説得力ある説明を何ら行っていない。ちなみに、中国の主張に対しては、南シナ海沿岸国（インドネシア、フィリピン及びヴェトナム）から、「九段線の法的根拠及び地位について何らの説明もなされておらず、また、UNCLOSとも整合しないことから、九段線は国際法上の根拠が明らかに欠如している」（インドネシア、フィリピン）<sup>59</sup>、「九段線の内側の島嶼に対する中国の主権及び管轄権にかかわる主張は、国際法の根拠が欠如している」（ヴェトナム）<sup>60</sup>といった強い批判がなされている。

今回の判決において仲裁裁判所は、UNCLOSの起草以前に存在したその他の国際法規則についても、それがUNCLOSに反しない国際法の他の規則とUNCLOSとの関係に関する紛争はUNCLOSの解釈または適用に関する紛争であると判断している<sup>61</sup>。したがって、中国が九段線が慣習法上の歴史的権利に依拠するものと主張しているとしても、仲裁裁判所はこれをあくまでUNCLOSの枠内における争点であると整理し、本案において審理すると判断したのである。

### C. 裁判手続における特徴

今回の判決において仲裁裁判所は、仲裁手続に欠席している中国が一方的に発表した正式な訴訟文書には該当しない声明である *Position Paper* を、先決的抗弁書<sup>62</sup>として扱っている<sup>63</sup>。もとより、いずれか一方の紛争当事国

<sup>57</sup> 「領土または海洋の紛争が存在する場合、委員会は、当該紛争に関係するいかなる国が提出した場合には、検討し、または評価してはならない。」

<sup>58</sup> Note Verbale CML/17/2009.

<sup>59</sup> No.480/POL-703\_VII/10 (8 July 2010), Note Verbale from the Permanent Mission of the Republic of Indonesia dated 8 July 2010, paras. 2, 4; Note Verbale No.000228 from the Permanent Mission of the Republic of Philippines dated 5 April 2011.

<sup>60</sup> No.86/HC-2009 (17 May 2009), Note Verbale from the Permanent Mission of the Socialist Republic of Viet Nam to the UN Secretary-General, dated 17 May 2009.

<sup>61</sup> *PCA Jurisdiction and Admissibility*, para.168.

<sup>62</sup> 先決的抗弁とは、本案の決定を阻止するために当事国の一方が提起する、裁判所の管轄権及び申立の受理可能性を否認する妨訟抗弁である。杉原「国際法講義」、243頁。先決的抗弁に関する手続きとして、裁判所は先決的抗弁を受理した時点で本案手続きを停止し、当事国が提起した抗弁をもとに、本案内容に立ち入ることな

の欠席は、仲裁手続の進行を妨げるものではなく<sup>64</sup>、また、手続規則第25条第2項により、仲裁裁判所が *Position Paper* を先決的抗弁とみなすことは手続上の問題を生じせしめず、むしろ、*Position Paper* を中国による先決的抗弁として取り扱うことにより、仲裁裁判所は、中国は紛争の当事者であると積極的に認定したのである<sup>65</sup>。

ちなみに、UNCLOS 附属書Ⅶに基づく従前の仲裁において、仲裁手続に欠席する紛争当事国の口上書を先決的抗弁として取り扱い、管轄権を先決的に処理した事例は存在している。ロシア EEZ 内に所在する石油プラットフォームへの環境保護団体グリーンピースの活動家の抗議行動を違法として、グリーンピースが傭船したオランダ船アークティック・サンライズ (*Arctic Sunrise*) のロシア沿岸警備隊による拿捕の適否が争われたアークティック・サンライズ事件仲裁裁定(2015年8月24日)<sup>66</sup>においてロシアは、本件は同国が実施した UNCLOS 第298条に基づく選択的適用除外宣言により UNCLOS 第一五部の紛争解決手続から除外された紛争であるとの立場を選択し、オランダによる暫定措置命令の要請の段階から出廷を拒否した<sup>67</sup>。他方で、アークティック・サンライズの旗国であり本仲裁を付託したオランダは、ロシアの措置は不十分であるとして仲裁手続きを継続した。

仲裁裁判所は、右に引用したロシアの口上書の内容を先決的抗弁と判断し、管轄権問題を先決的に扱うことを決定した<sup>68</sup>。仲裁裁判所がそのように決定した理由は、UNCLOS 第298条に基づく選択的適用除外により同第287条の義務的管轄権からの除外の対象とされるのは、EEZにおける主

管轄権及び受理可能性について審理しなければならない。この先決的抗弁に対する判決としては、抗弁の容認、却下、若しくは本案への併合がある。石塚智佐「ICJにおける先決的抗弁の本案への併合に関する一考察」『一橋法学』第6巻第1号(2007年)、410頁。なお、先決的抗弁が裁判所により却下されれば本案審理に移行し、また、それが容認されれば申立自体が本案審理に入ることなく却下される。小松一郎『実践国際法』(信山社、2011年)、376頁。

<sup>63</sup>PCA *Jurisdiction and Admissibility*, para.128.

<sup>64</sup>UNCLOS 附属書Ⅶ第9条。

<sup>65</sup>PCA *Jurisdiction and Admissibility*, *supra* note 2, para.12.

<sup>66</sup>*Arctic Sunrise Arbitration (The Kingdom of the Netherlands v. Russian Federation)*, Award on the Merits, Permanent Court of Arbitration Case No.2014-02, 4 August 2015.

<sup>67</sup>Note Verbal of Russian Federation, 27 February 2014, cited in *Arctic Sunrise Arbitration (The Kingdom of the Netherlands v. Russian Federation)*, Award on Jurisdiction, Permanent Court of Arbitration Case No.2014-02, 26 November 2014, para.65.

<sup>68</sup>PCA Case N° 2014-02, *In The Matter of the Arctic Sunrise Arbitration*, Procedural Order No. 4 (Bifurcation) (21 November 2014), paras.1, 2.

権的権利の行使にかかわるすべての紛争ではないという事由による。つまり、選択的適用除外宣言により義務的管轄権からの除外の対象となる紛争は、UNCLOS 第 298 条第 1 項 (b) の規定から、同第 297 条第 2 項に規定される海洋の科学調査に関するもので同項 (i) 及び (ii) に記される要件を満たすもの、及び同条第 3 項 (a) に規定される漁獲に関するもので、同項但書の要件を満たすものであり<sup>69</sup>、かつ、EEZ における沿岸国の主権的権利及び管轄権の行使に関する法執行に限定される<sup>70</sup>(下線強調筆者追加)。そして、本紛争は、UNCLOS 第 297 条第 2 項または第 3 項に規定される紛争には該当しないため、同第 298 条第 1 項 (b) の下でロシアは選択的適用除外宣言により本紛争を義務的管轄権の対象から除外することは認められないと、仲裁裁判所は判断したのである<sup>71</sup>。

以上に引用したアークティック・サンライズ事件は、今回の仲裁と同様、紛争当事国間で紛争の主題 (subject-matter) について共通の認識が存在しないと、UNCLOS の紛争解決制度は条約規定どおりに円滑には機能しないことを示唆する事例である。なお、中国は仲裁手続を欠席しているものの、その経緯をモニターし、国としての見解は大使の書簡 (以下「第一書簡」) (2015 年 2 月 6 日) として仲裁裁判所に正式に提出している<sup>72</sup>。第一書簡において中国は、「先に発表した *Position Paper* は、仲裁裁判所が管轄権を有しない理由につき包括的に説明したものである。中国政府は、本仲裁裁定において中国か何らかの対応を求められるであろうすべての手続きに対し全面的に反対する。さらに、中国の仲裁への欠席及び無反応は、仲裁裁判所により既に提起されているすべてのまたは一部の事項を中国が了解したか、または反対していないと理解されることは決してなく、中国は、本仲裁に改めて強く反対し、また、それと並行して、ASEAN 諸国に対し二国間対話による南シナ海をめぐる問題の解決及び同問題への中国の関与と同海域における平和と安全の維持のため沿岸国の協力を促す」と主張した<sup>73</sup>。このように、第一書簡は中国政府の見解を示す正式な外交文書であるものの、その内容は従前どおり自国の立場を一方的に主張することどまり、本仲裁裁定手続きとの連関において特段に注目すべき内容

<sup>69</sup>Natalie Klein, *Dispute Settlement in the UN Convention on the Law of the Sea* (Cambridge University Press, 2005), p.313.

<sup>70</sup>河野「管轄権判決と暫定措置命令から見た国連海洋法条約の下での強制的紛争解決制度の意義と限界」、140 頁。

<sup>71</sup>*Arctic Sunrise Arbitration, Award on Jurisdiction*, paras.73-76.

<sup>72</sup>*PCA Jurisdiction and Admissibility*, para.64.

<sup>73</sup>*Ibid.*

を含むものではない。

## おわりに

中国外交部は、10月30日に以下に引用するような声明<sup>74</sup>を発表し、フィリピンの付託によって組織された仲裁裁判所が2015年10月29日に下した判決は無効であり、中国に対する拘束力を有さないとして、以下のとおり反論した。①中国は南シナ海の島嶼及び周辺海域に対し争いのない主権を有し、それは長期に亘る歴史の過程において形成されたものである<sup>75</sup>。②フィリピンは、UNCLOSの義務的な紛争解決制度を濫用し、仲裁手続を一方向的に付託した。中国は本仲裁を受認せず、また、以後も一貫して参加しない<sup>76</sup>。③中国は、紛争解決手続を自主的に選択する権利を完全に享有している。また、中国は、従前より一貫して隣国との領域及び海洋に関する管轄権をめぐる紛争を協議により解決する姿勢を堅持し、このことは、DOCにも明示的に記述されていることである<sup>77</sup>。④フィリピン及び仲裁裁判所は、本仲裁の本質が領域主権と海洋境界画定及びそれらに関連する問題であることを無視している。また、フィリピン及び仲裁裁判所は、中国が2006年にUNCLOS第298条にしたがって行った選択的適用除外宣言を意図的かつ悪意をもって無視している<sup>78</sup>。⑤本仲裁を通じ、フィリピンが南シナ海における中国の領域主権及び海洋権益の否定を企図することは、いかなる効果も生じせしめない<sup>79</sup>。

今回の判決を踏まえて検討した場合、以上に引用した中国の反論には以下のような問題点が指摘される。①については、仲裁裁判所は歴史的権利をUNCLOSの枠内に位置付ける<sup>80</sup>。対して、中国はその根拠を慣習国際法に求めている。慣習国際法上、歴史的権利とは、海域への主権行使のような排他性を有さない公海上における漁業権のような国家の権利の根拠と

---

<sup>74</sup>Statement of the Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China on the Award on Jurisdiction and Admissibility of the South China Sea Arbitration by the Arbitral Tribunal Established at the Request of the Republic of the Philippines 30 October 2015, [http://www.fmprc.gov.cn/mfa\\_eng/zxxx\\_662805/t1310474.shtml](http://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/zxxx_662805/t1310474.shtml), as of 24 November 2015.

<sup>75</sup>*Ibid.*, para. I.

<sup>76</sup>*Ibid.*, para. II.

<sup>77</sup>*Ibid.*, para. III.

<sup>78</sup>*Ibid.*, para. IV.

<sup>79</sup>*Ibid.*, para. V.

<sup>80</sup>*PCA Jurisdiction and Admissibility*, para.168.

なるものとされる<sup>81</sup>。また、歴史的権利の形成のためには、歴史的水域と類似した要件が必要とされている<sup>82</sup>。然るに、中国の反論は、九段線の法的根拠としての歴史的権利の形成の根拠について説得力ある説明を行っていない<sup>83</sup>。

②については、仲裁裁判所は *Position Paper* は本件に関する管轄権設定及び受理可能性にかかわる先決的抗弁を構成すると判断している<sup>84</sup>。この結果、中国が主張するような「フィリピンによる紛争の仲裁裁判所への一方的付託は UNCLOS の関連条項の濫用である」という主張は退けられた。中国がこの仲裁裁判所の判断を否定するためには、フィリピンの行為は UNCLOS 第一五部の紛争解決手続の濫用である旨を自ら立証する必要があるが、本項での中国の反論はそのような内容とはなっていない。

③については、UNCLOS の締約国として中国は、同条約第一五部の紛争解決手続に拘束されることから、紛争解決手続を自主的に選択する権利を完全に享有しているとは言い難い。加えて、中国は、DOC が UNCLOS 第 282 条の意味における一般的、地域的または二国間合意に該当しないという仲裁裁判所の判断<sup>85</sup>に対し理論的に反論することに成功していない。さらに、④及び⑤は、単なる外交政策上のプロパガンダにとどまり、国際法（海洋法）上の特段の論点を生じせしめない。

これらを要するに、上記の反論において中国は、従前どおり自国の見解及び政策的スローガンを一方的に主張することとどまり、国際法（海洋法）に照らし合わせて説得力のある論理を何ら展開していない。したがって、かかる主張が本判決に対して十分な対抗性を有するとは考えにくく、また、予断はなお禁物ではあるものの、中国の上記反論が本案審理における仲裁裁判所の心証が中国に有利に形成される如く作用するとは判断しがたい。

ところで、管見が承知するところでは、本稿執筆の時点（2016年2月）において、詳細は非公開ながらも本件の本案審理は既に終了しており<sup>86</sup>、

<sup>81</sup>Florian Dupuy and Pierre-Marie Dupuy, “A Legal Analysis of China’s Historic Claims in the South China Sea,” *American Journal of International Law*, Vol.107, No.1 (2013), p.137.

<sup>82</sup>Clive R. Symmons, *Historic Waters in the Law of the Sea : A Modern Re-Appraisal* (Martinus Nijhoff Publishers, 2008), p.4.

<sup>83</sup>九段線を含めた南シナ海を巡る問題の経緯と全般的な背景等については、堀之内秀久「南シナ海紛争の新展開」島田征夫、杉山晋輔、林司宜編『国際紛争の多様化と法的処理—栗山尚一先生・山田中正先生古稀記念論集—』（信山社、2006年）、343-362頁を参照。

<sup>84</sup>*PCA Jurisdiction and Admissibility*, para.128.

<sup>85</sup>*Ibid.*, paras.292-302.

<sup>86</sup>Cf., PCA Press Release, Arbitration between the Republic of the Philippines

近い将来に本案判決が下される模様である。中国は、今次仲裁の主題は領域主権及び海洋境界画定にかかわる紛争であり、UNCLOS 第 298 条の選択的除外宣言を根拠として仲裁裁判所は管轄権を有さないことを一貫して主張してきた。しかしながら、仲裁裁判所が本件に関する管轄権設定及び受理可能性を認めたことから、南シナ海において中国が主張してきた論理の法的欠陥は一層明確となった。また、中国が主張する九段線の根拠である歴史的権利については、仲裁裁判所はこれをあくまで UNCLOS の枠内における争点であると整理し、本案の審理において判断するとしていることから、仲裁裁判所の本案における審理及びその判断が一層注目される。

## 南シナ海をめぐるベトナムの「対中攻勢」の正体

－ 対中関係安定を重視せざるを得ない理由 －

一柳 公大

本文は、1等海佐 一柳公大が海上自衛隊幹部学校幹部高級課程の特別研究で執筆し、英国海軍から平成27年度の優秀論文として第1海軍卿賞を受賞したものである。

この第1海軍卿賞は、平成25年12月に英国第1海軍卿兼海軍参謀長のジョージ・ザンベラス海軍大將が本校を訪問された際、「海上自衛隊と英海軍の友好の証として、海上自衛隊幹部学校において執筆された優秀な論文に対して賞を授与したい」との提案により設立され、昨年に引き続き、今回で2回目となる。

今回の受賞は、ベトナムの対中外交の特異性を現地のニュース、経済データなどを丹念に調査分析し、さらに中越関係のケーススタディを通じて、ベトナムが対中外交を一見強化させながら、中国と安定した関係を常に優先しているという研究において、論文の問題意識や主張が非常に良く論証されていることが評価されたものである。



英国第1海軍卿賞授賞式

### はじめに

近年の南シナ海問題をめぐるベトナムの対中姿勢として一般に認識されているのは、2014年の中国の石油掘削リグ「海洋石油 981」事件における激しいキャンペーンに代表される、「対中攻勢」の強化であろう。一方で両

国は、陸上及びトンキン湾の海上国境を確定させた実績がある<sup>1</sup>。何よりベトナムにとって中国は、歴史的、文化的に密接な関係に加え、共産党同士の「兄弟関係」<sup>2</sup>に基づく政治的に重要なパートナーである<sup>3</sup>。さらに、経済発展と中国への経済依存が表裏一体化している。

つまりベトナムは、中国との密接な関係を近年さらに発展・深化させているにもかかわらず、南シナ海問題においては対中攻勢を強めているように見える。

ベトナムの対中政策の複雑さと慎重さは多くの先行研究で示されている。例えばウォーマック (Brantly Womack) は、越中は関係強化が双方の利益であるとの認識で一致していると指摘している<sup>4</sup>。またバートー (David J. Berteau) らは、ベトナムが、米国のリバランス政策を対中バランシングの一環として説明することを避けていると指摘している<sup>5</sup>。さらにセイヤー (Carlyle Thayer) は、ベトナムの対中政策を、成熟した非対称を前提とした協力と闘争の思慮深いバランスと指摘している<sup>6</sup>。一方、小高は、ベトナムが中国に対し徐々に「闘争」を打ち出す環境は整いつつあると指摘した<sup>7</sup>。

ベトナムの対中政策の複雑さと慎重さは「海洋石油 981」事件にも現れた。同プラットフォームが撤去された約1ヶ月後には、越特使が訪中し緊張緩和と協力促進に合意している<sup>8</sup>。ベトナムが中国による侵害に対し一見強硬な姿勢を取りつつ、一定の期間の後には越高官が訪中し危機が収束するというパターンは、越中国交正常化以来、何度も繰り返されている。

このような越中の歴史的・経済的關係と先行研究を踏まえると、ベトナム

<sup>1</sup> 庄司智孝「ベトナム・中国間の国境線画定・領土問題」『防衛研究所紀要』第8巻第3号、2006年3月、57頁。

<sup>2</sup> Brantly Womack, *CHINA AND VIETNAM: The Politics of Asymmetry*, Cambridge University Press, 2006, pp. 142-144, 164.

<sup>3</sup> 小高泰「協力と闘争：ベトナムの対中安全保障政策」『海外事情』平成27年1月号、2015年1月、71頁。

<sup>4</sup> Womack, *CHINA AND VIETNAM*, p. 9.

<sup>5</sup> David J. Berteau, Michael J. Green, and Zack Cooper, "Assessing the Asia-Pacific Rebalance," Center for Strategic & International Studies, December 2014, p. 29.

<sup>6</sup> Carlyle Thayer, "The tyranny of geography: Vietnamese strategies to constrain China in the South China Sea," *Contemporary Southeast Asia: A Journal of International and Strategic Affairs*, Vol. 33, No. 3, December 2011, p. 363.

<sup>7</sup> 小高「協力と闘争」77-80頁。

<sup>8</sup> 同上、69-82頁。

ムによる攻勢的対応の増加を単なる対中バランスングとは説明できない<sup>9</sup>。本稿は、ベトナムが南シナ海問題では対中攻勢を一見強化させながらも、なぜ、実態は中国との安定した関係を常に優先しているのか、その理由を次の手順で明らかにするものである。

第1節では南シナ海問題の歴史的経緯について概観する。第2節では、南シナ海問題にかかる個々のケースからベトナムの対応の変化を分析する。第3節では仮説として、ベトナムと中国の歴史の特異性、ベトナムの脅威認識及び経済・内政情勢、並びに両国の危機収束メカニズムとしての対話チャンネルの存在を提示し、これを論証する。最後に、越中の南シナ海問題の将来を展望する。

## 1 南シナ海問題の概要

ベトナムは紀元前2世紀末から約1000年間、中国の直接統治を受け、938年の独立後も18世紀まで繰り返し侵略された<sup>10</sup>。また、19世紀末にフランス植民地化されてから、第1次及び第2次インドシナ紛争を経て今日まで、国境は常に変動してきた。

こうした歴史の中で、越中間の境界の内、陸上国境及びトンキン湾における海上国境は、それぞれ1999年<sup>11</sup>と2000年<sup>12</sup>に確定している。一方で未解決なのは、南シナ海全般の問題、すなわち中国のいわゆる「九段線」との関係を含む南沙・西沙諸島の領有権問題並びにトンキン湾以南海域における排他的経済水域及び大陸棚問題である。このため両国が主張する海底鉱区には重複部分が存在し<sup>13</sup>、第3国資本参入の障壁となっている<sup>14</sup>。また、南沙諸島の一部についてはフィリピン、マレーシア及びブルネイも

<sup>9</sup> ジョン・ミアシャイマー『改訂版 大国政治の悲劇』奥山真司訳、五月書房、2014年、519-521頁。

<sup>10</sup> 坪井善明『ヴェトナム現代政治』、東京大学出版会、2002年2月、20頁。

<sup>11</sup> 庄司「ベトナム・中国間の国境線画定・領土問題」57頁。

<sup>12</sup> Carlyle Thayer, "The Structure of Vietnam-China Relations, 1991-2008," East Sea (South China Sea) Studies, December 2008, p. 3, [http://www.viet-studies.info/kinhte/Thayer\\_Sino\\_Viet\\_1991\\_2008.pdf](http://www.viet-studies.info/kinhte/Thayer_Sino_Viet_1991_2008.pdf).

<sup>13</sup> 一般財団法人 石油エネルギー技術センター「JPEC レポート 2012年度第17回 中国とベトナム、フィリピンとの南シナ海領海紛争が激化」、2012年8月、5頁、[http://www.pecj.or.jp/japanese/minireport/pdf/H24\\_2012/2012-017.pdf](http://www.pecj.or.jp/japanese/minireport/pdf/H24_2012/2012-017.pdf)。

<sup>14</sup> 一般財団法人 日本エネルギー経済研究所「『日米エネルギー安全保障』調査報告書」2014年3月、36-40頁、[http://spfusa.org/wp-content/uploads/2015/02/5\\_Report\\_on\\_Energy\\_Security\\_by\\_II-E-Ja.pdf](http://spfusa.org/wp-content/uploads/2015/02/5_Report_on_Energy_Security_by_II-E-Ja.pdf)。

領有権を主張している。

他方、これを解決する方針については越中で合意されている。両国は2011年10月、「中越の海洋における紛争解決に関する基本原則についての合意書」<sup>15</sup>(以下「紛争解決基本原則」)に調印した。ここでは、両国の主張の相違を認めた上で、平和的手段と国際法に基づき双方の関心を考慮するという紛争解決の基本原則を定めている<sup>16</sup>。

また、東南アジア諸国連合(Association of Southeast Asian Nations: ASEAN)と中国との間では、2002年に「南シナ海における関係国の行動宣言」が採択された<sup>17</sup>。さらに2013年には、ASEANの強い働きかけにより、法的拘束力のある「行動規範」の策定交渉を開始することでASEANと中国が合意した<sup>18</sup>。

## 2 南シナ海問題における対立激化から収束に至るケース

本節では、中国が再び強硬な態度をとり始めたと言われる2007年以降<sup>19</sup>、2014年までに生じた南シナ海をめぐる個々の事象におけるベトナムの対応の変化について考察する。

いずれのケースにおいても対立が激化し一定の期間を経過した後、両国間の対話メカニズムが運用され危機が収束している。

### (1) ケース1(2007年7月、中国船による越漁船銃撃)

2007年7月9日、南沙諸島海域で中国艦船による越漁船への銃撃事件が発生したことが21日に報じられた<sup>20</sup>。越中ともに当局による発表が一切

<sup>15</sup> MOFA (Ministry of foreign affairs Vietnam), "Regular Press Briefing by MOFA's Spokesperson Luong Thanh Nghi on October 20th, 2011," 21 October, 2011, [http://www.mofa.gov.vn/en/tt\\_baochi/pbfnfn/ns111024175232](http://www.mofa.gov.vn/en/tt_baochi/pbfnfn/ns111024175232).

<sup>16</sup> 細川大輔「ベトナムー中国関係：協調の中の管理された対立」『立命館国際地域研究』第39号、2014年3月、140頁。"China, Vietnam sign accord on resolving maritime issues," Xinhuanet, October 12, 2011; "VN-China basic principles on settlement of sea issues," Vietnam Plus, October 12, 2011.

<sup>17</sup> ASEAN, "Declaration on the conduct of parties in the South China Sea," November 2002, <http://www.asean.org/>.

<sup>18</sup> ASEAN, "Joint Communiqué 46th ASEAN Foreign Ministers' Meeting Bandar Seri Begawan, Brunei Darussalam," 29-30 June, 2013, <http://www.asean.org/>.

<sup>19</sup> 細川「ベトナムー中国関係」137頁；庄司智孝「南シナ海の領有権問題ー中国の再進出とベトナムを中心とする東南アジアの対応ー」『防衛研究所紀要』第14巻第1号、2011年12月、2頁。

<sup>20</sup> 『共同通信』2007年7月21日。

なかったため<sup>21</sup>、「銃撃」の真偽は明らかではないが、いわば両国から黙殺された形となった。

本ケースにおけるベトナムの抑制的な対応について金子らは、「対中関係を重視し、波風を立てまいとするハノイ指導部の姿勢」と指摘している<sup>22</sup>。本ケースの約2ヶ月前の5月17日、チュット(Nguyen Minh Triet)越国家主席が中国を公式訪問し、広範な経済関係強化が合意された<sup>23</sup>。このため両国政府はチュット新政権と両国関係の安定を優先し、本ケースを黙殺したものと推測する。

なお、本ケースと同様の銃撃事案は2013年3月20日にも生起し、ベトナムは抗議と談話を発表<sup>24</sup>している。また、2007年以前にも、ベトナムは南シナ海問題で中国に抗議等を度々実施してきた。例えば1997年3月の大陸棚での中国オイルリグの活動や<sup>25</sup>、1998年5月の大陸棚における中国調査船の活動<sup>26</sup>、1999年から中国が開始した南シナ海夏期禁漁措置<sup>27</sup>などである。さらに本ケース直後の2007年8月にも、中国による南シナ海の観光ツアー計画への抗議<sup>28</sup>が実施された。

## (2) ケース2(2007年11月、「三沙市」設立)

ケース1から約4ヶ月後の2007年11月末、中国海南省政府は南沙・西沙諸島を包含する「三沙市」の設立を承認し<sup>29</sup>、これに対し越政府は12月3日に反論を表明した<sup>30</sup>。9日にハノイで市民による反中デモが実施された

<sup>21</sup> 平和・安全保障研究所編『アジアの安全保障 2008-2009』朝雲新聞社、2008年、198頁。

<sup>22</sup> 同上。

<sup>23</sup> “Vietnam, China hold high-level talks in Beijing,” CPV (Communist Party of Vietnam) Online Newspaper, May 17, 2007.

<sup>24</sup> MOFA, “Remarks by Foreign Ministry Spokesman on March 25, 2013,” March 25, 2013, [http://www.mofa.gov.vn/en/tt\\_baochi/pbnfn/ns130326202046](http://www.mofa.gov.vn/en/tt_baochi/pbnfn/ns130326202046).

<sup>25</sup> Ramses Amer, “China, Vietnam, and the South China Sea: Disputes and Dispute Management,” *Institute for Security & Development Policy*, Vol. 45, Issue 1, January 2014, p. 19.

<sup>26</sup> Ibid.

<sup>27</sup> 小谷俊介「南シナ海における中国の海洋進出および「海洋権益」維持活動について」『レファレンス』平成25年11月号、2013年11月、36頁。

<sup>28</sup> MOFA, “Vietnam reasserts sovereignty over Hoang Sa and Truong Sa archipelagos,” August 15, 2007, [http://www.mofa.gov.vn/en/tt\\_baochi/pbnfn/ns070816153712](http://www.mofa.gov.vn/en/tt_baochi/pbnfn/ns070816153712).

<sup>29</sup> 佐藤考一『中国脅威論とASEAN諸国』、勁草書房、2012年、176頁。

<sup>30</sup> MOFA, “Vietnam objects to China’s establishment of San Sha city on the Hainan Island,” December 3, 2007, [http://www.mofa.gov.vn/en/tt\\_baochi/pbnfn/ns071204135539/view](http://www.mofa.gov.vn/en/tt_baochi/pbnfn/ns071204135539/view).

が<sup>31</sup>、越政府はデモ抑制に務めつつも<sup>32</sup>、デモの実施を黙認したとみられている<sup>33</sup>。

しかし、この2日後に中国がベトナムに抗議すると、16日のデモに対して越政府は厳しい取り締まりを実施した<sup>34</sup>。翌年1月22日には越国防副大臣が訪中、両国の軍事関係強化が合意され<sup>35</sup>、本事案は収束した。

なお、この年の6月には両国関係が「包括的かつ戦略的な協力パートナー」<sup>36</sup>へと格上げされている。

### (3) ケース3 (2010年の外交活動)

ベトナムがASEAN首脳会議及びASEAN地域フォーラム(ASEAN Regional Forum: ARF)の議長国となった2010年は、ベトナムの外交が活発であった。特に、7月のARF閣僚会議における米クリントン(Hillary Clinton)国務長官の、「航行の自由」発言<sup>37</sup>が象徴するように、南シナ海問題を中国が主張する二国間問題ではなく地域全体の課題として米国の関与を引き出すことに成功した<sup>38</sup>。

また、ベトナムは米ロとの軍事関係強化も打ち出した。ベトナムは2009年12月にロシアから「キロ級」通常型潜水艦6隻などの購入を発表した<sup>39</sup>。また、2010年8月には、米海軍の空母と駆逐艦をダナンに寄港させ活発な防衛交流を実施した<sup>40</sup>。さらに10月には、カムラン湾への外国艦船寄港許可を発表し、南シナ海への米ロ艦船展開による対中プレゼンス強化を企

<sup>31</sup> MOFA, “Vietnam’s policy of resolving all disputes in the Eastern Sea through peaceful negotiations,” December 10, 2007, [http://www.mofa.gov.vn/en/tt\\_baochi/pbnfn/ns071210134638/newsitem\\_print\\_preview](http://www.mofa.gov.vn/en/tt_baochi/pbnfn/ns071210134638/newsitem_print_preview).

<sup>32</sup> 中野亜里「ベトナムにおける市民社会の萌芽—領土問題・資源開発をめぐる市民の公的異議申し立て—」『国際政治』第169号、2012年6月、75頁。

<sup>33</sup> 『AFPBB』2007年12月16日。

<sup>34</sup> 同上。

<sup>35</sup> “Vietnam, China strengthen military ties,” CPV Online Newspaper, January 25, 2008.

<sup>36</sup> グエン・ヴー・トゥン「ベトナム：国家安全保障への新たなアプローチと国防・外交政策への影響」『アジア太平洋諸国の安全保障上の課題と国防部門への影響』国際共同研究シリーズ5、2010年10月、129頁。

<sup>37</sup> Hillary Clinton, “Remarks at Press Availability,” U.S. Department of State, July 23, 2010.

<sup>38</sup> 細川「ベトナム—中国関係」139頁。

<sup>39</sup> “Vietnam orders submarines and warplanes from Russia,” BBC News, December 16, 2009.

<sup>40</sup> 『人民網日本語版』2010年8月13日；庄司「南シナ海の領有権問題」14頁。

図していると報じられた<sup>41</sup>。

細川は2010年を「ベトナムが中国へ反攻に転じた年」と指摘するとともに、ベトナムの慎重さも指摘している<sup>42</sup>。米艦寄港直後の8月25日に越国防次官が訪中し、米国とは同盟関係にならないことを明言している<sup>43</sup>。また2010年10月の越中首脳会談や2011年4月の越中国境管理に関する作業会議では、紛争解決基本原則の早期調印が合意されている<sup>44</sup>。

#### (4) ケース4 (2011年5月、越資源探査船ケーブル切断)

2011年5月26日、越中部沖合で活動していた越資源探査船の曳航ケーブルが中国公船の妨害により切断された<sup>45</sup>。ベトナムは28日、中国に抗議するとともに<sup>46</sup>、ティン(Phung Quang Thanh)越国防大臣が6月5日にアジア安全保障会議(通称「シャングリ・ラ・ダイアログ」)全体会合においてケーブル切断に言及した<sup>47</sup>。さらにベトナムは9日に、海上実弾射撃訓練を13日に実施すると発表した<sup>48</sup>。

こうした事案を受けて越国内では、6月5日から全国の主要都市で反中デモが開始され、以後、毎週日曜日に連続で実施される事態となった。

しかし、5日のシャングリ・ラ・ダイアログの場合は、同時に収束への転換点ともなった。全体会合の後、両国防相は非公式に会合し、再発防

<sup>41</sup> “Vietnam offers navy base to foil China,” The Telegraph, November 8, 2010.

<sup>42</sup> 細川「ベトナムー中国関係」139頁。

<sup>43</sup> 同上；庄司「南シナ海の領有権問題」15頁。

<sup>44</sup> “Vietnam sees cooperation with China as vital,” CPV Online Newspaper, October 29, 2010; MOFA, “Vietnam, China talk border-related issues,” April 18, 2011, [http://www.mofa.gov.vn/en/nr040807104143/nr040807105001/ns110419090108/v](http://www.mofa.gov.vn/en/nr040807104143/nr040807105001/ns110419090108/view)

<sup>45</sup> Carlyle Thayer, “Chinese assertiveness in the South China Sea and Southeast Asian responses,” *Journal of Current Southeast Asian Affairs*, Vol. 30, No. 2, July 2011, p. 85.

<sup>46</sup> MOFA, “Press Conference on Chinese maritime surveillance vessel's cutting exploration cable of PetroViet Nam Seismic Vessel,” May 29, 2011, [http://www.mofa.gov.vn/en/tt\\_baochi/pbnfn/ns110530220030](http://www.mofa.gov.vn/en/tt_baochi/pbnfn/ns110530220030).

<sup>47</sup> Phung Quang Thanh, “Responding to New Maritime Security Threats: General Phung Quang Thanh,” IISS, June 5, 2011, <http://www.iiss.org/en/events/shangri%20la%20dialogue/archive/shangri-la-dialogue-2011-4eac>.

<sup>48</sup> Carlyle Thayer, “Will the Guidelines to Implement the DOC Lessen Tension in the South China Sea? An Assessment of Developments Before and After Their Adoption,” *East Sea (South China Sea) Studies*, November 2011, p. 12, <http://nghiencuubiendong.vn/en/database-on-south-china-sea-study>.

止方針を相互に確認したとされている<sup>49</sup>。また10日にベトナムは、全ての海洋問題を多国間で解決するわけではなく、二国間で解決可能な問題は二国間で解決すると強調した<sup>50</sup>。19日にはトンキン湾における両国海軍艦艇による定例の合同パトロールが予定どおり実施された<sup>51</sup>。そして25日に越外務副大臣が特使として訪中し、平和的解決に関する共同声明を発表して両国の対立は収束した<sup>52</sup>。またこの際、両国は世論の適切な指導についても合意したと報じられている<sup>53</sup>。

ベトナム政府は、6月から毎週実施されてきたデモに対し、7月17日には強制排除を実施した。ハノイ市当局は8月18日に「あらゆる集会、デモ行進」を禁止する通達を出し、21日にはこれを無視したデモを警察が強制的に解散させ<sup>54</sup>、本ケースにおける国内のデモも収束した。

なお、紛争解決基本原則が越中間で調印されたのは、この3ヶ月後のことである。

#### (5) ケース5 (2012年6月、中国「三沙市」制定)

2012年6月21日に中国国務院は「三沙市」の制定を発表し<sup>55</sup>、これに対し越外務省は即日非難声明を发出した<sup>56</sup>。また、これに触発された越国内では7月1日、8日及び22日に反中デモが実施され、越政府はこれを

<sup>49</sup> Thayer, "Will the Guidelines to Implement the DOC Lessen Tension in the South China Sea?," p. 11.

<sup>50</sup> MOFA, "Foreign Ministry's Spokeswoman Nguyen Phuong Nga answers questions from the media on June 10th, 2011," June 11, 2011, [http://www.mofa.gov.vn/en/tt\\_baochi/pbnfn/ns110611180531](http://www.mofa.gov.vn/en/tt_baochi/pbnfn/ns110611180531).

<sup>51</sup> "Viet Nam and China conduct joint patrol in Tonkin Gulf," VNA, June 20, 2011.

<sup>52</sup> "China, Vietnam agree to resolve maritime dispute," REUTERS, June 26, 2011; Amer, "China, Vietnam, and the South China Sea," p. 24.

<sup>53</sup> 中野「ベトナムにおける市民社会の萌芽」78頁。Amer, "China, Vietnam, and the South China Sea," p. 24; "China urges consensus with Vietnam on South China Sea issue," Xinhuanet, June 28, 2011.

<sup>54</sup> 中野「ベトナムにおける市民社会の萌芽」78-82頁。

<sup>55</sup> 「民政部关于国务院批准设立地级三沙市的公告」、中華人民共和國民政部、June 21, 2012,

<http://www.mca.gov.cn/article/zwgk/mzyw/201206/20120600325063.shtml>.

<sup>56</sup> MOFA, "Statement of the Spokesman of the Ministry of Foreign Affairs of Viet Nam," June 21, 2012,

[http://www.mofa.gov.vn/en/tt\\_baochi/pbnfn/ns120622034115](http://www.mofa.gov.vn/en/tt_baochi/pbnfn/ns120622034115).

黙認したと報じられている<sup>57</sup>。

8月3日に米国務省が、中国による「三沙市」制定は地域の緊張を招くとの声明を発すると<sup>58</sup>、越政府は5日に実施されたデモを警察により厳しく取り締まった<sup>59</sup>。

本ケースでは越中間における収束の結節は不明確であるが、9月26日に北京において、紛争解決基本原則に基づくワーキンググループ会議が「友好的かつ率直な雰囲気」で実施されており<sup>60</sup>、この時点において既に本ケースは収束していたものと思われる。

### (6) ケース6 (2013年3月、「南沙諸島海戦」記念日など)

「南沙諸島海戦」から35周年の2013年3月14日、ハノイ市内で海戦を記念する反中デモが実施された<sup>61</sup>。越政府はこれを黙認し<sup>62</sup>、越国内のマスコミは海戦の歴史的及び国際法的意義を特集した<sup>63</sup>。また、この海戦の死傷者を「英雄」として称える活動が全国で展開された<sup>64</sup>。同様の記念デモは、中国による西沙諸島占拠40周年の2014年1月や、中越戦争35周年の2014年2月にも実施され、警察による小規模な取り調べのほかは<sup>65</sup>、越政府はいずれのデモも容認した<sup>66</sup>。

これらのデモに対する中国の反応は不明であるが、いずれのデモも1回で終結しており、これらのデモが両国間の緊張を拡大させた形跡は見られなかった。さらに、南沙諸島海戦キャンペーン後の2013年4月27日にベ

<sup>57</sup> “Anti-China Protesters Take to Streets of Hanoi,” Voice of America, July 1, 2012; “Anti-Chinese protests in Vietnam as South China Sea tensions rise,” The Telegraph, July 8, 2012; “Vietnamese protest against ‘Chinese aggression,’” The Guardian, July 22, 2012.

<sup>58</sup> U.S. Department of State, “Press Statement,” August 3, 2012. 『VOV5』2012年8月4日。

<sup>59</sup> “Vietnam breaks up anti-China protests,” The Australian, August 5, 2012.

<sup>60</sup> Amer, “China, Vietnam, and the South China Sea,” p. 26; “Vietnam, China discuss sea area off Tonkin Gulf,” Nhandan, September 28, 2012.

<sup>61</sup> “Hanoi, demonstrations in honour of anti-Chinese Spratly “heroes”,” AsiaNews.it, March 15, 2013.

<sup>62</sup> “Protest in Vietnam marks anniversary of clash with China at Spratly Islands,” South China Morning Post, March 15, 2013.

<sup>63</sup> “The forgotten Truong Sa sea battle,” Tuoitrenews, March 12, 2013.

<sup>64</sup> 『ベトジョー ベトナムニュース』2013年3月14日。

<sup>65</sup> “Vietnam Activists Protest Disruption of Anniversary Ceremony,” Voice of America, January 20, 2014; “Vietnam anti-China activists mark 1979 border war,” NDTV, February 16, 2014.

<sup>66</sup> 『日本経済新聞電子版』2014年1月19日；『日本経済新聞電子版』2014年2月16日。

トナムは、同年1月のフィリピンによる中比間の南シナ海問題に係る国際海洋法裁判所への仲裁提起に対し、ベトナムの権利も考慮した審議を求めるコメントを発表した<sup>67</sup>。

### (7) ケース7 (2013年3月、越漁船への発砲)

ケース6の約10日後の2013年3月25日にベトナムは、中国海軍の艦艇が越漁船に発砲したと発表し、これに抗議した<sup>68</sup>。これに対し中国は、越発表は捏造であると反論した<sup>69</sup>。また、同年5月20日にベトナムが、中国公船による越漁船への体当たりを公表、抗議すると、前回同様に中国は、正当な管轄権行使であると28日に反論した<sup>70</sup>。

ケース6からケース7にかけて外交上の非難合戦が続いたが、同時にベトナムは対中関係を淡々と進展させている。4月22日及び5月29日には紛争解決基本原則に基づくワーキンググループ会議が実施され<sup>71</sup>、5月10日には越副首相が「中越2ヶ国間の協力指導委員会」(以下「協力指導委員会」)実施のため訪中した<sup>72</sup>。

こうした中で、6月2日に反中デモがハノイ市内で実施されたが、参加者は警察により拘束された<sup>73</sup>。6月6日には越副首相が再度訪中し、両国の戦略的關係強化が報じられている<sup>74</sup>。また、21日にはサン (Truong Tan Sang) 越国家主席が訪中、習近平国家主席と会談し、紛争解決基本原則の確認や共同開発の促進など多くの合意が発表された<sup>75</sup>。

### (8) ケース8 (2014年5月、「海洋石油981」事件)

2014年5月4日、越政府は、中国の石油掘削リグ「海洋石油981」が越

---

<sup>67</sup> “Vietnam affirms legitimate rights, interests in East Sea,” VNA, April 27, 2013.

<sup>68</sup> MOFA, “Remarks by Foreign Ministry Spokesman on March 25, 2013,” March 25, 2013, [http://www.mofa.gov.vn/en/tt\\_baochi/pbnfn/ns130326202046](http://www.mofa.gov.vn/en/tt_baochi/pbnfn/ns130326202046).

<sup>69</sup> “Fire-Gutted Vessel Highlights Vietnam - China Maritime Dispute,” Voice of America, March 27, 2013.

<sup>70</sup> 『ベトジョー ベトナムニュース』2013年5月30日。

<sup>71</sup> Amer, “China, Vietnam, and the South China Sea,” p. 26.

<sup>72</sup> “Viet Nam, China need to focus on key joint projects,” Voice of Vietnam, May 11, 2013.

<sup>73</sup> “Rare Protest in Vietnam Raises a Call to Curb China,” The New York Times, June 3, 2013.

<sup>74</sup> “Viet Nam, China agree on further strategic ties,” VNA, June 6, 2013.

<sup>75</sup> “Viet Nam, China issue joint statement,” Vietnamplus, June 21, 2013.

沖 130km で許可無く活動していると発表し、これを非難した<sup>76</sup>。またズン (Nguyen Tan Dung) 越首相は 5 月 9 日に ASEAN 首脳会議において、また、タイ国防相は 31 日にシャングリ・ラ・ダイアログにおいて、それぞれ南シナ海問題に言及する演説を行った<sup>77</sup>。

越国内では 5 月 9 日から反中デモが開始され、11 日からは越国内メディアでの反中デモ報道が容認された<sup>78</sup>。ところが 13 日にデモが暴徒化し、主に中国系企業への焼き討ち等により中国人死者が発生すると<sup>79</sup>、同日、越政府は反中デモの意義を認めつつも過激化の抑制を表明した<sup>80</sup>。18 日には、越当局が反中デモを開始直後に阻止、拘束したことが報じられ<sup>81</sup>、越国内における反中デモは収束した。

「海洋石油 981」は、6 月 18 日に中国外相が協力指導委員会の事前協議のため訪越した時点では動きが見られなかったが<sup>82</sup>、米国のオバマ (Barack Obama) 大統領と習近平中国国家主席との電話会談の翌 7 月 15 日に<sup>83</sup>、中国が当初公表した予定を 1 ヶ月早めて撤去された。

この間、ベトナムはいわゆる「報道戦」として、中国の妨害や衝突などと、慎重に自重するベトナムの対応の映像を頻繁に公開し、中国の違法性とベトナムの正当性を国際社会にアピールした<sup>84</sup>。

8 月 25 日、越政府が反中デモによる中国人及び企業の被害を補償する考えを表明した<sup>85</sup>。26 日には越共産党書記長特使が訪中、紛争解決基本原則に基づく解決方針を確認し、中越戦争以来最悪とも評された両国間の緊張は収束した<sup>86</sup>。

<sup>76</sup> MOFA, “Remarks by FM Spokesman Le Hai Binh on 4th May 2014,” May 4, 2014, [http://www.mofa.gov.vn/en/tt\\_baochi/pbnfn/ns140505232230/view](http://www.mofa.gov.vn/en/tt_baochi/pbnfn/ns140505232230/view).

<sup>77</sup> 小高泰「ベトナムの南シナ海防衛と中国との関係」『海外事情』平成 26 年 10 月号、2014 年 10 月、75 頁。

<sup>78</sup> 『日本経済新聞電子版』2014 年 5 月 11 日。

<sup>79</sup> 『ロイター』2014 年 5 月 15 日。

<sup>80</sup> MOFA, “Regular Press Briefing by MOFA’s Spokesperson Le Hai Binh,” May 15, 2014, [http://www.mofa.gov.vn/en/tt\\_baochi/pbnfn/ns140516233943](http://www.mofa.gov.vn/en/tt_baochi/pbnfn/ns140516233943).

<sup>81</sup> 『ロイター』2014 年 5 月 19 日。

<sup>82</sup> Carlyle Thayer, “Vietnamese Diplomacy, 1975-2015: From Member of the Socialist Camp to Proactive International Integration,” April 2015, [http://viet-studies.info/kinhte/VietDiplomacy\\_Thayer.pdf](http://viet-studies.info/kinhte/VietDiplomacy_Thayer.pdf).

<sup>83</sup> “Obama Stresses Cooperation in Phone Call with China’s Xi,” Voice of America, July 15, 2014.

<sup>84</sup> 小高「ベトナムの南シナ海防衛と中国との関係」36-37 頁。

<sup>85</sup> 『ロイター』2014 年 8 月 25 日。

<sup>86</sup> 佐久間るみ子「ベトナムと中国の共産党関係に関する一考察」『外務省調査月報』2014 年度第 2 号、2015 年 3 月 27 日、24 頁。

## (9) まとめ

8つのケースからベトナムの対応について表1のとおりまとめると、対中攻勢キャンペーンの多様化と、対中関係の安定への努力の両面が読み取れる。

(表1) 各ケースにおけるベトナムの中国への対応のまとめ

ケース	中国への攻勢的な対応	対中関係の安定に向けた対応
1 漁船銃撃	なし。(黙殺)	対中関係を重視し黙殺
2 「三沙市」設立	反論声明、デモ黙認	中国の抗議によりデモ抑制
3 2010年の外交	抗議、多国間外交議題化、米との防衛交流	米との関係を中国に説明、国境管理作業会議の進展
4 ケーブル切断	抗議、長期間のデモ黙認、海上射撃訓練、	世論指導方針を相互確認後にデモを抑制、合同パトロールを計画どおり実施、紛争解決基本原則調印
5 「三沙市」制定	非難声明、デモ黙認	米声明後にデモ抑制、紛争解決基本原則ワーキンググループ会議の実施
6 海戦記念日など	デモ黙認、歴史・国際法に基づくアピール、比仲裁裁判提起への関与	デモを1回で終結(中国側の反応不明)、各種会議の実施
7 漁船への発砲	抗議	各種会議の実施、デモ強制排除、越主席訪中
8 「海洋石油981」	抗議、非難、多国間会議でのアピール、「報道戦」、デモ黙認、デモの越国内報道	デモの暴徒化直後にデモ抑制、デモ被害への補償、越特使訪中、解決方針確認

(ベトナム外務省 HP、新聞報道等を参考に筆者作成)

前者としては、ケース1でベトナムは、中国の侵害行為に対して事案の性質にかかわらず、抗議及び公表を実施してきた。ところがケース2以降、ベトナムでは行政機関の許可を得ない市民の自発的デモは従来考えられなかったにもかかわらず<sup>87</sup>、当局は一部の反中デモの抑制に務めつつも黙認してきた。またケース3では、南シナ海問題を多国間の議題とすることに努めた。さらにケース6では、個別の主権侵害の活動のみならず、歴史認識や国際法の観点からも対中キャンペーンを展開した。そしてケース8では、様々なメディアによる「報道戦」を大規模に展開した。

このような部分に注目すると、あたかもベトナムは対中攻勢を強化しているように見える。しかしながら、どのケースにおいても、常に中国との合意や中国の意向を重視して、中国との安定した関係を慎重に管理していることにも注目する必要がある。

ケース1では中国との合意を優先して外交措置を控えている。ケース2、ケース4及びケース7では中国の意向に配慮して反中デモを取り締まった。ケース3、ケース6及びケース7では中国との二国間対話も淡淡と進展させている。ケース8は、ベトナムにとって重要な輸出品である原油への

<sup>87</sup> 中野「ベトナムにおける市民社会の萌芽」75頁。

直接の侵害であったが、デモにより中国人や中国系企業に被害が発生するとデモを制圧し、中国への被害補償を決定した。

すなわち、ベトナムの対中攻勢的な対応はあたかも強化されているように見えながら、中国との安定した関係を常に重視する姿勢は一切変わっていないのである。

### 3 ベトナムにとっての対中関係

ベトナムは、なぜ危機収束に際して対中関係の安定を優先させるのか。本節では、この理由として、ベトナムの対中姿勢における自由度を制約する3つの要因を仮説として提示し、論証する。第1に越中の歴史的関係の特異性、第2にベトナムの脅威認識と経済及び政治情勢、そして第3に両国間の危機収束メカニズムである。これによりベトナムは、南シナ海問題をもって中国と全面的な敵対関係にはならない。

#### (1) ベトナムと中国の歴史的関係

ベトナムの歴史上、中国は、常に独立を脅かす脅威であり続けたが、文化的・社会的には1000年間の直接統治時代の影響が色濃く、中国式の制度、生活様式が深く根付いている<sup>88</sup>。

またベトナムでは19世紀末から約100年間にわたる独立／統一運動を通じて、民族自決運動とホーチミン(Ho Chi Minh)に代表される共産党とが結びついてきた。そして、ベトナム同様に西欧帝国主義からの独立と共産主義の発展とが結びついた中国との「兄弟関係」を深めていった<sup>89</sup>。

ベトナム戦争末期からカンボジア問題と中越戦争を経て、越中関係は約10年間冷却化したが、冷戦終結期の1989年にベトナムはカンボジアから撤退、1991年に越中国交が正常化した。そして冷戦後も今日まで、越中ともに共産党一党支配体制を継続させ、1950年代の様な親友関係でもなく、また、1970年代～1980年代の様な敵対関係でもない新たな関係を模索する過程にある<sup>90</sup>。

つまりベトナムにとって中国は、地政学的な関係に基づく歴史的かつ文化的関係に加えて、20世紀後半以降は共産党支配の正統性の拠り所としての特別な存在なのである。

<sup>88</sup> 坪井『ヴェトナム現代政治』20頁。

<sup>89</sup> Womack, *CHINA AND VIETNAM*, pp. 142-144.

<sup>90</sup> Womack, *CHINA AND VIETNAM*, p. 252.

## (2) ベトナムの脅威認識並びに経済及び政治情勢

ベトナムは2009年に発表した国防白書で、最大の脅威を経済発展の遅れ、2番目を「和平演変」(平和的手段による社会主義体制の転覆)としている。南シナ海問題はこれらの次に記載されており、その内容も主権問題そのものよりも、むしろ経済発展への影響が強調されている<sup>91</sup>。

### ア ベトナムの産業、貿易構造

ベトナムは1986年にドイモイを開始して以来<sup>92</sup>、極めて高い経済成長率を持続してきた<sup>93</sup>。しかし、ベトナムの貿易、産業構造には中国経済への依存という非対称性が存在し、同時にそれがベトナムの経済発展と不可分となっている。ナイ(Joseph S. Nye, Jr.)が、「相互依存の非対称性は強者の弱者に対するパワーの源泉」と述べているように<sup>94</sup>、この非対称性がベトナムの対中政策に大きな影響を及ぼしている。

#### (ア) 対中貿易赤字

ベトナムの輸出入それぞれの総額及び主要国別の推移をみると、輸出では米国、EU向けが、輸入では中国からがそれぞれ対照的に伸びている<sup>95</sup>。このため貿易収支についてもベトナム全体では2008年に最大の赤字を記録した後、2012年には黒字に転じた一方で、対中貿易赤字のみが突出して拡大し続けている<sup>96</sup>。

また、中国とベトナムの輸出・輸入総額に占める相手国の割合には表2のとおり極端な差異が存在し、相手国の重要性が大きく異なっている。

<sup>91</sup> Socialist Republic Of Vietnam Ministry Of Defence, *VIETNAM NATIONAL DEFENCE*, December 2009, pp. 17-18, <http://www.mod.gov.vn/wps/wcm/connect/caadf77c-2fb4-48c1-8f20-8d3216ad2513/2009eng.pdf?MOD=AJPERES&CACHEID=caadf77c-2fb4-48c1-8f20-8d3216ad2513>.

<sup>92</sup> トラン・ヴァン・トゥ『ベトナム経済発展論—中所得国の畏と新たなドイモイ』勁草書房、2010年、51頁。

<sup>93</sup> 別紙第1。

<sup>94</sup> ジョセフ・S・ナイ・ジュニア『国際紛争 原書第6版』田中明彦、村田晃嗣訳、有斐閣、2007年、262頁。

<sup>95</sup> 別紙第2。

<sup>96</sup> 別紙第2。

(表2) 自国の輸出・輸入総額に占める相手国からの割合

国	2012年		2013年		
	輸出	輸入	輸出	輸入	貿易総額
中国	1.7%	0.9%	2.2%	0.9%	4,158 Bil. USD
ベトナム	11.2%	25.5%	10.0%	28.0%	264 Bil. USD

(中越各国家統計局及び UNCTAD の資料に基づき筆者作成)

#### (イ) 主要輸出産品の原材料の対中輸入依存

2014年のベトナム全体の輸出入及び対中貿易における金額トップ10の品目の推移を比較すると<sup>97</sup>、ベトナムの主要輸出産品が中国にはそれほど輸出できておらず、一方でベトナムの主要輸入産品は中国からの輸入も多い。つまりベトナムの輸出は中国に弱く、輸入は中国依存である。

さらに、輸出金額第1位の縫製品（アパレル製品）を分析すると、より深刻な構造的問題が浮かび上がる。縫製品の輸出先は米国等が圧倒的に多く中国は僅かであるが<sup>98</sup>、一方で縫製品の材料となる布（素材）及び衣料部材（ボタンやファスナーなど）の多くは対中輸入に依存している<sup>99</sup>。つまり、ベトナムは国全体としての主要輸出産品たる縫製品の輸出拡大のためには、材料及び部品の対中輸入拡大が不可避なのである。なお、この構造は、2014年の輸出額第4位の履物製品や、2011年から輸出が急伸している電話機についても同様である。

#### (ウ) 第1次産業への依存

ベトナムの対中輸出には天然ゴム、キャッサバ、コメなど1次産品が多い<sup>100</sup>。また、ベトナムにおける第1次産業のGDP比率は徐々に低下しているものの、就業人口比率は依然として高い<sup>101</sup>。

また、対中輸出全体の中でも上位の1次産品である天然ゴムやコメの輸出先を見ると、対中輸出割合が高い<sup>102</sup>。さらに、中国の食糧需要増加に伴い対中食糧輸出が今後も増加することが予想される。したがって、ベトナムの多くの就業者の生活は、1次産品の対中輸出に依存しているといえる。

つまり、ベトナムの産業、貿易構造における対中関係の課題は、第1に極端な対中貿易赤字の存在、第2にベトナムの主要輸出産品がその原材料

<sup>97</sup> 別紙第3；別紙第4。

<sup>98</sup> 別紙第5。

<sup>99</sup> 別紙第6。

<sup>100</sup> 別紙第4。

<sup>101</sup> 別紙第7。

<sup>102</sup> 別紙第8。

を対中輸入に依存していること、そして第3に産業人口比で高い割合を占める第1次産業が対中輸出に依存していることである。

トラン・ヴァン・トゥはこの原因として、越中の経済発展段階と発展速度の差を背景とした越国内産業の供給力不足、特に材料や原料を製造する「裾野産業」が未発達であることを挙げ、解決は容易でないと指摘している<sup>103</sup>。この構造が続く限り、ベトナムが経済発展には経済的な対中依存の拡大、すなわち「相互依存の非対称性」というジレンマが常に存在するのである。

### イ 和平演変への対応

ベトナムは和平演変への対応として、市民運動の適切な管理が党の正統性と国家統一の維持の鍵であると認識してきた。

中野によれば、ベトナムの市民運動は2005年頃から始まった民主化運動を萌芽とし、2007年頃から南シナ海問題と越国内での中国資本によるボーキサイト鉱山開発問題を契機とした「反中ナショナルリズムを求心力とする愛国運動」として拡大、やがて政府のガバナンスへの問題提起へと発展した。さらにボーキサイト鉱山問題が2009年に顕在化すると、反中ナショナルリズムにとどまらず、中国に宥和的な自国の党・国家指導部への批判へと拡大した<sup>104</sup>。このような批判は、2011年の越資源探査船ケーブル切断事案に呼応したデモの強制排除をきっかけにさらに発展し、市民運動が人権擁護や法の支配、情報公開といった普遍的な価値を求めるものとなっていった<sup>105</sup>。

こうした市民運動の発展に対し越政府は、政策の修正や新たな法の制定に向けた動きで対処した。2011年にチュニジアの「ジャスミン革命」に対し、越国内でこれに同調する論調が広がった際には、越人民軍の機関紙がこれを内外反動勢力の扇動として強硬に批判した<sup>106</sup>。また、2011年の越資源探査船ケーブル切断事案を契機とした長期間のデモに対して、ズン首相は「集団示威行動に関する法」の制定方針を示した<sup>107</sup>。これらの動きは、

<sup>103</sup> トラン・ヴァン・トゥ「中国の経済台頭とベトナム：貿易関係の分析」『東アジア新時代とベトナム経済』早稲田大学ベトナム総合研究所、2010年、31-35頁；ARC国別情勢研究会『ARCレポート—経済・貿易・産業報告書—（ベトナム）』2013年9月、52頁。

<sup>104</sup> 中野「ベトナムにおける市民社会の萌芽」77-84頁。

<sup>105</sup> 同上、79頁。

<sup>106</sup> 中野「ベトナムにおける市民社会の萌芽」81頁から引用。なお、中野はベトナム人民軍HPを参照。

<sup>107</sup> 同上、80-84頁。

ベトナムにおける市民運動に対する政府の強い警戒感の表れと言えよう。

このようにベトナムにおける市民運動の発展は、政府の和平演変に対する強い脅威認識を刺激してきた。特に、反中ナショナリズムが党・国家批判へと変容することを防ぐため、デモの適切な管理を政策オプションとして利用するようになってきた。

ベトナムは経済発展の遅れと和平演変を 2 大脅威として認識してきた。そしてベトナムの産業、貿易構造のデータは、経済発展の遅れを取り戻すためには対中依存を拡大させねばならないジレンマの存在を示している。また、和平演変への強い警戒心は、市民運動への対応を通じて、政府に対し、反中ナショナリズムの適切な管理を要求することとなった。

### (3) ベトナムと中国の様々なレベルの対話チャンネル

越中間には「兄弟関係」に基づく様々なレベルの対話チャンネルが存在し、個々の問題で対立が激化した場合でもこれらが危機収束メカニズムとして機能してきた。本項では、第 2 節のケースにおいて活用されたものについてその概要を述べる。

#### ア ハイレベル交流

1991 年の国交正常化後、越中の交流が活発化する転換点となったのは、1999 年 2 月の「十六文字の方針」(善隣友好、全面協力、長期安定、未来志向)であったと言われている<sup>108</sup>。この方針に従い両国は陸上国境及びトンキン湾の海上国境画定に合意した。また 2004 年には温家宝首相が訪越し、マイン(Nong Duc Manh)書記長らと会談し「二回廊一経済圏」の開発構想が合意された<sup>109</sup>。2008 年 6 月の両国首脳会談では、両国関係が「包括的かつ戦略的な協力パートナー」へと格上げされ<sup>110</sup>、両国首脳間のホットラインも設置された<sup>111</sup>。この後も両国の党・政府首脳は定期的に交流を続けている。

#### イ 共産党レベル

ベトナムは、憲法の規定に基づき越共産党一党により指導される国家である<sup>112</sup>。また、越共産党は国家の指導にあたり中国共産党を参考にしてい

<sup>108</sup> 飯田将史「南シナ海問題における中国の新動向」『防衛研究所紀要』第 10 巻第 1 号、2007 年 9 月、149 頁。

<sup>109</sup> 細川「ベトナム—中国関係」129 頁。

<sup>110</sup> Thayer, “The Structure of Vietnam-China Relations, 1991-2008,” p. 22.

<sup>111</sup> “China, Vietnam to establish state leader hotline, joint statement says,” People’s Daily Online, June 2, 2008.

<sup>112</sup> 坪井『ヴェトナム現代政治』120-121 頁。

ることを否定していない。このような両国の共産党の間には、党の各組織（軍事、規律、国際、広報、理論など）ごとの交流があり、佐久間は、国交正常化以来これらが順調に実施されていると指摘している<sup>113</sup>。

#### ウ 政府レベル

「二回廊一経済圏」構想をはじめ、両国の各分野における協力関係を全体として統一し、協力進展の過程で生じる問題を両国の指導者レベルで協動的に解決することを目的に設置されたのが、協力指導委員会である<sup>114</sup>。2006年11月に国務委員・副首相レベルで第1回会合が実施され<sup>115</sup>、以後、原則として年1回のペースで実施されてきた<sup>116</sup>。

#### エ 軍レベル

両国は2006年4月から、トンキン湾における両国海軍艦艇による合同パトロールを毎年1回定期的に実施している。これは、中国海軍が初めて外国海軍と行った合同パトロールであるとされている<sup>117</sup>。第2節で述べたケース4においては、ケーブル切断事案の約3週間後に当初の計画どおり実施された。またこの他に、軍高官レベルの交流も定期的に行われている。

#### オ 主要な協定

2011年10月に調印された紛争解決基本原則に基づき、課長級のワーキンググループ会議が設置されている。エイマー（Ramses Amer）は、これを「既成事実化された二国間行動規範」とであると指摘している<sup>118</sup>。実際に第2節で述べたとおり、ケース5、ケース7及びケース8において、あたかも事態収束のメルクマールとして両国間で紛争解決基本原則を再確認する趣旨の共同声明が発表されていた。

### (4) 「対中攻勢」の実態

ここまでベトナムが対中安定を重視せざるを得ない理由を3点述べてきたが、それでは、ベトナムによる中国への「攻勢的対応」強化の実態はい

<sup>113</sup> 佐久間「ベトナムと中国の共産党関係に関する一考察」25・26頁。

<sup>114</sup> 細川「ベトナムー中国関係」129頁；飯田「南シナ海問題における中国の新動向」151・152頁。

<sup>115</sup> Consulate-General of the People's Republic of China in San Francisco, "First Meeting of the Guiding Committee for China-Vietnam Bilateral Cooperation to be Held," November 11, 2006, <http://www.chinaconsulatesf.org/eng/xw/t279171.htm>.

<sup>116</sup> 小高「協力と闘争」70頁。

<sup>117</sup> 飯田「南シナ海問題における中国の新動向」151頁。

<sup>118</sup> Amer, "China, Vietnam, and the South China Sea," p. 28.

かなるものであろうか。

国家は他国の勢力拡大に対し、バンドワゴン、バランスング、ヘッジング、弱者同盟などの手段により自国の勢力を維持する。これらの内、「責任あるステークホルダー<sup>119)</sup>」として米国からも「大国」に認められつつあった中国に対し、ベトナムが取り得る手段とはいかなるものであろうか。これまで述べた制約要因のため、全面的な対中バランスング及び米国へのバンドワゴンはもちろん、中国へのバンドワゴンもベトナムの選択肢にならない。となると、多方面にヘッジングをしつつ、弱者同盟として ASEAN を活用することが現実的である。

また、ベトナムの国防白書は社会主義市場経済の構築がトップの国益であると述べているが<sup>120)</sup>、ベトナムの健全な経済発展には対中経済依存構造の解消が必要であり、中国以外の経済大国、すなわち米国や EU、日本とのさらなる経済関係の強化を必要としている。さらに、和平演変への強い警戒は反中ナショナリズムのコントロールを求めている。

つまり、ベトナムが取り得る選択肢は次の必要十分条件を満たさなければならぬ。第 1 に中国と全面的な敵対関係にならないこと、第 2 に ASEAN 各国や日米等の理解と支援を得やすいこと、そして第 3 に国内の反中ナショナリズムに対する「ガス抜き」となることである。この条件に、第 2 節で述べた「攻勢的対応」を照らしてみると、いずれも必要十分に満たしていることがわかる。

越政府による「攻勢的対応」強化の実態は、中国との安定した関係を損ねない範囲で自国の交渉力を増加させ、かつ、内政の安定に資するとの合理的な判断に基づく戦略的アプローチの一環であるといえよう。

## おわりに

本稿は、越中の南シナ海問題において、ベトナムが中国への「攻勢的対応」を一見強化させている、その実態と背景を分析したものである。

ベトナムが対中関係の安定を重視せざるを得ない理由として、歴史的関係の特異性、経済発展と対中依存拡大との不可分性、和平演変への警戒からくる反中ナショナリズムの適切な管理の必要性、及び両国間の様々な危機管理メカニズムの存在がある。これらが示唆するのは、ベトナムは中国との間に南シナ海問題など個別の未解決問題を残しているものの、動機の

<sup>119)</sup> 防衛省『防衛白書 平成 19 年版』日経印刷、2007 年、45 頁。

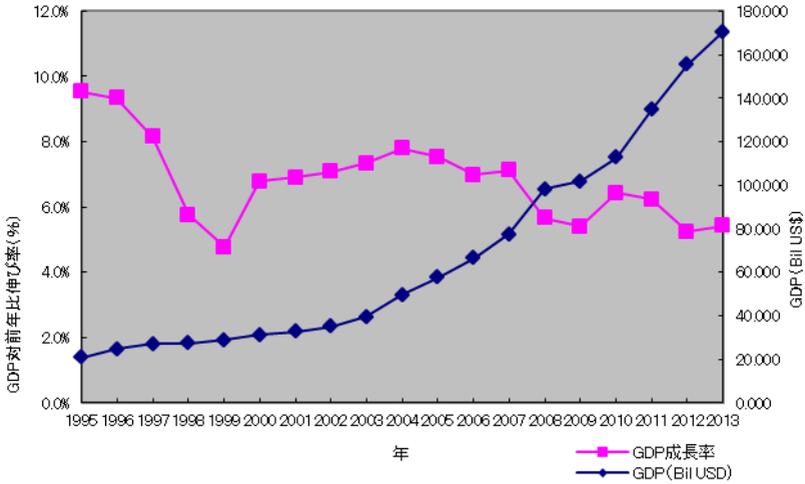
<sup>120)</sup> *VIETNAM NATIONAL DEFENCE*, pp. 17-18.

面でも能力の面でも中国と全面的な敵対関係には成り得ない実態である。また、これと同時に、反中ナショナリズムが党・政府の正統性に対する疑問へと過度に発展することを警戒する必要があるため、全面的な対中宥和政策も取り得ない。

したがってベトナムは、一見すると南シナ海問題における中国への攻勢的対応を強化しているにもかかわらず、その実態は中国との安定した関係を常に優先せざるを得ないのである。

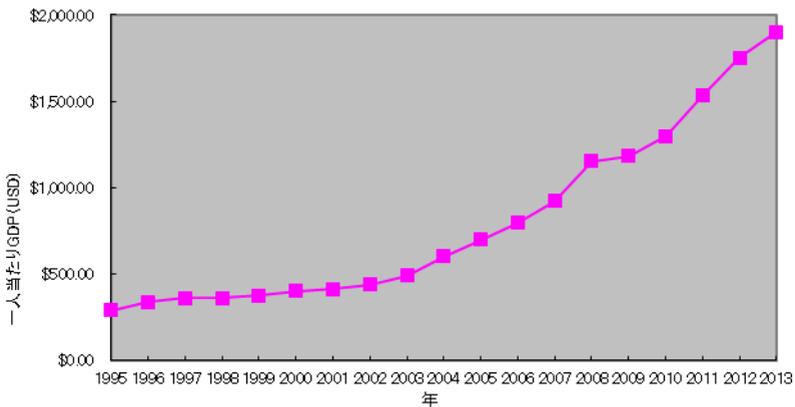
ベトナムの対中政策を理解する上で、共産党の正統性と不可分な、歴史的な「協力と闘争」のアンビバレントな関係に根ざした、「相互依存の非対称性」という現実を理解することが不可欠である。今後もベトナムは、一見すると中国への攻勢的な政策の種類と幅を増やしつつ、その実態は危機収束メカニズムを全幅活用して、中国との安定した関係を最優先していくであろう。中国との間に東シナ海をめぐる問題を抱える我が国としても、これがベトナムにとっては極めて現実的かつ合理的な方策であることを理解することが必要である。

(グラフ1) ベトナムGDP及びGDP成長率の推移



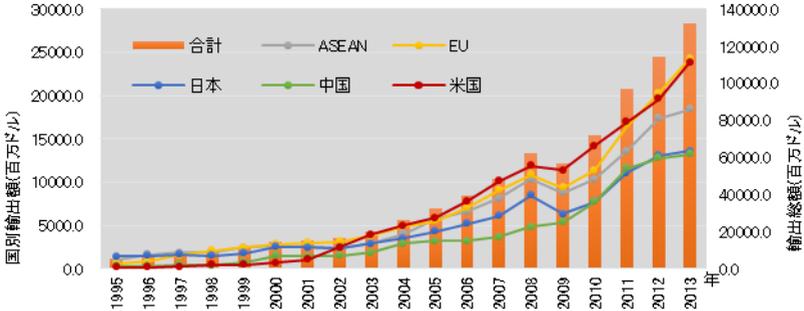
(International Monetary Fund, World Economic Outlook Database, April 2015 の資料に基づき筆者作成)

(グラフ2) ベトナム国民一人当たりGDPの推移



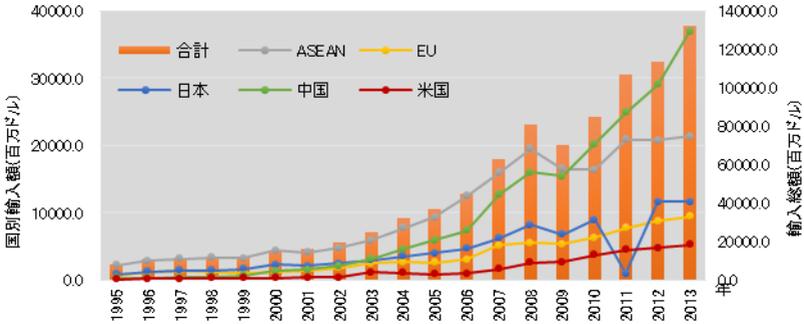
(International Monetary Fund, World Economic Outlook Database, April 2015 の資料に基づき筆者作成)

(グラフ3) ベトナムの輸出額推移(対世界総額及び主要国・地域別)



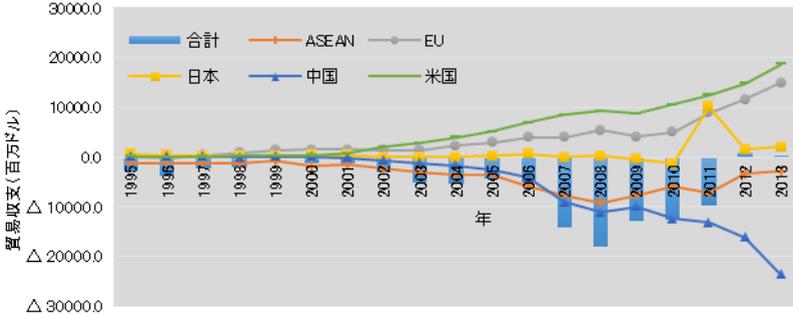
(ベトナム政府統計局の資料に基づき筆者作成)

(グラフ4) ベトナムの輸入額推移(対世界総額及び主要国・地域別)



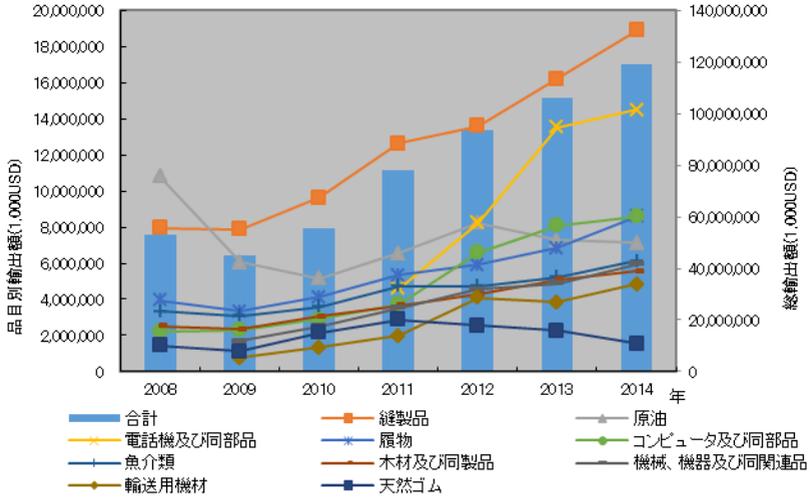
(ベトナム政府統計局の資料に基づき筆者作成)

(グラフ5) ベトナムの貿易収支推移(対世界総額及び主要国・地域別)



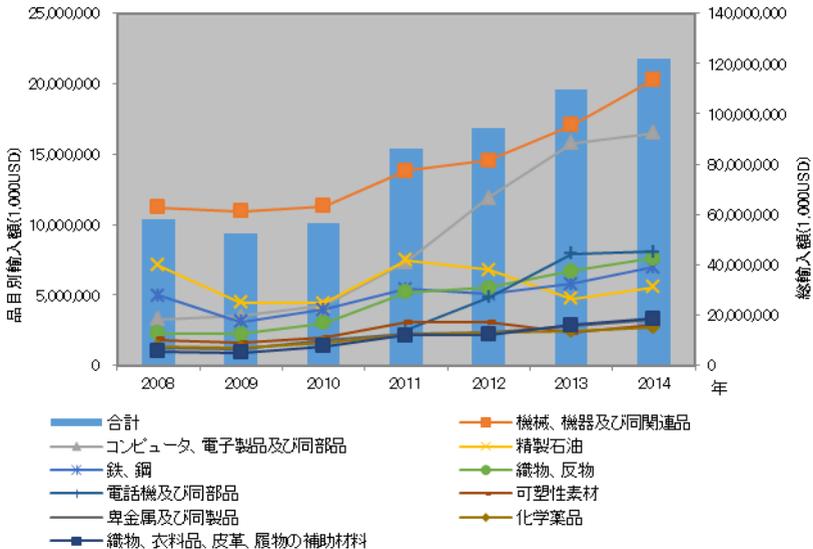
(ベトナム政府統計局の資料に基づき筆者作成)

(グラフ6) ベトナムの輸出額推移(対世界:総額及び主要品目)



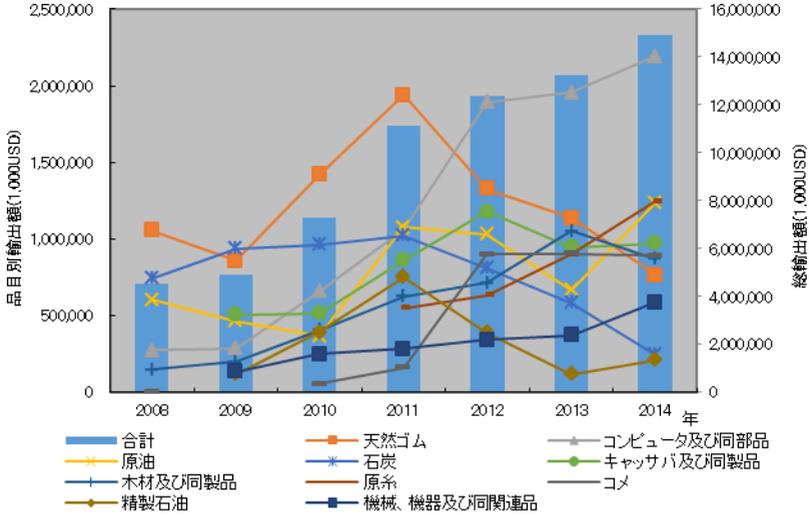
(ベトナム政府統計局の資料に基づき筆者作成)

(グラフ7) ベトナムの輸入額推移(対世界:総額及び主要品目)



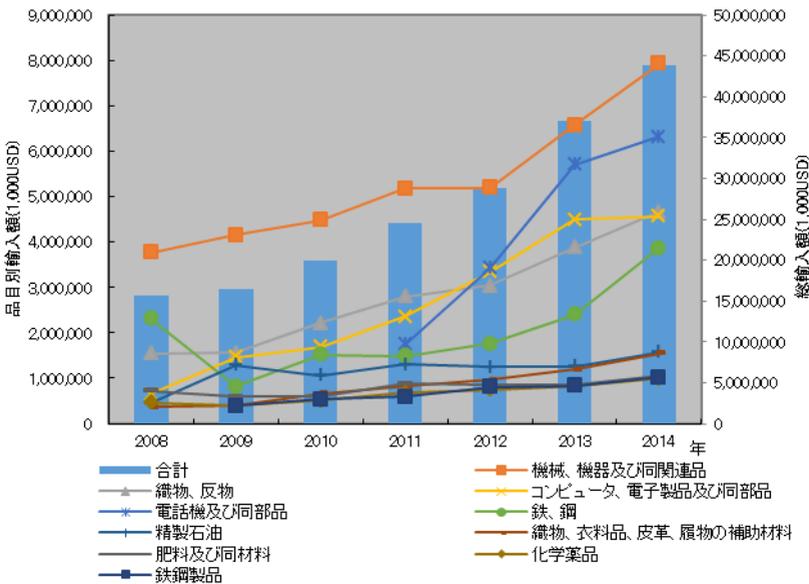
(ベトナム政府統計局の資料に基づき筆者作成)

(グラフ8) ベトナムの対中輸出額の推移(総額及び主要品目)



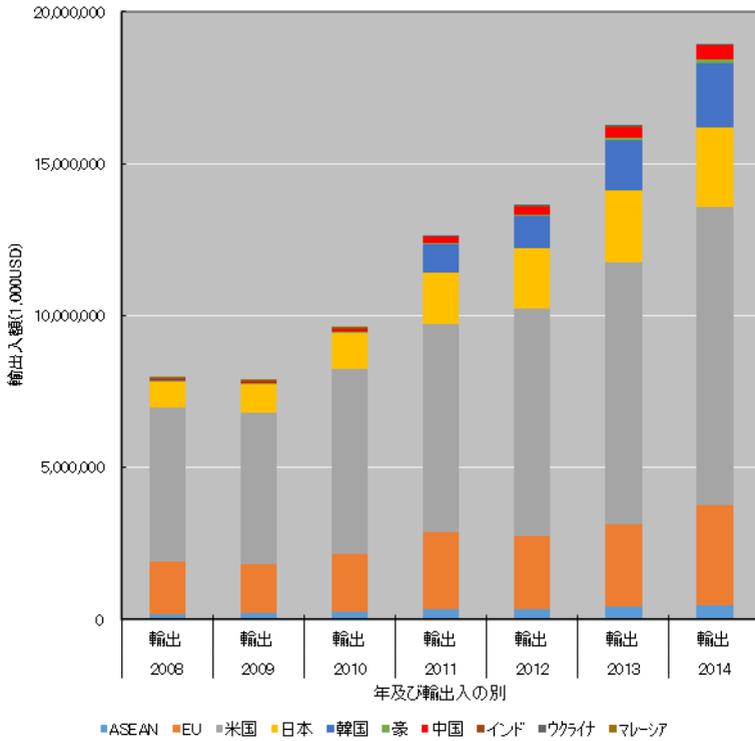
(ベトナム政府統計局の資料に基づき筆者作成)

(グラフ9) ベトナムの対中輸入額の推移(総額及び主要品目)



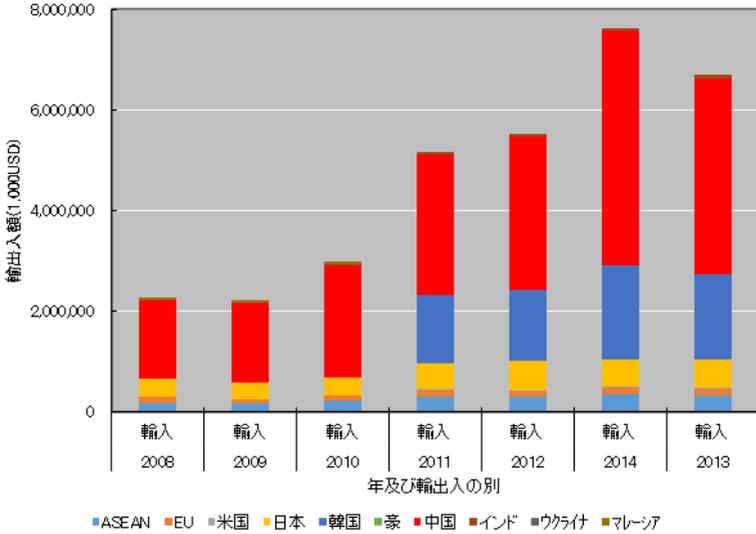
(ベトナム政府統計局の資料に基づき筆者作成)

(グラフ10) ベトナムのアパレル製品(縫製品)輸出入先



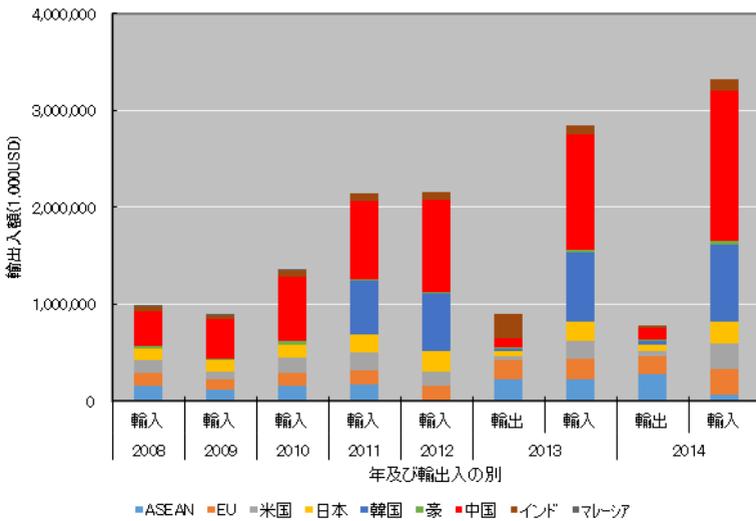
(ベトナム政府統計局の資料に基づき筆者作成)

(グラフ11) ベトナムの布(素材)輸出入先



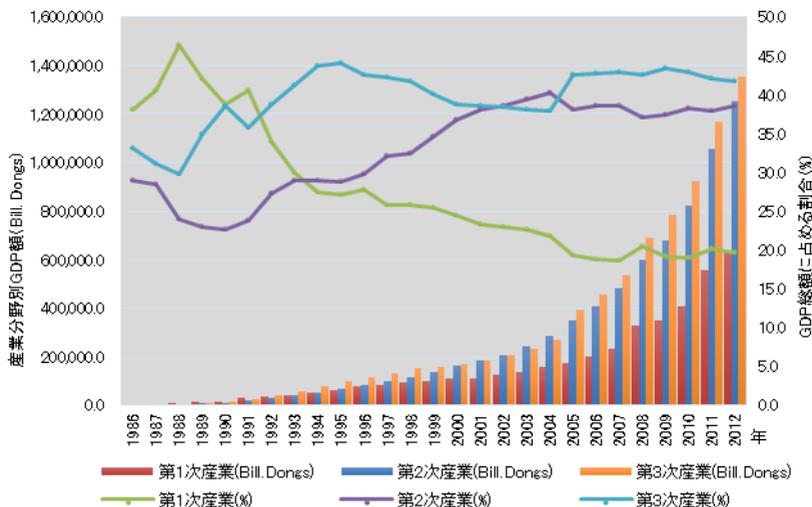
(ベトナム政府統計局の資料に基づき筆者作成)

(グラフ12) ベトナムの衣料部材輸出入先



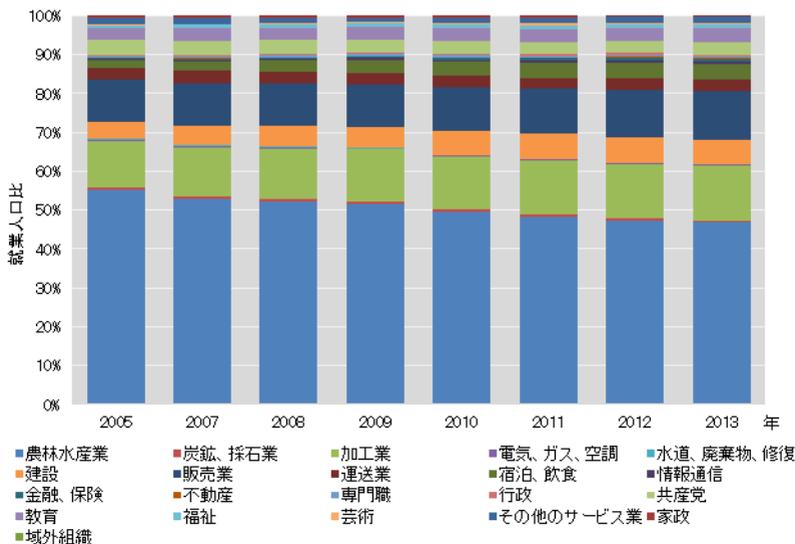
(ベトナム政府統計局の資料に基づき筆者作成)

(グラフ13) ベトナムの産業分野別GDP及び割合の推移



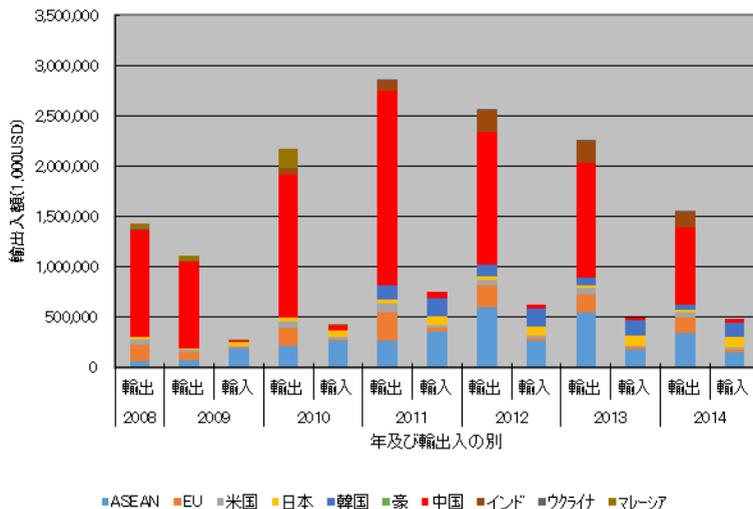
(ベトナム政府統計局の資料に基づき筆者作成)

(グラフ14) ベトナムの産業別就業人口比



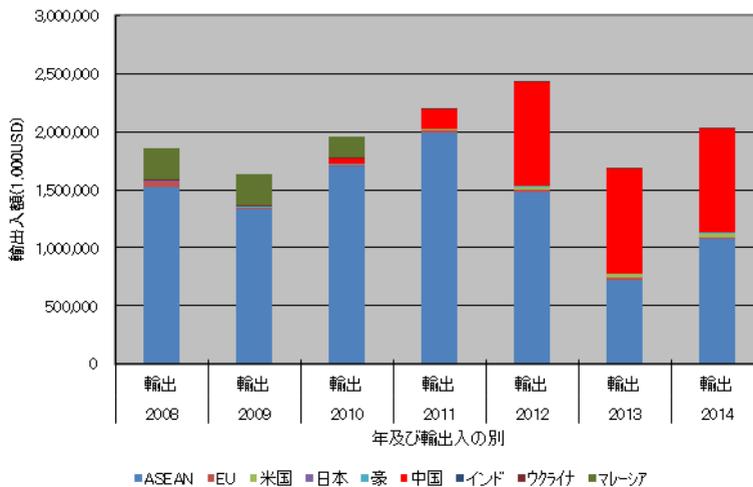
(ベトナム政府統計局の資料に基づき筆者作成)

(グラフ15) ベトナムの天然ゴム輸出入先



(ベトナム政府統計局の資料に基づき筆者作成)

(グラフ16) ベトナムのコメ輸出入先



(ベトナム政府統計局の資料に基づき筆者作成)

## 日本軍の渡洋上陸作戦

### 一 水陸両用戦争の視点からの再評価 一

二宮 充史

#### はじめに

近年の中国海空軍の増強と積極的な海洋進出を受け、水陸両用作戦への関心が高まっている。水陸両用作戦を導入する上では、世界最大の水陸両用作戦能力を有する米海軍海兵隊が一つの模範である。一方、日本陸海軍も、明治から大東亜戦争に至る間、海を越える作戦を何度も成功させており、多くの教訓が蓄積している。看過されがちであるが、本来ならば、もっと検討されて然るべきであろう。

ところが、日本軍の失敗を分析した『失敗の本質』では、ガダルカナル島(以後ガ島)戦に関して、「太平洋戦場で反攻に移った米軍が水陸両用作戦を開発しそれを効果的に用いたのに対し、日本軍がそれにまったく成功しなかった<sup>1)</sup>」とし、日本軍への評価は極めて低い。また、ポール・ケネディは、第一次大戦のガリポリ上陸作戦の大失敗以降、水陸両用戦を真剣に検討したのは米英2ヵ国だけとし、日本に対しては、支那事変時に「日本の商船が上陸用舟艇や車両を運んだ」程度という評価である<sup>2)</sup>。

しかし、このような評価には二つの疑問を感じる。まず第1に、大東亜戦争初期の南方攻略作戦では、広大な太平洋戦域に海洋を渡洋して進攻しているが、これも水陸両用作戦とはいえないのだろうか。この様な大作戦を展開するには、長年の研究・開発、実戦経験及び周到な準備が必要であり、日本軍が全く成功しなかったとは一概にはいえないはずである。米国の軍事史家アラン・ミレットは「1939年の時点で、日本のみが水陸両用作戦のためのドクトリン、戦術概念、作戦部隊を保持しており、1941年と1942年に、日本軍が目覚ましい成功を以て水陸両用の上陸作戦を遂行」と高く評価する<sup>3)</sup>。このように評価が分かれるが、真実は何方にあるのか。

<sup>1)</sup> 戸部良一・野中郁次郎等『失敗の本質』中公文庫、1991年、29頁。

<sup>2)</sup> ポール・ケネディ『第二次大戦 影の主役』伏見威蕃訳、日経新聞社、2013年、264・265頁。

<sup>3)</sup> Allan R.Milet, "Assult from the Sea:The Development of Amphibious Warfare between the Wars,The American,British,and Japanese Experience," in *Military Inovetion in the Interwar Period*, ed. Murray and Millet,p . 50.

第2に、大戦初期には成功した日本軍の渡洋上陸作戦は、何故「ガ島」では失敗したのか。ガ島攻防戦は、米海兵1個師団が先に橋頭堡を設定したが、彼我の戦力は伯仲し、日本軍が圧倒的に劣勢だったわけではない<sup>4</sup>。

以上の疑問に答えるため、本稿では、日本軍の渡洋上陸作戦の実態と特性を明らかにしたい。そのため、先ず水陸両用戦争の概念を整理し、次いで明治期から大東亜戦争に至る日本軍の渡洋上陸作戦の実態を解明し、その特性を考察する。

考察に当たっては、日本陸海軍の『偕行社記事』等の研究誌、関連教範、上陸作戦関連の文書等及び米軍の情報資料等の1次資料を活用する。特に、日本軍の上陸作戦思想や具体的実施要領の解明の鍵となる、現物の消失した陸海軍協同の『上陸作戦綱要』に関し、殆ど世に知られていない海軍大学校講義資料『戦務第二部講義摘要』（海軍校所蔵）に海軍側の『上陸作戦綱要草案』の解説や、『上陸作戦綱要（助川少佐が昭和11年に筆写）』（防衛研究所所蔵）を得たことから、これ等を活用して日本軍の渡洋上陸作戦の実態と特性をより深く解明したい。

## 1 水陸両用戦争の概念

一般的に日本軍の渡洋上陸作戦に対する評価が低いのは、日本軍が敗北した事実と、第二次大戦後半の米軍が、圧倒的統合戦力により実施した強襲上陸の印象が強いことにある。しかし、このような作戦形態は、陸海軍協同の形態から歴史的経験を経て発展したものであり<sup>5</sup>、陸海軍協同の上陸作戦も前時代の水陸両用作戦の一つと見做せよう。

一方、水陸両用作戦の定義は現代においても曖昧な部分があり<sup>6</sup>、「水陸両用作戦」という用語を有しなかった日本軍の渡洋上陸作戦を考えるにあたっては、水陸両用作戦に関する概念を確認しておく必要がある。

まず、水陸両用作戦より高次の概念として、「水陸両用戦争 (Amphibious Warfare)」という言葉があるが、作戦より高次の戦争全般—国家戦略を含む—を指す用語として用いられ、上陸作戦はもとより港湾、海上、経済封

<sup>4</sup> 齋藤達志「ガダルカナル島をめぐる攻防」『島嶼問題をめぐる外交と戦いの歴史的考察』防衛研究所、2014年、87頁。

<sup>5</sup> 八束秀則『太平洋戦争初期における米水陸両用部隊の組織及び統合に関する調査研究』防衛研究所、1976年、57-62頁。

<sup>6</sup> 石津朋之「水陸両用戦争—その理論と実践」『統合及び連合作戦の歴史的考察』防衛研究所、2015年、153頁。

鎖などを包含する概念とされ、時に海軍の砲撃や砲艦外交さえ含む<sup>7</sup>。即ち水陸両用戦争とは、海洋により離隔した敵国にする戦争活動全般を指し示す概念と考えられる。

一方「水陸両用作戦」は、海軍力及び陸軍力、—今日では空軍力も—を用い敵対的な海岸に対して海上から実施される攻撃によって特徴付けられる一連の軍事作戦と定義される。この「水陸両用作戦」は、狭義には第二次大戦前の米海兵隊が考案した概念で、「上陸作戦 (Landing Operation)」とほぼ同義であるが、上陸作戦よりも広範な意味を有する。上陸作戦は、敵地に上陸する前後を焦点とするが、水陸両用作戦は、上陸前の広範な海空作戦から作戦終了後の撤退までも含む広範な概念なのである<sup>8</sup>。

しかし、この「水陸両用作戦」は、「Joint Oversea Operation (連合海外遠征)」に置き換えられた用語であった<sup>9</sup>。連合海外作戦の定義は「敵海岸に上陸する為、軍隊により海を越えて攻撃すること。水陸両用作戦は、軍隊が陸海軍連合部隊の場合は、連合海外遠征と同義<sup>10</sup>」とされている。これは、日本軍の定義「陸海軍協同して上陸軍が敵地に上陸する作戦<sup>11</sup>」と同義である。つまり、現代の米軍の水陸両用作戦とは異なるが、日本軍にも、当時における世界標準の水陸両用作戦の概念があったのである。

## 2 明治期：大陸国海軍の排除を伴う渡洋上陸作戦

### (1) 日清日露戦争での陸海軍協同の水陸両用戦争

日清日露戦争において、日本軍は、大陸国海軍との制海権争奪を伴う陸海軍協同作戦により、船舶輸送及び上陸作戦を展開して、戦争に勝利した。其の特色は、やや優勢か互角の大陸国海軍の脅威の中で実施されたことと、一旦敵海軍を撃破して敵基地を制圧すれば、大東亜戦争のような敵海空軍の反攻作戦を受けにくい環境にあった。

両戦役とも作戦展開は類似している。即ち日本軍は、朝鮮半島が近い戦略的利点を活用し、開戦劈頭、制海権の争奪と並行し、陸軍の先遣部隊を船舶輸送により朝鮮半島に派遣、迅速に朝鮮半島を制圧し、陸上移動の敵

<sup>7</sup> 石津「水陸両用戦争」153頁。

<sup>8</sup> 同上、153頁。

<sup>9</sup> 八束『太平洋戦争初期』52頁。

<sup>10</sup> 米海軍 “War Instructions USN 1944” p. 103.

<sup>11</sup> 助川少佐資料『上陸作戦綱要』（昭和12年に全文を筆写）（現物が無く存在を知られていなかったが、防衛大学校安全保障研究科学生の3等海佐岩村研太郎氏が発見し提供を受けた。）防衛研究所所蔵。

に先立ち陸戦の主導権を確保した。同時に海軍は、当面の敵艦隊の撃破と威海衛や旅順等の敵海軍根拠地の封鎖作戦により制海権の確保を図り、陸軍輸送を掩護した。敵海軍を撃破しその根拠地に封鎖した後は、威海衛や旅順の軍港を、上陸した陸軍部隊と協同して陸正面から攻略、敵海軍を覆滅し、制海権を確立した。このように、明治期の日本陸海軍の協同による大陸介入の戦争とその作戦は、水陸両用戦争、水陸両用作戦と言える性質を有していた。

## (2) 陸軍主体の軍事海運と海軍陸戦隊先導の上陸作戦

日本軍の渡洋上陸作戦の最大の特性は、船舶輸送が海軍ではなく陸軍の責任だったことにある。明治43年の第一改正海戦要務令には、「陸兵輸送ノ業務ハ陸軍ニ属ス(中略)護衛ハ海軍ヲ以テス<sup>12)</sup>」と、陸軍が船舶輸送の主体と明示されている。この制度は、軍隊輸送を海軍が担任する英国軍等と比較して特異であり、英国軍人は奇異に感じたと言われている<sup>13)</sup>。

陸軍の軍事海運機関としては、平時と戦時に区分される<sup>14)</sup>。平時には、参謀本部が計画を作成し、準備は陸軍省の運輸本部(広島県宇品港)が実施した。戦時は、参謀本部は大本営となり作戦計画を作成し、陸軍省運輸本部が宇品停泊場司令部に改編され、軍事海運全般の運営を行った。

陸軍は、日清戦争で、最高100隻19.5万t総船腹35万tの65%の商船を徴傭、24万の陸軍を輸送し<sup>15)</sup>、日露戦争では、最高180隻45万t総船腹80万tの56%を徴傭、100万の兵と多数の馬匹武器弾薬等を輸送した<sup>16)</sup>。この大規模な船舶輸送能力が、敵の弱点を衝く主導的戦争指導・作戦指導を可能にする基盤であった。

一方、明治期の上陸戦闘は、海軍陸戦隊が先導する為、海軍の役割は大きかった<sup>17)</sup>。その要領は、19世紀の英国海軍の戦い方の影響を受けている。英海軍の上陸作戦は、徴傭商船を強襲揚陸艦的に使用して兵員、装備を積載、小型汽艇を随伴させ、これを軍艦が支援し、上陸に当たっては、汽艇が海兵隊や装備を積載した舟艇を曳航して上陸した<sup>18)</sup>。日本軍の日清・日

<sup>12)</sup> 『第一改正海戦要務令』第十二章、海軍軍令部、1910年、海軍校資料。

<sup>13)</sup> 石丸志都磨「日露戦役ノ試験ニ因テ得タル軍事海運ノ一般」『偕行社記事』第384号、偕行社、1908年10月、2頁。

<sup>14)</sup> 同上、2-4頁。

<sup>15)</sup> 渦潮会『上陸戦の先兵上巻』戦誌刊行会、1985年、33頁。

<sup>16)</sup> 同上、33頁。

<sup>17)</sup> 末国正雄「上陸作戦とその裏方(1)」『波濤』第11号、1996年、14-15項。

<sup>18)</sup> 吉田昭彦「フロム・ザ・シー構想」『波濤』第153号、2001年3月、9頁。

露戦争の上陸要領は、この英国式に類似し、英国海軍を手本とした日本海軍と陸軍が連携して構築したと思われる。明治43年の第一改正海戦要務令<sup>19</sup>によると、この時期の上陸作戦は、海軍の護衛艦隊を、間接護衛と直接護衛に区分し、直接護衛に先導された陸軍輸送船団が泊地に進入、当初艦隊の陸戦隊が端艇により上陸して上陸掩護陣地を占領、その掩護下に陸軍部隊が汽船に曳航された木舟で上陸する要領で実施された。

### (3) 日露戦争での渡洋上陸作戦の実態：第2軍の遼東半島上陸作戦

日露戦争での第2軍の上陸作戦は、第一次大戦以前の作戦としては、世界的に見ても他に例のない大規模な陸海軍協同作戦であり、日本軍の水陸兩用作戦能力を示す特徴的な戦例である。

日本軍は、遼東半島沿岸に露軍防備が薄弱な弱点を衝き、陸海軍協同上陸作戦による先制主導の戦力集中を企図した<sup>20</sup>。従って、①第1軍3個師団を以て露軍に先立ち朝鮮半島を占領。②主力を集中して敵主力を捕捉撃滅すべく遼東半島南岸にまず第2軍を上陸させることを企図した<sup>21</sup>。第2軍の上陸に当たっては、軍主力の上陸に10日<sup>22</sup>、兵站部隊を含めると45日<sup>23</sup>を要する為、第1軍と第2軍の各個撃破を避けるべく、鴨緑江を越える第1軍の進撃速度の調整と海軍の遼東半島北岸への艦砲射撃と偽上陸が計画された<sup>24</sup>。

日露開戦の劈頭に、日本海軍は露旅順艦隊に奇襲攻撃を敢行、損害を受けた旅順艦隊は旅順港に退避し、開戦と同時に黄海の制海権はほぼ日本海軍の手中に帰した<sup>25</sup>。陸軍は、制海不十分であったが、本土に近い朝鮮半島の地の利を生かし、先ず第1軍を迅速に朝鮮半島に渡洋させ、朝鮮半島を確保した。

第2軍は、3月中旬以降第1次輸送部隊(徴傭船72隻)の第1、第3師団、第1砲兵旅団が宇品、第4師団が大阪から乗船、朝鮮半島北西岸大同江下流に集結、連合艦隊と会合し上陸準備を実施するとともに、2個の碇泊場司令部を編成、海軍の輸送司令部と協同して揚陸する態勢を準備した。この間、陸海軍は、現地協定を策定し、細部上陸地や海軍の掩護要領及び

<sup>19</sup> 『第一改正海戦要務令』海幹校資料。

<sup>20</sup> 沼田多稼藏『日露陸戦新史』岩波書店、1940年、14頁。

<sup>21</sup> 同上、14・15頁。

<sup>22</sup> 同上、30頁。

<sup>23</sup> 同上、14・15頁。

<sup>24</sup> 同上、30頁。

<sup>25</sup> 外山三郎『日清・日露・大東亜戦争海戦史』原書房、1979年、160頁。

船団区分(上陸第3日迄に上陸する部隊を第1梯団、その他を3個梯団に区分)等を決定した。一方、連合艦隊は、間接護衛として第1艦隊により5月2日から旅順港を封鎖、3日出航の第一梯団には、直接護衛の第3艦隊に輸送掩護を、第7戦隊に陸戦隊による揚陸掩護を担任させた<sup>26</sup>。

上陸船団は5日、猴兒石に泊地を占領、まず午前5時30分に第7戦隊が上陸地付近、第3艦隊が上陸地両翼に威嚇射撃を実施し、6時に第7戦隊の汽艇・端艇により水兵2大隊と野砲2門の陸戦隊を上陸させ、8時には上陸掩護陣地を占領した。この際、軍参謀や停泊場司令部の要員も同行し、陸軍主力の揚陸を準備した。海軍陸戦隊の掩護態勢完了後8時30分、端艇と汽艇に曳航された舢舨により第3師団の揚陸が開始された。一方、海軍は、輸送司令部を陸上に設け、艦隊保有の端艇の全力を以て揚陸を支援し、陸軍工兵大隊は、6個の栈橋を構築した。この間、陸軍部隊が海軍陸戦隊と掩護陣地を交代、陸戦隊は端艇で艦隊に復帰した<sup>27</sup>。

この5日夕迄に第3師団の主力は無血上陸に成功、露軍警戒部隊を排除し、5km四方の上陸掩護陣地を占領した<sup>28</sup>。第2軍主力(3個師団と1個砲兵旅団)の揚陸は、13日上陸第9日目に完了し、10km四方の上陸根拠地を確立した<sup>29</sup>。このように当時の日本軍の揚陸能力では、複数師団の同時上陸は不可能であり、1個師団毎の緩慢な上陸が限界であった。

#### (4) 明治期の特性

明治期の日本陸海軍は、「最新ノ兵器ヲ以テ武装セラレタル陸海軍ノ合同作戦ヲ最モ有効ニ且ツ宏大ニ實行<sup>30</sup>」しており、当時としては比較的高度な水陸両用作戦を展開していたのである。当時の欧米列国は、日本軍の上陸作戦を高く評価していた。ドイツ軍は、「軍兵の輸送其上陸(中略)ニ至リテハ非点ノ打ツヘキ所<sup>31</sup>」が無いとし、米海軍は、日露戦争を「戦略次元における陸海軍の効果的な協同作戦として最高の歴史的戦例<sup>32</sup>」であり「日本軍は、統合作戦に非常に成功」したと評価するだけでなく、輸送船

<sup>26</sup> 参謀本部『明治三十七八年日露戦史第一巻』357-361頁。

<sup>27</sup> 同上、364-365頁。

<sup>28</sup> 同上、挿図第22。

<sup>29</sup> 同上、369-377頁。

<sup>30</sup> 松石安治「陸海軍合同作戦ノ研究ニ就テ」『偕行社記事』第191号、1898年4月、6頁。

<sup>31</sup> 陸軍士官学校訳「日清戦争ニ依テ與ヘシ軍事教訓」『偕行社記事』第182号、1897年11月、32頁。

<sup>32</sup> Captain W. S. Pye, U.S. Navy, "Joint Army and Navy Operations-Part-I," *Proceedings*. Whole No. 262, December, 1924, p. 1966.

団の運用や部隊区分等の戦術面も高く評価している<sup>33</sup>。

明治期の渡洋上陸作戦は、島国日本が大陸に介入する軍事機能として発展した。日本軍は、先ず海軍力を以て大陸沿岸部を孤立させ、国家の軍事海運の総力を挙げた渡洋作戦により迅速に戦力を集中、敵の弱点を衝いた上陸作戦、陸正面からの要塞と艦隊の撃滅など海からの協同攻撃を行った。正に、大陸沿岸に対して、広義には水陸両用戦争を遂行し、狭義には水陸両用作戦を遂行したと言える。国力の劣る日本は、部分的な制海の中で陸軍と海軍が、限定された戦略目標に向かって努力を集中し協力する「海洋限定戦争」を堅持し<sup>34</sup>、作戦の主導権を握ったのである。その基盤となったのが、陸海軍協同による渡洋上陸作戦能力であった。

### 3 第1次大戦後の日本式敵前上陸の研究・開発

#### (1) ガリポリ上陸作戦の衝撃

大正4年4月、連合軍上陸部隊は、上陸企図を察して戦力を増強し堅固な陣地に拠るトルコ軍の正面から上陸した。この上陸は、奇襲の要素が無く、地形上艦砲射撃の効果も少なく、旧態依然の端艇や舢艀による上陸のため、トルコ軍の反撃に大損害を受けて失敗した<sup>35</sup>。この教訓は、特に日本陸軍に大きな衝撃を与え、上陸近代化の為の研究開発の機運を醸成した<sup>36</sup>。

日本陸軍はガリポリの戦訓を分析し、企図の秘匿と奇襲、陽動、上陸即戦闘の敵前強行上陸部署、多数の揚陸資材による上陸部隊の増大、夜間上陸の追求、早期の砲兵揚陸、複数部隊の同時上陸に必要な船舶数確保等の教訓を得た<sup>37</sup>。また、軍事力近代化の観点から、航空機・潜水艦の脅威、陸上軍の機動力・火力・規模増大に対応する必要性が強く認識された<sup>38</sup>。

その結果、日本陸軍は、奇襲を重視し、海軍陸戦隊に依頼しない陸軍独力で敵前上陸要領の構想を持つに至り、敵前上陸専用の自走舟艇の開発

<sup>33</sup> Captain W. S. Pye, U.S Navy "Joint Army and Navy Operations-Part-IV, " *Proceedings*. Whole No. 265. March, 1925, p. 393.

<sup>34</sup> 平野龍二「海洋限定戦争」としてみた日清・日露戦争『NIDS NEWS』防衛研究所、2015年6月号、4頁。

<sup>35</sup> グラハム「ガリポリ 1915年」『統合及び連合作戦の歴史的考察』防研究所、2015年、26-27頁。

<sup>36</sup> 渦潮会『上陸戦』51頁。

<sup>37</sup> 参謀本部『「ガリポリ」半島上陸作戦』第七章、JACAR:C13110534900。

<sup>38</sup> 元陸軍中将田尻昌次『戦史例証船舶輸送(一)』陸上幕僚監部、1957年、20頁(防研で原稿及び(一)～(三)が閲覧可能)。

39、敵航空機・潜水艦に対する輸送船隊の護衛、上陸前後の弱点を補足する海空戦力による強力な掩護を求めるようになった<sup>40</sup>。

一方海軍は、艦砲射撃の効果が少なかったことから、「艦艇部隊は陸上砲台と戦闘してはならない」という教訓を再確認し、上陸作戦への主体的関与を薄めていく<sup>41</sup>。この傾向は、艦隊陸戦隊の維持が、軍艦の精巧化に対する特技兵の養成の負担となったことから強められ、陸軍主導の要領が陸海軍の共通認識となっていった<sup>42</sup>。

## (2) 敵前上陸の作戦思想

陸軍の上陸作戦思想の変化は、大正年間の研究・訓練を経て、昭和3年の改正「統帥綱領<sup>43</sup>」に確認できる。昭和3年改正で、海軍陸戦隊の先導が無くなり「輸送及び上陸は陸軍、その護衛は海軍の任」と陸軍主導の敵前上陸が明示された。上陸要領としては、奇襲重視を強調し、「当初より攻撃部署」「先頭上陸部隊をして通常払暁前に達着」等、夜間払暁の敵前奇襲上陸が基本とされ、更には、航空戦力の重要性増大に対応し、開戦劈頭の航空撃滅戦と航空基地推進を提唱している。これと前後し、昭和2年から昭和7年にかけて陸海軍協同で「上陸作戦綱要<sup>44</sup>」が制定された。綱要は、綱領と11章からなり、上陸作戦の作戦思想、計画及実施上の手順と着意事項等を詳細且つ具体的に定めた準則であり、支那事変以来の大小多数実施された上陸作戦の迅速かつ適切な実施に寄与することになる<sup>45</sup>。この綱要の制定により、明治以来の慣例で実施されて来た上陸作戦が、陸海軍の近代的な協同作戦として確立したのである。

綱要は、作戦の前提として、陸海軍の真摯な協同精神を説くとともに「上陸軍ガ安全迅速ニ上陸スルヲ本旨トス。故ニ上陸戦闘ハ、海上ヲ制圧シ且敵航空戦力ヲ撃滅シタル後」と記述し、制空海権確保を重視している。しかし、「作戦ノ要求ニ依リテハ危険ノ考慮アルモ尚之ヲ断行スルヲ要ス」とし、敵海上航空優勢下での無理な上陸強行に繋がる危険を孕んでいた。これは、日清日露戦争において、制海権の不完全な状態で、果敢に朝鮮半島

39 末国「戦史に見る上陸作戦とその裏方(1)」『波濤』通巻11号、兵術同好会、1977年7月、20頁。

40 田尻『戦史例証』21頁。

41 香田洋二「島嶼防衛・島嶼進攻作戦と海軍戦略」『島嶼問題をめぐる外交と戦いの歴史的考察』防衛研究所、2014年、24頁。

42 田尻『戦史例証』20頁。

43 大橋武雄『統帥綱領』建帛社、1972年、408-413頁。

44 助川「上陸作戦綱要」。

45 末国「戦史に見る」19頁。

に船舶輸送して成功した教訓が影響していた可能性が高い。また、戦勝の要訣を「敵ノ不意且不備ニ乗シ先制ノ利ヲ占メルヲ緊要」とする奇襲重視の思想が確立するとともに、「上陸軍ノ乗船、航行及上陸は陸軍」「その護衛ハ海軍」が明示され、陸軍主導上陸が、陸海軍の共通認識となった。

しかし、陸海軍の根本思想の統一には至らなかった。昭和2年の海軍大学校講義資料「上陸作戦綱要草案(極秘)」<sup>46</sup>には、「陸軍側ニ公表スルコトハ好マシカラス」とし、「連合艦隊ハ(中略)之カ存亡ハ直ニ国軍ノ勝敗ヲ意味ス、而モ主力ノ決戦ハ一戦争期間ヲ通シテ唯一回ニシテソノ勝敗ハ殆ト瞬時ニ決セラル(中略)常ニ最善ノ準備ト万全ノ姿勢ヲ以テ乾坤一擲ノ決戦ニ備エサルヘカラス(中略)従テ主作戦以外ノ場合(中略)兵力ノ愛惜」をする海上武力の特性を、陸軍に理解させる必要ありと記述されている。海軍の本音は、極端な艦隊決戦思想であり、艦隊決戦と上陸作戦が並列する場合、作戦目的に関係なく艦隊決戦が優先される危険性があった。

この様な海軍に対して陸軍は、海軍の掩護不十分でも陸軍独力で実行する思想を強めた<sup>47</sup>。昭和15年には、師団以下の上陸要領を詳細に定めた『作戦要務令第四部上陸戦闘』制定したが、「状況ニヨリ陸軍独力ヲ以テ之ヲ敢行スル」とし、陸海軍協同の原則から乖離し始め、敵の海空優勢下に「当初ヨリ舟艇ニ分乗シテ海上機動」や「擱座上陸」等の上陸強行が明記され<sup>48</sup>、後の失敗の遠因となった。

以上の様な相違は、海上脅威の無い支那事変では影響はなかったが、艦隊決戦と上陸作戦が並立する大東亜戦争では、大きな阻害要因となる。

### (3) 上陸作戦用装備の開発

自走舟艇の開発は、当初、既存の木舟や急造の平底鉄舟に発動機を取り付けて試行錯誤がなされた。その結果、昭和5年頃までに、人員用の小発動艇(小発)、火砲・車両等の運搬可能な大発動艇(大発)が、世界初の実用的上陸用舟艇として開発された<sup>49</sup>。これに合わせて、敵前上陸に必要な各種舟艇、即ち火力支援用の装甲艇(57mm砲1、機関銃2)、偵察用の高速艇(30kt)、指揮連絡用の高速艇、大発より大型の特大发動艇などが整備

<sup>46</sup> 三井海軍大佐「第九章 上陸作戦(上陸作戦綱要草案)第1節 総説」『(極秘)戦務第二部(作戦要務)講義摘要』海軍大学校資料、1927年、海幹校所蔵。

<sup>47</sup> 岩村研太郎「日本陸軍の海路兵站線保護策」『軍事史学』通巻203号、2015年12月、34-35頁。

<sup>48</sup> 参謀本部『作戦要務令第四部』第二、九、百二十五項、1940年、防研所蔵。

<sup>49</sup> 大内健二『揚陸艦艇入門』潮書房光人社、2103年、45-68頁

され、昭和7年頃には舟艇のシステム化が概ね完了した<sup>50</sup>。大発は、3mの耐波性、W型船底で達着時の安定性、揚搭用の開閉式歩板、鋼製船体の耐弾性等敵前上陸に適した機能を有し、舟艇の主力として終戦まで活躍した<sup>51</sup>。米軍は、この日本独自の上陸用舟艇に多大の関心を寄せ、その情報を参考に、第2次大戦直前に米式の上陸用舟艇を開発した<sup>52</sup>。

しかし、舟艇だけでは大規模な上陸作戦には対応困難であり、専用の舟艇母船が必要であった。既存の徴傭商船は、舟艇の積載に適さず、低速で追従できない等種々の問題が生じた。よって、高速で多数の舟艇や航空機を運用可能な陸軍特殊船神州丸(舟艇母船)(8千t)が建造された。神州丸は、船尾の開閉門から直接舟艇(戦車等を搭載可能)の泛水が可能で、強襲揚陸艦の先駆的船舶であった<sup>53</sup>。陸軍は、この種船舶の多数保有を希望し、補助金交付により商船会社に10隻程度建造させたが、大東亜戦争初期に間に合ったのは、空母型の「あきつ丸」(1万t)だけだった<sup>54</sup>。

また、平時からの軍事海運基盤として、新造商船等に軍隊輸送や舟艇積載に適合した船舶を建造することが国家施策として奨励され<sup>55</sup>、上陸作戦に適合する商船が建造されて上陸船団の中核となった<sup>56</sup>。だが、徴傭商船は、海軍艦艇ではなく、低速(10kt程度)で民間人船員のため、海空戦闘下での運用には限界があり、後の太平洋の作戦には適合していなかった<sup>57</sup>。

#### (4) 上陸作戦のための部隊の編成と教育訓練

昭和初期まで、揚陸作業は、碇泊場司令部の輸卒隊、軍属、徴傭した港湾労働者が担っており、敵前上陸に対応できる軍隊化が求められた<sup>58</sup>。こうして、宇品の陸軍運輸部に近い第5師団工兵大隊の中隊を船舶工兵(丁)に指定、敵前上陸に必要な各種訓練を実施させた。戦時には、この中隊を基幹として、3個中隊編成の船舶工兵大隊が戦時動員された<sup>59</sup>。これと並行し、上陸作戦専門兵団として、第5(広島)、第11(善通寺)、第12(小倉)の各師団が、支那事変以降は、第6(熊本)、第18(久留米)の各師

<sup>50</sup> 松原『陸軍船舶戦争』50-64頁。

<sup>51</sup> 大内『揚陸艦艇入門』57-64頁。

<sup>52</sup> 同上、48-50頁。

<sup>53</sup> 同上、97-105頁。

<sup>54</sup> 同上、106-126頁。

<sup>55</sup> 松原『陸軍船舶戦争』93-107頁。

<sup>56</sup> 同上、95頁。

<sup>57</sup> 同上、34-36頁。

<sup>58</sup> 末国「戦史に見る」20頁。

<sup>59</sup> 同上、20頁。

団が特定師団に指定された<sup>60</sup>。これら特定師団には船舶工兵中隊が編成され、戦時には独立工兵連隊（後に船舶工兵連隊）が戦時動員された。

揚陸機関としては、陸軍運輸部（宇品）を頂点として、輸送船の運航と海運地における船舶業務を行う碇泊場司令部、舟艇を操縦する船舶工兵（丁）部隊、荷役・港湾施設工事を実施する各種勤務隊等の三位一体の組織が確立し、敵前上陸に対応する態勢が整備された<sup>61</sup>。

組織編成の充実と並行し、大正5年陸軍運輸部の組織が拡充され、上陸作戦を主眼とした態勢の充実が図られた<sup>62</sup>。これ以降、陸軍大演習や陸海軍協同演習等<sup>63</sup>で、敵前上陸演習が毎年実施され、昭和4年陸海軍協同演習では、和歌山沿岸で新開発の大・小発動艇を使用し、ついに1個師団規模の払暁敵前上陸を成功させた<sup>64</sup>。これらの訓練を通じ、二段上陸（夜間、輸送船団の泊地進入以前に、陸岸から約10裡に漂白状態で舟艇を碇水し、第1回上陸部隊が上陸を開始するとともに、船団は泊地を陸岸に接近させ、帰還する舟艇の収容と第2回上陸部隊の上陸時間を短縮し、奇襲効果と衝撃力を増大させる）方式が編み出された<sup>65</sup>。具体的な渡洋上陸作戦の手順は、別紙第1「日本陸海軍の協同渡洋上陸作戦の概要図」及び別紙第2「船舶輸送及び2段上陸の実行手順の概要」を参照。

#### 4 満州事変から支那事変：海空軍強国としての渡洋上陸作戦

##### (1) 第一次上海事変—日本式上陸作戦の誕生—七了口上陸

###### ア 海軍艦艇による第11師団主力の緊急輸送と作戦準備

上陸作戦綱要と舟艇システムによる訓練が本格化した昭和7年、実戦でその成果を示す機会が到来した。第一次上海事件の七了口上陸である。

昭和6年9月の満州事変以来、上海でも情勢は緊迫、昭和7年1月29日、日中両軍の戦闘が勃発、小兵力の海軍陸戦隊は苦戦に陥った。このため、内地から陸軍部隊が急派されたが、市街地に拠る中国軍の頑強な抵抗により戦線は膠着した<sup>66</sup>。日本軍は、この危機を打開すべく上海派遣軍（第

<sup>60</sup> 同上、18頁。

<sup>61</sup> 渦潮会『上陸戦』215頁。

<sup>62</sup> 同上、51頁。

<sup>63</sup> 「付録大正十年特別大演習概況」『偕行社記事特』第569号、1922年、「付録大正十一年特別大演習概況」『偕行社記事特』第581号、1923年

<sup>64</sup> 末国「陸海軍協同上陸作戦様相発達の過程」『軍事史学』通巻105号、61頁。

<sup>65</sup> 末国「戦史に見る」22頁、『作戦要務令第四部』第十六。

<sup>66</sup> 海軍軍令部『昭和六・七年事変海軍戦史 第二巻＝戦紀巻二（軍機）』田中宏己

11、第14師団)を派遣するに決し、特に第11師団主力を敵後方の七了口に上陸させることを企図した<sup>67</sup>。こうして、第11師団主力(約5千)は、軽巡2、駆逐艦11隻を以て緊急輸送されたが、艦艇輸送では重火器の携行は制限された<sup>68</sup>。

陸海軍間の調整は、上陸点で対立したが、上陸部隊の敵前上陸能力を考慮し海軍が陸軍に譲歩<sup>69</sup>するとともに、上陸時の艦砲射撃・爆撃のため「方眼を有する陸海軍併用地形図」を作成する等綿密に行われた<sup>70</sup>。

揚陸支援部隊は、在上海の臨時派遣工兵隊(第5師団工兵大隊の船舶工兵)を基幹とし、海軍援助隊(30名)を合わせ水上作業隊を編成した。作業隊の編成装備は、本部、装甲艇隊、3個艇隊(装甲艇1、偵察艇1、伝令艇4、小蒸気船2、大発動艇6、小発動艇21)であり、発動艇の操縦等の支援のため海軍兵が乗艇した<sup>71</sup>。この時、水上作業隊と上陸材料は既に上海に在り、上陸準備は上海で実施されたが、上陸用舟艇中、小発及び乗員は七了口泊地で泛水出来るよう小型貨物船2隻に積載、搭載不能で独航困難な装甲艇と大発は、浅喫水の小型船汽船で曳航することとされた<sup>72</sup>。

### イ 七了口への上陸の実施

当時、七了口周辺の揚子江沿岸には、連続する既設陣地に敵5・6個大隊の配備が見積もられ、上陸時に相当の損害が予想された<sup>73</sup>。2月29日内地から到着した第11師団は、18時、揚子江遡航のため6隻の駆逐艦に移乗し、七了口に向け発進した。上陸船団は3月1日午前2時、泊地に進入すると小発21隻を直ちに輸送船からデリックで泛水、小汽船で曳航した大発6隻を含む27隻を、4時20分、上陸部隊の分乗する各駆逐艦に配当完了した。上陸部隊の兵員は、月明下に縄梯子で舟艇に移乗、5時20分、3個の舟艇群となり駆逐艦艦尾に集合、出発準備を完了すると、第11師団長が5時25分「出発」を令し、各舟艇群は装甲艇の掩護下、誘導艇の誘導により縦隊で前進を開始した<sup>74</sup>。

各艇隊は、距岸1200mの線で横隊の上陸態勢となり、全速で航行を開始

監修、緑陰書房、2001年、512-513頁。

<sup>67</sup> 軍令部『昭和六・七年事變』514頁。

<sup>68</sup> 末国「戦史に見る」11-12頁。

<sup>69</sup> 軍令部『昭和六・七年事變』551-552頁。

<sup>70</sup> 同上、563-569頁。

<sup>71</sup> 軍令部『昭和六・七年事變』564-569頁。

<sup>72</sup> 渦潮会『上陸戦』120-121頁。

<sup>73</sup> 渦潮会『上陸戦』122-126頁。

<sup>74</sup> 軍令部『昭和六・七年事變』598-599頁。

したが、この頃上陸点付近の敵は、機関銃等による射撃を開始した。前方で警戒に任ずる装甲艇は、妨害する敵火点に対して機関銃と砲を以て応戦し煙幕を展開するとともに、艇隊群の先頭艇は、距岸 200m で艇首に設置した機関銃の射撃を開始し、各艇隊は満潮に乗じ 6 時に河岸に達した。上陸部隊は、直に上陸して前面の敵を駆逐、戦死 2 名の損害で奇襲に成功した<sup>75</sup>。この間、上陸掩護艦隊は、艦砲射撃により上陸点の左側方の敵陣地を制圧し、敵の来援を阻止するとともに、海軍航空隊は上空を哨戒した<sup>76</sup>。

師団主力の上陸は、11 時まで完了し、海軍航空隊は、敵の増援及び陣地を爆撃し、師団の進撃を支援した。この上陸作戦の成功により、戦勢は一変して中国軍は潰走し、事件解決の決定打となった<sup>77</sup>。

七了口上陸作戦は、日本軍初の師団規模の敵前上陸であり、上陸作戦綱要と日本式舟艇システムによる敵前上陸方式の有効性を確認し、専用の編成・装備による「船から海岸への上陸」を世界に先駆けて確立した画期的作戦であった<sup>78</sup>。一方、海軍艦艇の緊急輸送は、舟艇や重装備の輸送が困難で、兵員や舟艇を同時に輸送できる舟艇母船開発の契機となった<sup>79</sup>。

## (2) 支那事変—日本式大規模上陸作戦の完成—杭州湾上陸

支那事変では、その全期間を通じ多くの上陸作戦が実施された。師団規模以上の作戦も 10 回程度実施され、日本軍の渡洋上陸作戦は大規模なものに発展した<sup>80</sup>。ここでは、海空戦力と密接に連携して数個師団の奇襲上陸に成功し、日本式上陸作戦を確立した杭州湾上陸作戦の実態を解明する。

### ア 制空海権の確保と陸海軍の協同—航空戦力と連携した上陸作戦

昭和 12 年 7 月 7 日の盧溝橋事件後、徹底抗戦を呼号する蒋介石は、上海に国民党軍主力を集中して 8 月 13 日攻勢を開始、上海の海軍陸戦隊は危機的状況に陥った。日本軍は危機打開の為、上海派遣軍（第 3、第 11 師団）を海軍艦艇の緊急輸送で敵前上陸されるとともに、支那方面担任の第 3 艦隊と連合艦隊により制海空権確保の作戦を開始した。中国海軍は微弱な勢力で制海権は当初から日本海軍に在ったが<sup>81</sup>、中国空軍は、満州事変後

<sup>75</sup> 同上、600 頁。

<sup>76</sup> 同上、603 頁。

<sup>77</sup> 渦潮会『上陸戦』127 頁。

<sup>78</sup> 松原『陸軍船舶戦争』73 頁。

<sup>79</sup> 渦潮会『上陸戦』62 頁。

<sup>80</sup> 陸軍中将田尻昌次「支那事変に於ける船舶輸送と上陸作戦」『偕行社記事』第 790 号、1940 年、59-73 頁。

<sup>81</sup> 戦史叢書『中国方面海軍作戦(1)』防衛研究所、1974 年、236-238 頁。

相当強化され、第一線機4百機強と侮れない勢力を有していた<sup>82</sup>。

日本海軍は、第1航空戦隊(龍驤、鳳翔)第2航空戦隊(加賀)の空母航空戦力と内地の基地航空部隊を第3艦隊に増強<sup>83</sup>、14日から航空撃滅戦を開始して、約1週間で上海周辺の制空権を確保した<sup>84</sup>。更に海軍は、杭州湾上陸支援の為、第3、第4艦隊を以て支那方面艦隊を編成し、支那沿岸の作戦態勢を強化するとともに、第4艦隊に第10軍との協同作戦を担当させた<sup>85</sup>。陸海軍協定は、10月20日に中央協定、26日に現地協定が締結された<sup>86</sup>。

上陸掩護の護衛艦隊の編成と運用は大規模かつ細密に計画された。金山衛城東西の海岸に甲乙丙の3区分で上陸する陸軍部隊に対し、第4艦隊の足柄、名取の巡洋艦部隊が全般支援、第1護衛隊(第4水雷戦隊、第12戦隊)が甲地区、第2護衛隊(第8戦隊、第1水雷戦隊)が乙・丙地区の上陸部隊の掩護と周辺の敵陣地の制圧、航空部隊が、上陸掩護、陸戦直協、敵兵力集中移動阻止、根拠地隊(砲艦等)が鎮海沖での牽制陽動と揚陸援助を行う如く計画調整された<sup>87</sup>。特に海軍航空戦力は強力であり、空母(加賀、龍驤、鳳翔)艦載機81機、水上機30機、基地航空122機合計233機が投入された<sup>88</sup>。

#### イ 杭州湾上陸作戦の実施

上海派遣軍は上海周辺の敵を猛攻したが、中国軍は水路と市街地を利用して大兵力で頑強に抵抗し、日本軍の攻勢は進展しなかった。日本軍は、この苦境を一挙に解決すべく、第10軍3.5個師団を上海南方の杭州湾から、上海派遣軍の1.5個師団を上海北方の揚子江上流白茆江から上陸させ、中国軍主力の包囲撃滅を企図した<sup>89</sup>。しかし、杭州湾は、遠浅で干潮時千m以上干上がり、海面は強潮流が流れる上陸行動が困難な海域であるだけでなく<sup>90</sup>、一帯に中国軍約4個師、上陸正面に約2個師が配備されると見積もられ、相当の損害が予期された<sup>91</sup>。

揚陸機関としては、独立工兵連隊(船舶工兵)3個連隊、碇泊場司令部

<sup>82</sup> 同上、232-233、238-239頁。

<sup>83</sup> 同上、335-340頁。

<sup>84</sup> 同上、340-353頁。

<sup>85</sup> 同上、431-433頁。

<sup>86</sup> 同上、432-434頁。

<sup>87</sup> 同上、433-435頁。

<sup>88</sup> 戦史叢書『中国方面海軍作戦(1)』432-433頁。

<sup>89</sup> 田尻「支那事変」64頁。

<sup>90</sup> 同上、65頁。

<sup>91</sup> 戦史叢書『中国方面海軍作戦(1)』441頁。

3個、水上陸上勤務隊、建築輸卒隊等により、甲乙丙の3個揚陸作業隊が編成された。揚陸材料は、大発81隻、小発94隻、特大発9隻、装甲艇3隻、高速艇14隻、大小艇113隻、小蒸気船9隻、水船8隻と多数の舟艇が準備され、舟艇の主力は陸軍特殊船神州丸に、その他は上陸作戦用の徴傭商船に積載された<sup>92</sup>。

第10軍は、分散した態勢からの船舶輸送を行った。第18師団は門司で乗船、五島列島富江湾に集合し、第6師団と国崎支隊は、北支の塘沽において乗船、朝鮮半島西岸八口浦に集合し各種訓練を実施した<sup>93</sup>。11月2日、海軍第1護衛隊に掩護された第1船団(18師団の輸送船20隻)は五島を、第2船団(6師団と国崎支隊の輸送船32隻)も八口浦を出発、済州島西方海上で合流し、4日曇天の暗夜に杭州湾泊地に奇襲進入した<sup>94</sup>。

船団は、泊地到着と同時に舟艇の泛水を開始、神州丸からは船尾門及び専用デリックにより迅速に舟艇を泛水し各輸送船に配当した。各艇隊群は、午前5時、第1回上陸部隊を移乗させて各輸送船船尾に集合して上陸準備を完了<sup>95</sup>、5時30分「一斉に母船を離れ(中略)天佑的暁霧を利用し奇襲的敵前上陸を敢行<sup>96</sup>」した。6時頃、達着直前に敵火を受けるも中国軍の虚を衝き奇襲上陸を成功させた。海軍の掩護は、奇襲のため事前制圧射撃は実施しなかったが、上陸成功後は、周辺の砲台や陣地を艦砲射撃で制圧し、航空部隊は全力を挙げて上陸正面への敵の移動を阻止した<sup>97</sup>。上陸した歩兵部隊は、「最も有利なる戦略要点を速やかに占領<sup>98</sup>」することを重視し、橋頭堡を形成せず内陸に突進、態勢未完の敵部隊を撃破した。

杭州湾への奇襲上陸は、中国軍に退路遮断の脅威を与え、上海市街地の「日軍百万上陸杭州北岸」の謀略アドバルーンと相まって、中国軍の潰走を招く大成功を収めた<sup>99</sup>。後の朝鮮戦争で、米軍が、釜山橋頭堡の苦境を打開すべく仁川に上陸した様な、劇的な効果を発揮したのである。

こうして日本軍は、約3個師団の主力を上陸第1日目に一挙に敵前上陸させ、日露戦争で約10日を要したのに比し、上陸作戦能力を格段に進歩させたのである。

<sup>92</sup> 渦潮会『上陸戦』264-265頁。

<sup>93</sup> 同上、266-269頁。

<sup>94</sup> 同上、269-271頁。

<sup>95</sup> 渦潮会『上陸戦』272-277頁。

<sup>96</sup> 渦潮会『上陸戦』279頁。

<sup>97</sup> 戦史叢書『中国方面海軍作戦(1)』441-443頁。

<sup>98</sup> 田尻「支那事変」64頁。

<sup>99</sup> 松原『陸軍船舶戦争』108頁。

### (3) 支那事変期の特性

日清日露戦争期と異なり、当初から「制海権又制空権が完全に我が手中に在って洋中に於て誰憚ることなく自由に<sup>100</sup>」渡洋上陸作戦が可能であり、日本軍は、海空軍強国としての水陸両用戦争・作戦を展開できた。

支那事変を通じて日本軍は、上陸作戦綱要に基づく陸海軍協同の敵前上陸要領、航空戦力との連携要領を進化させ、数個師団の敵前上陸作戦を、空母を含む航空戦力と連携して展開する要領を確立した。杭州湾上陸作戦では、実に日本海運力の2割強の船舶177隻(70万t)を使用して、約11万人の上陸作戦を、海軍との協同により実施したのである<sup>101</sup>。

この様な日本軍の上陸作戦を、米海軍情報部は、「日本は、ship-to-shore(艦船から海岸)の攻撃要領を、完全に開発した最初の大国<sup>102</sup>」と分析し、米欧に先駆けた先進の大規模水陸両用作戦として高く評価している。

一方問題は、日本軍の渡洋上陸作戦が、圧倒的な制海制空権下に、比較的近距离の大陸沿岸において発展したことにあつた。即ち、低速の徴備商船等の編成装備や陸海軍協同を基本とした作戦要領が、広大な太平洋での流動的かつ統合的な作戦様相に十分対応していなかった。陸海軍協同に関しては、当時は極めて密接で円滑だったが<sup>103</sup>、その大きな理由は、中国海空軍が脅威ではなく、海軍の上陸作戦支援が自然と主任務になったことにある。この問題は、強大な米英の海空軍に対抗して上陸作戦を実施する太平洋戦域では、陸海軍協同の阻害要因として顕在化する。

## 5 大東亜戦争期：米英との制空海権争奪戦下の渡洋上陸作戦

### (1) 困難かつ壮大な南方攻略作戦での電撃的成功

太平洋戦場は、支那事変までの戦略環境と大きく異なり、当時の日本軍も、「従来ノ対支作戦ニ比シ長延ナル距離ヲ渡航シテ強風高波ノ天象ノ他強大ナル陸海空軍ノ敵ト戦ヒツツ上陸<sup>104</sup>」したことを特色と認識していた。即ち、大陸国家の海軍ではなく、強大な海空軍力を有する米英の海洋国家

<sup>100</sup> 同上、60頁。

<sup>101</sup> 同上、108頁。

<sup>102</sup> U. S. Navy. ONI 225 J, “Japanese Landing Operations and Equipment”, Division of Naval Intelligence, Office of the Chief of Naval Operations, 1943, p. 2.

<sup>103</sup> 田尻「支那事変」77頁。

<sup>104</sup> 「第二揚陸団司令部(昭和十七年四月)』『(軍事極秘)大東亜戦争における上陸作戦資料並意見集(第四巻)』昭和18年4月、19頁、ACAR:C14020245000。

を相手として、広大な太平洋での作戦遂行を迫られたのである。

地理的には、まず本土や台湾等の拠点から太平洋の島々へは長大な航海（本土から大陸沿岸には1～3日程度だが、2週間以上）が必要で、蘭印に到る間に敵の守備する多数の島々が点在している。

当時の航空機の能力では、航続距離が不足し、南部仏印等の基地からマレーや比島の当初の上陸地の掩護が限界であり、地域全体の制空権を確保することは不可能であった。従って、危険を冒して上陸作戦を敢行し、航空基地を島々に推進しなければならず、蘭印に至る間に大小多数の上陸作戦を同時連続で繰り返す必要があった。対する米英蘭軍の戦力は、日本軍が優勢としても、支那事変の中国軍と比較にならない強大な戦力（陸軍23万、航空機850機、戦艦2隻、巡洋艦24隻、駆逐艦31隻、潜水艦51を擁し、その戦力は逐次増加<sup>105</sup>）を有していた。日本軍は、この困難な環境下での成功を「戦術的観察ヲ下ス時ハ今次上陸作戦ハ天佑ト奇遇ニ帰セザルヲ得ず<sup>106</sup>」と分析し、薄氷を踏む勝利と考えていた。

この様な困難な戦略環境を克服するため、日本軍は、航空撃滅戦に引き続く上陸作戦と航空基地推進を繰り返し制海空権を拡大する進撃要領で、空挺作戦も含む「広域多正面同時連続敵前上陸」を敢行した。この方式により日本軍は、連合軍に対応の暇を与えず、5ヵ月の予定を3か月で蘭印を攻略し、短時間で南方資源地帯占領に成功した。正に、陸海空の立体戦で海上を進撃する「海洋電撃戦」であった。日本軍は、支那事変で経験した大部隊運用の技術と整備した編成装備を遺憾なく発揮し、作戦の主導権を握って殆どすべての上陸作戦を成功させたのである<sup>107</sup>。

米軍は、日本軍の戦い方を、海空陸戦力の密接な協同を反映した「aero-amphibious（航空—水陸両用）」作戦<sup>108</sup>と定義し、「これらの地域で勝利を取り戻す問題に直面して以来、この日本軍の maritime blitzkrieg（海洋電撃戦）に使用された方法と装備が、我々の研究主題<sup>109</sup>」となったと高く評価している。日本軍の戦い方は、米軍反攻の手本となったのである。

この大成功の大きな要因は、南方要域が、米英本国から大きく離隔しているため、一旦海空優勢が確立すれば、簡単に反攻を受けない中国大陸沿岸に類似した戦略環境を有することにあつた。この利点は、連合艦隊主力

<sup>105</sup> 服部卓四郎『大東亜戦争全史』原書房、1965年、152-155頁。

<sup>106</sup> 『(極秘) 馬來攻略作戦経過概要』第二十五軍司令部、昭和17年6月、40頁、JACAR:C141110548400。

<sup>107</sup> 末国「戦史に見る」16頁。

<sup>108</sup> U. S. Navy. ONI 225 J, p. 4.

<sup>109</sup> Ibid., p. 2

が、真珠湾の米太平洋艦隊を撃滅したことと、開戦劈頭、最大の脅威である比島の米空軍を撃破できたことにより、より確実となった。ここに支那事変に類似した戦略環境が現出し、日本陸海軍は、局地的な海空優勢の下、支那事変で向上させた水陸両用作戦能力を随時随所に発揮し得たのである。

## (2) 海洋電撃戦の実態と特性

上陸作戦の規模と準備は、壮大な規模と周到なものとなった。船舶として、兵力約30万と物資50万tを輸送するために、376隻(187万総t)総船腹の約30%の徴傭船と600隻以上の舟艇が準備された<sup>110</sup>。揚陸機関は、複数正面の上陸に対応すべく、6個の独立工兵連隊(船舶)、8個碇泊場司令部を基幹とし2個揚陸団が編成<sup>111</sup>され、多数の揚陸材料(大発312、小発315、特大発60、装甲艇17、機附舢舨300隻等<sup>112</sup>)が準備された。

陸海軍の協同要領は、十分な時間を費やして、認識の統一が図られた。日本陸海軍は統合されておらず、陸海軍間に中央協定、現地協定の順で多数の協定が必要であり、上陸作戦の協同作戦計画の策定には多大の時間を要する。南方攻略作戦の計画は、昭和15年末から調整されており、広範かつ大規模な作戦であったが、陸海軍の認識を一致させる十分な時間があつたと考えられる<sup>113</sup>。故に、海軍が真珠湾攻撃に主力を使用し上陸作戦の掩護に問題があつたが、計画内に於いては緊密に協同することが出来た<sup>114</sup>。

作戦地域への前進は、広域に展開した諸部隊を、各乗船地から奄美や海南島など集合地を集結させ、各上陸地点に移動する複雑な船舶輸送作戦であった。一方、海軍の護衛は「特別の場合を除き甚だ貧弱」であり、「幸い敵の大勢不利なるとその無気力とに依り僅かなる護衛を以て」概ね目的を達成することが出来た<sup>115</sup>。特に、海軍が遠く真珠湾攻撃に連合艦隊主力を使用したことは、南方攻略作戦の護衛艦隊の戦力低下につながった。海軍は、兵力の経済的使用の為、間接護衛を重視し<sup>116</sup>、艦隊決戦と上陸作戦が並列する状況下、陸海軍の思想の不一致が顕在化して来たのである。

航空機能力向上は、渡洋上陸作戦に於ける制空権の価値を絶対的条件に押し上げた。しかし、短期間に蘭印を攻略する作戦上の要求と、航空機

<sup>110</sup> 大内『揚陸艦艇入門』127頁。

<sup>111</sup> 松原『船舶戦争史』199-200頁。

<sup>112</sup> 松原『船舶戦争史』202項。

<sup>113</sup> 服部『大東亜』174頁。

<sup>114</sup> 同上、181-182頁。

<sup>115</sup> 「第二揚陸団(昭和十七年四月)」63頁。

<sup>116</sup> 同上、63頁。

の航続距離の問題があり、完全に敵を制圧して上陸する余裕はなかった。全般に日本軍が海空優勢を保持するも、制空海権確保の作戦と並行して複数の上陸作戦が実施され、海上機動と上陸時に大きな危険が伴った。マレー正面では敵航空攻撃を受けて輸送船が沈没し、英東洋艦隊の迎撃を海軍航空隊が撃破する等危険に満ちた作戦が展開された。蘭印のジャワ島攻略では、進攻速度を重視する長距離進攻の為、事前に敵海空戦力を制圧できず、連合軍艦隊の迎撃により、第14軍司令官今村中将の座乗する神州丸が擱座する等、上陸船団は一時重大な危機に瀕した。

この様な困難な作戦環境において、蘭印資源地帯を、当初予定の5ヶ月より短期の3ヶ月で電撃的に占領できたのは、敵の弱点を奇襲する作戦思想の成果である。飛行場確保のため敵前強襲上陸を行ったマレー正面のコタバル上陸を除き、殆どの上陸作戦は敵の弱点に夜間奇襲上陸し、態勢未完に乗じて迅速に目標を奪取した。敵の弱点を奇襲する戦法だからこそ、広域多正面の同時連続の上陸を展開することが出来たのである。第25軍は、戦略的奇襲成功の原因を氣象的奇襲としている<sup>117</sup>。南シナ海では、11月から3月頃は季節風の影響で波高が1.5m以上となり、一般には上陸作戦は不可能と考えられ、英軍等は油断していた。しかし、日本軍の舟艇は、高い耐波性を有し、上陸部隊は悪天候でも夜間上陸する練度を有していた<sup>118</sup>。日本陸軍の上陸作戦能力の高さが、敵の不意を衝く戦略的奇襲を可能にしたのである。

加えて日本軍は、植民地兵の離反や後方破壊活動のため謀略・宣伝工作を実施して進撃速度の増大を図る等、非正規戦も配合したハイブリッドな水陸両用作戦を展開したのである<sup>119</sup>。

## 6 ガダルカナル争奪戦—水陸両用作戦の観点からの敗因

昭和17年8月に始まったガ島攻防戦は、日米の作戦距離、兵力がほぼ同等の互角の戦場での、島の支配めぐる海を越えた戦力集中競争であり、その中で制空海権の攻防が生起する日米水陸両用作戦の決戦場であった<sup>120</sup>。この決戦を制するには、敵に優越する重戦力と物資を海路から揚陸する必要があったが、日本軍は、一木、川口支隊、第2、第38師団等の精鋭

<sup>117</sup> 『極秘 馬來攻略作戦経過概要』42頁。

<sup>118</sup> 同上、42頁。

<sup>119</sup> 藤原機関『馬來工作ニ関スル報告』昭和17年3月、JACAR:C14110646200。

<sup>120</sup> 齋藤「ガダルカナル島をめぐる攻防」87-89頁。

部隊を、何れも揚陸以前に損耗し、企図した戦力を発揮し得ず敗退した。

南方攻略作戦では電撃的に成功したのに、ガ島の戦いでは何故に失敗したのか、水陸両用作戦の観点からの主要な原因について考察する。

第1の原因は、先制主導・奇襲を基本とする、日本軍が明治期以降に経験を重ねた戦い方が出来ず、受動に陥った奪回作戦を実施したことである。昭和18年8月7日、米海兵隊1個師団が奇襲的に飛行場を奪取した事態に、日本軍は、当初計画のポートモレスビー攻略作戦よりガ島の奪回を重視し、直に使用可能な一木支隊と川口支隊を急遽投入し、連合艦隊の主力を集中した。この過早の反応は、全般計画の無い準備不十分な奪回作戦を開始することであり、自ら受動に陥ることを意味した。

即ち、日本軍は、一木支隊、川口支隊を駆逐艦の高速輸送で投入したが、駆逐艦では重装備と物資を輸送できず、局部的制空権の不十分と相まって、日本軍自ら不利な態勢を生み出した。重装備の輸送困難な駆逐艦輸送は、第1次上海事変の教訓から避けるべき要領であったが、米軍の態勢未完の戦機を追求するあまり、上陸後の戦力発揮を蔑ろにしたのである。このため、一木支隊は全滅し、川口支隊は大損害を受けて総攻撃は頓挫し、米軍の橋頭堡と航空優勢は一段と強化された。更には、ガ島奪回作戦の発動は、当初のポートモレスビー攻略を優先する戦略の変更を意味し、戦略的にも受動に陥った。このことは、戦略的作戦的に拙劣な対応であり、本来の戦力発揮を阻害する大きな要因であった。加えて、ガ島奪回の第17軍は、当初、司令部に参謀は3名で兵站部門は無く、戦略単位の師団を欠いた支隊集成の守備軍的部隊であり、水陸両用の奪回作戦を主宰する態勢にはなかった<sup>121</sup>。一方米軍は、海軍と海兵隊を核心とする南太平洋方面軍として、陸海空の戦力を統合して計画的に攻勢を開始した<sup>122</sup>。故に、米軍上陸の10日や20日後に、未知のガ島に急遽上陸した一木支隊や川口支隊が、いかに歴戦の精鋭としても十分な戦力発揮は困難だった。

第2には、米海空戦力の脅威下、陸海軍の作戦思想の相違、特に海軍の艦隊決戦重視の作戦思想が、海軍に、陸戦の支援よりも艦隊決戦を追求させ、緊密な陸海協同を阻害したことである。此のため海軍は、艦隊決戦を重視してガ島の制圧や船団護衛が不十分となり、陸軍は企図した兵力と物資を揚陸できず<sup>123</sup>、陸海の戦闘力を総合発揮できなかった。

<sup>121</sup> 戦史叢書『南太平洋陸軍作戦(1)』147頁。

<sup>122</sup> 同上、234-235頁。

<sup>123</sup> 齋藤「ガダルカナル」93、106、110、112頁。

特に、ガ島の戦いは、陸軍との調整もなく、戦闘力の無い海軍設営隊をもって最前線に飛行場を建設し、これを米海兵隊に奪取されると言う、海軍側の戦略・作戦・戦術上の不手際から生起しており<sup>124</sup>、海軍は、陸軍の上陸を全力で掩護すべきであった。陸軍の戦術的常識からすれば、戦略的に重要な飛行場を建設するならば、先ず敵の反撃に耐えうる掩護部隊により島を確保したうえで、飛行場を建設すべきである。海軍には、陸戦における作戦・戦術の基本の理解が不十分であったものと思われる。

しかし、ミッドウェー海戦の雪辱に燃える連合艦隊は、ガ島の制圧や陸軍の掩護よりも、艦隊決戦を求めたのである<sup>125</sup>。故に、海軍は、米軍上陸の翌日生起した第1次ソロモン海戦では、米艦隊を撃滅したが、目前の米軍輸送船団を攻撃しなかった<sup>126</sup>。第2師団の総攻撃時に生起した南太平洋海戦は日米両機動部隊の決戦だったが、飛行場奪回に何ら寄与せず、米軍の航空優勢は維持されたままであった<sup>127</sup>。

第3には、支那大陸での圧倒的な海空優勢下に発展した、陸軍主導の近海・大陸介入型の上陸作戦が、制空海権の争奪を伴う海洋での島嶼作戦に適合し得なかったことにある。陸軍は、上陸作戦の前提として局地的制空海権の重要性を認識していたが、明治以来の日本近海での果敢な船舶輸送の成功体験から、深刻に理解していなかった。このため、上陸作戦綱要等の記述通りに、僅かな勝機を追求して敵航空優勢下、無理な輸送を強行し大損害を受けた<sup>128</sup>。船舶輸送司令官を務めた田尻中将は、昭和15年の偕行社記事で、「優勢なる飛行機を以て制空権を獲得することは絶対必要である。否寧ろ此の二者(制海空権)が我が手中に帰せなければ上陸作戦は成立しない<sup>129</sup>」と正しく認識していたが、生かされなかった。

特に、海軍に陸軍用の輸送艦艇が無く、低速の徴傭商船主体だったことは、敵航空優勢下の遠海域での運用を困難にした。支那事変までは、制海空権が日本側にあり、航海も3日程度で低速輸送船団でも対応できたが、広大な太平洋、特に零式戦闘機の長大な航続力でも限界に近いラバウル、ガ島間の片道1千kmに及ぶ遠距離では能力不足であった<sup>130</sup>。「優勢ナル敵

<sup>124</sup> 戦史叢書『南太平洋陸軍作戦(1)』211-213頁。

<sup>125</sup> 吉田昭彦「南太平洋海戦とガダルカナル島争奪戦」『波濤』40号、1985年5月、25-26頁。

<sup>126</sup> 戦史叢書『南太平洋陸軍作戦(1)』1968年、252-254頁。

<sup>127</sup> 吉田「南太平洋海戦」27頁。

<sup>128</sup> 齋藤「ガダルカナル」111-113頁。

<sup>129</sup> 田尻「支那事変」76頁。

<sup>130</sup> 大内『揚陸艦艇入門』237-239頁。

軍下ニ於ケル船舶作戦」として、敵航空優勢下の長距離航行間の損害極限のため「輸送船の速力ノ増大、防空火器ノ完備、噸数ノ適当ナルコトモ肝要」であり、経空海脅威を避けて一夜に迅速に揚陸可能な速力 18kt、3千 t 級の中型船や戦車揚陸艦等の揚陸容易な艦艇が必要だった<sup>131</sup>。また、「敵絶対制空下ニ於ケル揚陸作業ニモ拘ラス（中略）一度投錨スルヤ（中略）全部ノ揚陸完了スルニアラサレハ抜錨」しない支那事変までの旧態依然の揚陸要領が、「徒ニ敵機ノ好餌」となり船舶に多大の損害を招いたのである<sup>132</sup>。更には、大型の揚陸艇が無く重資材の揚陸に時間を要し、物資を運搬する車両も不足する、日本陸軍の揚陸能力の問題があった<sup>133</sup>。このため、揚陸物資が爆撃や艦砲射撃により、海岸で多数が焼失した<sup>134</sup>。陸軍の兵站軽視や銃剣突撃が非難されがちだが、重戦力を揚陸できず、結果的にそうなった面が大きいのである。

第4には、日本軍の教条主義が、無理な作戦強行を助長するとともに、陸海軍の協同を阻害したことである。陸軍の典範類には、ガ島で実施された「舟艇による蟻輸送」や「輸送船の擱座上陸」そのままの、局地的制空海権を軽視した条文が存在した。そして陸軍は、その条文を想定外の遠海的环境下で、ボーゲンビル島から1個連隊を大発で輸送する等<sup>135</sup>、無理やり実行した。作戦環境に応じて原則を適用するのではなく、教条的に原則を適用したのである。一方、海軍は、海洋戦場では飛行場等の基地を確保する陸上戦力との連携が重要であるにも拘らず、艦隊決戦を追求する傾向にあり、結果的にガ島飛行場を制圧できず、局地的制空権を喪失し艦隊決戦にも敗北した。

第5には、最も根本的な問題として、陸軍主体の軍事海運と上陸作戦の伝統が、海軍の陸軍輸送への関心を低下させたことにある。連合艦隊参謀の宇垣纏は、輸送船団の損害に対し、「海軍の艦艇に在らざる故をもって関心薄き<sup>136</sup>」と日記に記している。ガ島の戦いの目的は、艦隊決戦でなくガ島の奪回であり、陸軍の安全な上陸が最も重要であったが、長い伝統の

<sup>131</sup> 船舶兵団司令部「ソロモン・ニューギニア作戦ニ於ケル将来参考トナルヘキ事項（昭和十七年十月）」『（軍事極秘）大東亜戦争ニ於ケル上陸作戦資料並意見集（第五卷）』153-155頁、JACAR:C14020245600。

<sup>132</sup> 「船舶砲兵第一聯隊「リ」號研究作戦ニ於ケル意見（昭和十七年八月）」『（軍事極秘）大東亜戦争ニ於ケル上陸作戦資料並意見集（第六卷）』160-161頁、JACAR:C14020245800。

<sup>133</sup> 大内『揚陸艦艇入門』128頁。

<sup>134</sup> 服部『大東亜』339頁。

<sup>135</sup> 同上、334、343頁。

<sup>136</sup> 宇垣纏『戦藻録 前編』日本放送出版協会、1952年、235頁。

弊害により陸海軍の認識が重要な局面で一致しなかったのである。海洋での上陸作戦の様に「制空海権を基本的な前提として、敵勢力圏に侵攻していく場合には、海軍が護衛とか支援というかたちで協力することに終始したのでは、うまくいかない<sup>137</sup>」のである。一方米軍は、米海軍が輸送を担当し、「海軍に所属し、海軍士官の指揮する艦船で上陸部隊と物資が運ばれ海軍自らのこととして、上陸が行われた<sup>138</sup>」のである。

以上のような問題により、日本軍は、駆逐艦の「鼠輸送」以外、陸軍輸送船団による重戦力の揚陸に失敗し、米軍橋頭堡を破砕できなかった。日本軍は、水陸両用作戦の能力を有したが、受動的な作戦指導により大陸介入式の水陸両用作戦の欠点が噴出し、その能力を発揮し得なかったのである。

では、本来有する能力を発揮する可能性は無かったのか。もし次のようにすれば、日本軍本来の作戦能力を発揮し、米軍が逆に日本軍が陥った窮地に立たされたのではないか。

第1は、直ちに奪回作戦を発動せず、先ず海空作戦により米海兵隊を孤立化し、その間に陸軍部隊を集結し調整された陸海軍協同の上陸作戦を敢行することである。精強を誇る一木、川口支隊、第2、第38師団が、重火器や物資を含めて海没せずに上陸できれば、実戦経験に勝る日本陸軍が米海兵隊を撃破できた可能性は高い。実際に、米軍は、ガ島上陸直後の第1次ソロモン海戦で護衛艦隊を喪失して揚陸を中断して補給不足に陥っており、そこに逆上陸が成功すれば、勝機は十分にあった<sup>139</sup>。

第2は、ガ島を放棄し、ラバウル周辺で米軍と決戦することである。日本軍の根拠地ラバウル周辺ならば、有利な態勢で作戦を展開できただろう。

## 7 結論—水陸両用作戦としての日本軍渡洋上陸作戦の再評価

『失敗の本質』やポール・ケネディの『第2次大戦影の主役』が、日本軍が水陸両用作戦に無関心でその開発を怠ったとするのは、歴史事実を踏まえない誤った評価であると言える。

本論での検証から明白な様に、日本軍は、自ら編み出した水陸両用戦争・作戦を展開していた。水陸両用作戦の用語は無かったが、実態として日本式の水陸両用作戦をその時代毎の特性を以て実施していたのである。参謀本部作戦課長だった服部卓四郎は、米軍が「大規模なる所謂水陸両用作戦

<sup>137</sup> 八束『太平洋戦争初期』84頁。

<sup>138</sup> 八束『太平洋戦争初期』85頁。

<sup>139</sup> 児島襄『太平洋戦争(上)』中公新書、1965年、260-270頁。

により、飛び石的に航空基地を奪取し、逐次に制空制海権を拡大する方式を以て<sup>140</sup>反攻作戦を実施するとは予期しなかったと、戦後述べているが、日本軍自体が自らの戦争について自覚していなかったと言えよう。実際には、米軍も認めるように、先進的な水陸両用作戦を陸海軍協同で展開していたのである。

日本軍は、明治維新以降、国防と国外権益の保護のため必然的に大陸での海外作戦が必要であり、それを実現するための渡洋上陸作戦が、対外戦争遂行のための重要な基盤であった。こうして、日本の渡洋上陸作戦は、大陸への介入手段として発展したのであり、日本軍は、第1次大戦以前に於いて、陸海軍協同で数個師団を整齊と上陸させる能力を有していた。

第1次大戦後に水陸両用作戦を準備したのは米英2ヵ国とするのも、大きな事実誤認であると言える。日本陸海軍は、ガリポリ上陸作戦の戦訓を研究して、将来戦の大規模化、立体化に対応する日本式上陸作戦の将来作戦構想を描き、長期的視野で将来の上陸作戦への準備を行っていた。この成果が、支那事変に於いて発揮され、世界に先駆けて「艦船から海岸」への日本式上陸方式を完成させることが出来たのである。

支那事変では、杭州湾上陸作戦を筆頭に、師団以上の大規模上陸作戦を10回程度実施し、敵前上陸能力を物心両面にわたり向上させた<sup>141</sup>。この間、空母機動部隊を含む艦隊及び航空兵力と連携した立体的な上陸作戦を経験した。こうして、日本陸海軍は、「航空—水陸両用作戦」の原型を創出し、大東亜戦争での海洋戦争・島嶼作戦に対応する基盤を構築したのである。

大東亜戦争では、南方攻略作戦を電撃的に成功させ得たのは、支那事変で開発した「航空—水陸両用作戦」を応用して、航空基地を推進しながら上陸作戦を繰り返す方式を進化させたことにあった。南方資源地帯の早期占領には、上陸作戦を複数正面に同時連続で実施する必要があり、高度な船舶輸送、上陸及び協同作戦能力が必要である。従って、敢えて言えば、高度な渡洋上陸作戦能力が無ければ、日本は大東亜戦争を開始できなかつたと言えよう。日本軍の高い水陸両用作戦能力が、短期間での南方要域攻略の可能性を担保していたのであり、作戦戦術能力の観点から、日本軍の上陸作戦は、戦争発動を可能にした極めて重要な機能であった。

当時のドイツ軍も、日本の上陸作戦を評価していた。ロンメル元帥の参謀ルーゲ提督は「開闊した海岸に対する、組織的で迅速な大規模上陸の上

---

<sup>140</sup> 服部『大東亜』162頁。

<sup>141</sup> 田尻「支那事変」59-73頁。

陸を目的とした舟艇を設計し、戦闘法を開発したのは日本陸軍であった。(中略)一方、米軍と英軍は日本軍の舟艇を改良し、日本軍のやり方に修正を加え<sup>142)</sup>大規模な上陸作戦を実施したと述べている。皮肉だが、ノルマンディー上陸作戦でのドイツの敗北に、同盟国日本の上陸作戦が関与していたのである。

また、戦術的観点では、日本軍の奇襲上陸の成功を、夜間払暁上陸を金科玉条とするだけで、幸運にも敵の備えが薄弱で成功した<sup>143)</sup>とするのも、適切な評価とは言えまい。現代の米軍統合ドクトリンでは、「水陸両用作戦とは、戦闘力を最も有利な場所とタイミングで正確に投射、割り当てることで敵の意表を衝く<sup>144)</sup>と定義しており、日本軍の上陸作戦思想と軌を一にしている。日本軍の徹底した奇襲の追求が、僅少な損害での敵前上陸を成功させた。日本軍の戦法は意外と現代的であったのである。

しかし、圧倒的の海空戦力優勢の中、比較的近距离の大陸沿岸で発展してきた日本軍の渡洋上陸作戦には、強大な海空軍を有する米英連合軍との海洋戦争・島嶼作戦に対応するには限界が存在した。支那事変は、敵海空軍の脅威が無く且つ比較的近距离での作戦であり、広大な太平洋で島嶼をめぐり、強力な海空戦力を有する米英と戦う場合、通用しない部分もあり、後のガ島争奪戦の失敗の遠因となった。特に、ガ島攻防戦では、海軍の不手際により計画外で急遽作戦が開始され、受動的奪回作戦となり、陸海軍間の潜在的な作戦思想の相違や島嶼作戦に適応しない作戦思想・装備の問題が噴出した。故に、日本軍が有する本来の渡洋上陸作戦能力を発揮し得ないまま敗北した。

## おわりに—現代への教訓

日本軍が実施した渡洋上陸作戦の歴史を振り返った上で、海洋での水陸両用作戦に就いて、現代への教訓を提示する。

水陸両用作戦は、制空海権を前提とする攻勢作戦であり、常に先制主導性を保持することが重要である。海洋での島嶼争奪戦は、局地的な制空海権を争いつつ流動的に展開する性質があり、ガ島の日本軍の様に、敵の先

<sup>142)</sup> F・ルーゲ『ノルマンディーのロンメル』加登川訳、朝日ソノラマ、1985年、23頁。

<sup>143)</sup> 末国「戦史に見る」14頁。

<sup>144)</sup> 米統合参謀本部「JP3-02 水陸両用作戦 (Executive Summary)」後潟桂太郎訳『海幹校戦略研究』第2巻第1号増刊2012年8月、5頁。

取に即反応して急遽不十分な態勢で作戦を開始すべきではない。制空海権の確保や上陸部隊の作戦準備を整え、万全を期して主導的に作戦を開始することが大切であり、それが困難な場合、無理な作戦実施は控え後図を策すべきである。

ガ島の敗因に観る如く、常に海上からの輸送と掩護に依存する海洋の島嶼作戦では、緊要な時期と場所の航空海上優勢の保持が不可欠であり、作戦遂行の大前提である。将来の水陸両用作戦では、陸海空の統合の下、航空海上優勢の推移を見極め、作戦を遂行することが大切である。

海洋での水陸両用作戦は、大陸沿岸への作戦以上に陸海軍の強固な連携、特に海軍主導による統合が求められる。日本軍の水陸両用作戦は、近海の大陸沿岸に上陸する形式で発展した。この場合、船舶輸送と上陸前後の一次的な陸海軍協同で事足りた。何故なら、大陸への上陸は「最初の上陸のあと海軍の主眼は海上交通の保護<sup>145)</sup>」程度で十分だからである。しかし、遠海特に海洋の島嶼作戦では、島々は海により分散孤立するとともに、海上からの艦隊の威力圏内に覆われ、戦闘から兵站支援に至るまで、海上の基盤に依存せざるを得ない。その上太平洋では、「上陸は何回も繰り返し行わなければならないので連続した海軍力の支援<sup>146)</sup>」が不可欠であった。

このように、海洋と大陸では、水陸両用作戦の特性が異なるのである。従って、将来の南西諸島防衛においては、海上自衛隊が陸上自衛隊の海上輸送の責任を負うことを基本とし、特に奪回作戦では、陸上自衛隊の上陸を、海上・航空自衛隊が全力で掩護・主導する態勢が必要である。一方、陸上自衛隊は、海洋での水陸両用作戦が、海空戦力を基盤とすることを理解し、海空自衛隊との一体的作戦思想を構築するとともに、艦隊を基盤とする戦術、大発動艇の様な上陸資材、揚陸を支援する上陸工兵等を開発する必要がある。

平成 27 年度『防衛白書』には、南西防衛の強化のため、水陸機動団の創設と民間輸送船の活用が示されているが、もしそれだけならば、海軍輸送力に期待できなかった陸軍主導の上陸作戦と類似した構造になる可能性がある。島嶼作戦では、熾烈な敵の攻撃に反撃しつつ任務を達成する戦闘様相が予想され、輸送艦には護衛部隊と共にこれを排除して、迅速に揚陸搭載を達成することが必要である<sup>147)</sup>。日本軍の失敗に学ぶなら、民間輸送船

---

<sup>145)</sup> 八東『太平洋戦争初期』59頁。

<sup>146)</sup> 同上、59頁。

<sup>147)</sup> 香田洋二「海上自衛隊の将来輸送艦を考える」『世界の艦船』12月号、海人社、2012年10月、168頁。

の活用のみならず、海上自衛隊艦艇としての強襲揚陸艦等の整備・強化が必要である。因みに、海自の「おおすみ」型の場合、わが国中西部から北海道への海上作戦輸送<sup>148</sup>」を基準に建造されており、海洋での奪回作戦には対応していないのである。

最後に、日本軍の渡洋上陸作戦は、水陸両用作戦の教訓に富む戦史であり、米軍だけでなく、日本軍の戦史も参考にすべきである。日本軍、特に陸軍が、将来の作戦構想と長期的視野で、計画的にドクトリンとシステム的な編成・装備を構築した姿勢は、日本の戦史においても稀有のことであり、今後、日本式の水陸両用作戦を開発する上で参考になろう。因みに、日本軍の大発動艇は、気象地形への汎用性が高く、現代の技術を活用すれば、安価でより高速な舟艇が可能であり、現代の幅広い水陸両用作戦にも有用であろう。一方、失敗に至る欠点もあり、同じ失敗をしないためにも、日本軍の欠点を自らのこととして深く研究することが大切である。日本陸海軍ともに、典範令を金科玉条とする教条主義の傾向が在り、同じ日本人として注意を要する。

何れにしても、海を越える作戦は、陸海軍の思想の統一、船舶・舟艇を含む編成・装備・訓練等の長期かつ多大の準備が必要であり、一朝一夕には実行できないことを肝に銘ずることが大切である。

---

<sup>148</sup> 同上、168頁。



## 船舶輸送及び2段上陸の実行手順の概要

(出典：上陸作戦綱要や戦闘戦史に基づき筆者が作成)

- ① 上陸部隊は、複数の乗船地から乗船して奄美や五島の集合地に集結、海軍護衛艦隊と合流し、陸海軍現地協定の締結や協同訓練を実施
- ② 上陸船団は、努めて多くの戦闘部隊を第一回上陸で上陸できるよう、多数の徴用商船を準備し、1隻当たり大隊規模(千~2千人)の将兵、当面の戦闘に必要な物資(3百~千トン)、上陸用舟艇8~12隻を搭載。上陸初期に必要な火砲・戦車等は、大発動艇に積載して輸送船に搭載
- ③ 上陸軍司令部は、通信能力を強化した神州丸のような特殊船に乗船
- ④ 上陸船団は、護衛艦隊の掩護下、泊地に航行し、必要により高速艇により夜間の直前偵察を実施
- ⑤ 上陸船団は、夜間に泊地に進入、進入と同時に船舶工兵が、舟艇母船等に積載した各種舟艇をデッキや船尾門より直ちに泛水、艇隊群を編成して上陸部隊の乗船する各輸送船に舟艇を配当
- ⑥ 同時に輸送船の舷側から、縄梯子を伝って上陸部隊が舟艇に移乗
- ⑦ 上陸部隊を移乗させた艇隊群(指揮は船舶工兵)は、各輸送船の船尾に集結、第1回上陸部隊の発進態勢が整ったならば、上陸部隊指揮官と護衛艦隊の指揮官の合意により、艦艇の発行信号等により発進
- ⑧ 前進隊形は、1~3隻の装甲艇の掩護下、陸軍の高速艇、海軍の内火艇を指揮艇や誘導艇として、大発・小発の各艇隊群は縦隊で前進
- ⑨ 各艇隊群は、距岸kmから上陸態勢の横隊に展開、全速力で前進
- ⑩ 上陸部隊の発砲は、敵に発見されるまで控え、敵の射撃を受けたら、装甲艇の制圧射撃及び煙幕展張の掩護下、各艇の機関銃等により応射し、一意上陸海岸に前進を継続。護衛艦隊の艦砲射撃は、奇襲を優先して上陸前の制圧射撃は控え、上陸時に敵が応戦を開始したら射撃
- ⑪ 上陸点達着後、船舶工兵の「上陸宜し」の指示で、上陸部隊は一斉に上陸。揚陸後の舟艇は、直ちに泊地に帰還し、第2回以降の上陸を準備
- ⑫ 奇襲上陸に成功した上陸部隊は、所在の敵を撃破して、上陸掩護陣地を占領することなく、敵の態勢未完に乗じて努めて奥地まで突進
- ⑬ 第1回上陸部隊の発進後、上陸船団は、上陸効程迅速化のため泊地を海岸に接近させて、2段上陸の態勢に移行し、第2回の上陸を実施。
- ⑭ 碇泊場司令部は、海岸に進出して各種勤務隊を使用して栈橋の構築、艇作業により後続部隊や物資の揚陸を支援し、物資の整理・前送を統
- ⑮ 2回目以降は、艇隊群は組まず、積載次第、逐次に各舟艇毎に揚陸

## Abstract

---

### Strategic Communication (SC) and FDO : Synchronization and problem of foreign communication

ISHIHARA Takahiro

The New Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation was published in April, 2015. There was an acquaintance terminology, FDO(flexible deterrent options) isn't there.

The two governments recognize that these measures need to be taken based on flexible, timely, and effective bilateral coordination tailored to each situation . . .

- assess the situation;
- share information; and
- develop ways to implement the appropriate Alliance response, including flexible deterrent options, as well as actions aimed at de-escalation.

To support these bilateral efforts, the two governments also will coordinate strategic messaging through appropriate channels on issues that could potentially affect Japan's peace and security.

FDO and SC are becoming important as a way using the military power in a prolonged gray zone situation.

The purpose of this research is to clear the operations which are regarded as FDO put into effect and its message effect.

First, a definition of terminology and a concept as FDO and SC are put in order. Next, Case study of past operations.

Case; ①The U.S. Forces correspondence in Taiwan Strait crisis, 1995-96. ②2012, The Japanese strategic message to China and Senkaku-islands nationalization、③2013, Chinese ADIZ setting above the East China Sea and The U.S. correspondence, ④2015, Chinese

constructing artificial island in the South China Sea and correspondence of U.S. forces. These are analyzed and considered from the angle of the strategic message.

### Case Notes

**: An Arbitral Tribunal Constituted under Annex VII to the 1982 United Nations Convention on the Law of the Sea, Arbitration between The Republic of The Philippines and The People’s Republic of China, PCA Case N° 2013-19, Award on Jurisdiction and Admissibility (29 October 2015).**

### YOSHIDA Yasuyuki

On 29 October 2015, the Tribunal constituted under Annex VII to the United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS) in the arbitration instituted by the Republic of the Philippines (RP) against the People’s Republic of China (PRC) has issued its Award on Jurisdiction and Admissibility. This arbitration concerns the role of historic rights to justify so-called “Nine-Dash Line” claimed by PRC, and the source of maritime entitlements in the South China Sea, the status of certain maritime features in the South China Sea and the maritime entitlements they are capable of generating, and the lawfulness of certain actions by PRC in the South China Sea that are alleged by RP to violate UNCLOS. This Article introduces summary of the Award and examines some points of argument, as well as future perspectives.

## **The Reality of The Vietnam's "Hard-Line Approach" to China over The South China Sea Issues : Reasons for emphasis on stable relations with China**

**ICHIYANAGI Kimihiro**

General supposed view of Vietnam's foreign policy toward China over the South China Sea issues, symbolized by the aggressive campaign of the "H.Y.S.Y. 981" incident in 2014, is that Vietnam has taken an offensive against China. However, from the "offensive stance against China" in 2014 in Vietnam ended up in the same development and pattern that has been repeated many times since the two countries normalized diplomatic relations in 1991. While showing a seemingly hard-line stance against infringement of Vietnam's sovereignty by China, Vietnamese officials have visited China and after a certain period of time has elapsed, the crisis has been soon resolved. There is a question that should be made clear here. Why has Vietnam, while taking an hard-line stance against China over the South China Sea issues, always preferred a stable relationship with China in reality? The aim of this paper is to demonstrate the reasons for this question.

This paper shall clarify three factors that determine Vietnam's foreign policy in which Ho Chi Minh has little choice but to compromise over the South China Sea issues.

The first factor is distinctive characteristics of the historical relationship. By looking at the Vietnam and China history, especially the two countries peculiar historical and cultural relations, bilateral relation between the two countries parties is the cornerstone of legitimacy.

The second factor is the Vietnam's threat perception. This is further divided into two elements. One is a delay in the economic development, the second is an alertness to the "peaceful regime-change executed by hostile forces".

For the delay of economic development, through the data analysis of Vietnam's industrial and trade structure, there found a dilemma that

Vietnam's economic development and economic dependency on China are inseparable.

For "peaceful regime-change executed by hostile forces", by tracing the history of the of civil society development in Vietnam, there found that the Vietnamese government needs a proper management of anti-Chinese nationalism in order to stabilize socio-political situation in Vietnam.

The third factor is the existence of a crisis management mechanism between the two countries. The interactive channels of different levels between Vietnam and China revealed that they had worked as a crisis management mechanism in various situations.

These factors illustrate the reality of the "hard-line stance against China" by the Vietnamese government. The reality is that the stance that looks to strengthen the offensive stance to increase the bargaining power has been implemented within the extent does not impair the stable relationship with China. Also as part of the strategic approach based on a reasonable judgment of the contribution to the stability of the internal affairs has been taken into account.

The results of this study suggest while seemingly increasing the offensive stance against China, even Vietnam in the future, the reality is that taking advantage of the crisis management mechanism, a stable relationship with China takes the highest priority. For Japan facing the issues surrounding East China Sea between China, it is necessary to understand that "hard-line approach against china" is very real and rational strategy for Vietnam.

## **The Japanese Army and Navy's Oversea Landing Operation : Reassessment from perspective of Amphibious Warfare**

**NINOMIYA Atsushi**

Previous studies gives the low value to the Japanese oversea landing operation as amphibious operation. But, according to primary sources I

researched, the Japanese military had developed advanced amphibious capability based on the army and naval cooperation through its experience since 1890's and conducted expeditionary military operation with modern amphibious landing capability successfully many times.

The initial amphibious capability had developed in order to send Japanese expeditionary forces to Chinese continent near Japan.

Japan was the first power to develop modern "ship to shore landing attack" technique and "aero-amphibious operation" doctrine which enabled close cooperation among naval, air and landing components. At the early stage of WWII in the Pacific theater, The Japanese forces carried out "Maritime Blitzkrieg" on their own doctrine and equipment, and seized their plural objectives in the remote and vast area in very short period.

Nevertheless, there was a limitation. Because the Japanese amphibious operation had developed in overwhelming sea-air superiority at neighboring sea, the Japanese doctrine and equipment for amphibious operation did not fit the remote ocean under the air-sea battle situation. Therefore, in Guadalcanal battle at the distant ocean, the problem mentioned above was actualized by failure in the strategy instruction that exercised recapture operation passively as an opportunity. As a result, the Japanese amphibious operation was defeated without showing the real power.

## 執筆者・翻訳者紹介

**石原 敬浩** (いしはら たかひろ) 2等海佐 海上自衛隊幹部学校教官(防衛戦略教育研究部戦略研究室)

防衛大学校(機械工学(船舶))卒。米海軍大学幕僚課程。青山学院大学大学院(国際政治学修士)。(株)電通(研修生)。護衛艦ゆうばり航海長、護衛艦たかつき水雷長、護衛艦あまぎり砲雷長兼副長、護衛艦あおくも艦長、第1護衛隊群訓練幕僚、防衛局調査第2課、海上幕僚監部広報室などを経て、現職。

**吉田 靖之** (よしだ やすゆき) 2等海佐 統合幕僚監部首席法務官付法務官(執筆時 海上自衛隊幹部学校運用教育研究部凶演装置運用課)

同志社大学経済学部卒。防衛大学校総合安全保障研究科(社会科学修士)、大阪大学大学院法学研究科(博士(法学))。防衛研究所教官(国際法)、海上幕僚監部情報課、在バーレーン日本大使館防衛駐在官などを経て、現職。

**一柳 公大** (いちやなぎ きみひろ) 1等海佐 海上幕僚監部防衛課業務計画班長(執筆時 海上自衛隊幹部学校幹部高級課程)

産業能率大(経営情報学部)卒。護衛艦しまかぜ航海長、護衛艦ひえい船務長、海幕運用支援課、護衛艦隊幕僚、護衛艦あまぎり艦長、統合幕僚監部運用1課などを経て、現職。

**二宮 充史** (にのみや あつし) 1等陸佐 第2普通科連隊長(執筆時 海上自衛隊幹部学校幹部高級課程)

防衛大学校(人文社会学部)卒。西部方面普通科連隊、陸上自衛隊幹部学校指揮幕僚課程、富士学校普通科部訓練教官、第33普通科連隊第4中隊長、陸上幕僚監部教育訓練部教育訓練計画課、西部方面総監部防衛部訓練課訓練班長などを経て、現職。

【編集委員会よりお知らせ】

『海幹校戦略研究：Japan Maritime Self-Defense Force Command and Staff College Review』は、海上自衛隊幹部学校職員・学生等の研究成果のうち、現代の安全保障問題に関して、海洋国家日本の針路を考えつつ、時代に適合した海洋政策、海上防衛戦略を模索するという観点から取り扱ったものを中心としてまとめ、部外の専門家に向けて発信することにより、自由闊達な意見交換の機会を提供することを目的として公刊するものです。

なお、本誌に示された見解は執筆者個人のものであり、防衛省または海上自衛隊の見解を表すものではありません。論文の一部を引用する場合には、必ず出所を明示してください。無断転載はお断りいたします。

*Japan Maritime Self-Defense Force Command and Staff College Review* is the editorial works of the staff and students' papers from the viewpoint of security issues concerning the course of action of Japan as a maritime nation, and seeking maritime defense strategies and policies suited for today. The purpose of this publication is to provide an opportunity for free and open-minded opinion exchange to the experts of security studies all over the world.

The views and opinions expressed in *JMSDF Command and Staff College Review* are solely those of the authors and do not necessarily represent those of Japan Maritime Self-Defense Force or Japan Ministry of Defense. To cite any passages from the review, it is requested that the author and *JMSDF Command and Staff College Review* be credited. Citing them without clearly indicating the original source is strictly prohibited.

\*\*\*\*\*

〈戦略研究会役員〉

会 長 井上 司

副 会 長 在原政夫 三船 忍

〈『海幹校戦略研究』編集委員会〉

委 員 長 中村 進

委 員 山本勝也 後瀉桂太郎 八木直人 石原敬浩

〈戦略研究会事務局〉

局 長 三上大二

局 員 小笠原崇之

『海幹校戦略研究』第6巻第1号(通巻第11号)

発行日：平成28年(2016年)7月1日

発行者：海上自衛隊幹部学校

(ホームページ)：<http://www.mod.go.jp/msdf/navcol/>

〒153-0061 東京都目黒区中目黒2丁目2番1号

TEL：03-5721-7010(内線5620) FAX：03-3719-0331

e-mail：navcol-cintpln@inet.msdf.mod.go.jp

担 当：戦略研究会事務局

印刷所：海上自衛隊印刷補給隊